



第四次 川越市 スポーツ推進計画

令和8年3月
川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章

(明治 4 5 年制定)



■市の花 山吹（やまぶき）

(昭和 5 7 年制定)



■市の木 かし

(昭和 5 7 年制定)



■市の鳥 雁（かり）

(平成 4 年制定)



ごあいさつ



本市では、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度を計画期間として、第三次川越市スポーツ推進計画を策定し、『「元気」「笑顔」「仲間」があふれるスポーツのまち』を基本理念として、生涯スポーツの推進に努めてまいりました。

この間、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してまいりました。新型コロナウイルスのまん延という未曾有の事態は、人々の暮らしやスポーツへの取組に変化を生じさせ、また、少子高齢化の進展による人口減少や世代構成の変化は、競技人口の減少をもたらし、人々の親しむスポーツにも影響を与えつつあります。他方で、令和3（2021）年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の生み出した感動は、スポーツの新たな息吹となり、そのレガシーの継続が求められています。また、スポーツに取り組むこと自体が生み出す効果を超え、まちづくりや産業の成長など地域創生や経済活性化といった役割がスポーツに期待されるようになっていきます。

こうした状況を踏まえ、本市では第四次川越市スポーツ推進計画を策定いたしました。本計画では、『誰もが気軽にスポーツに親しみ、交流できるまち 川越』をまちの将来像とし、基本目標として、「スポーツに親しむ機会の充実」、「スポーツを通じた交流の促進」、「スポーツ施設の充実」の3つを柱として掲げました。

施策の展開にあたっては、年齢や性別、障害の有無、国籍などにかかわらずスポーツに取り組むことができるインクルーシブなスポーツ環境を整えること、こどもたちが発達段階に応じ、継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、遊びや体験の機会の提供や学校部活動の地域展開などの施策を着実に推進すること、スポーツによって地域の交流を促進し、地域の絆を深めていくこと、スポーツをする・みる・ささえる場としてだけでなく、市民の交流拠点となり、地域の活力を生み出す多様な役割をスポーツ施設に持たせること、その検討にあたっては、民間活力の導入も想定し、効果を高めていくことを意識して取り組んでまいりたいと考えております。

本計画を着実に推進し、スポーツの振興に努めることで、市民生活に活力や潤いが生まれ、すべての市民がスポーツの生み出す価値を享受できる、幸せと魅力のあふれるまちを築いてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なる御尽力を賜りました川越市スポーツ推進審議会の委員の皆様、アンケートや意見公募に際して貴重な御意見をいただきました市民の皆様、その他、本計画の策定に関係された皆様に心より感謝を申し上げます。

令和8年3月

川越市長 森田 初恵

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 スポーツの基本的な考え方	3
5 第三次川越市スポーツ推進計画の達成状況	5
第2章 川越市のスポーツを取り巻く現状と課題	7
1 スポーツをめぐる現状	7
2 川越市の現状	10
3 川越市スポーツ意識調査の実施	27
4 現状と課題のまとめ	37
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 将来像	41
2 基本目標	42
3 川越市総合計画との整合性	43
4 計画の体系	44
第4章 施策の展開	46
基本目標1 スポーツに親しむ機会の充実	46
基本目標2 スポーツを通じた交流の促進	53
基本目標3 スポーツ施設の充実	61
第5章 計画の推進	68
1 期待される連携・協力	68
2 計画の進行管理と指標	70
資料編	74
1 第四次川越市スポーツ推進計画策定の経緯	74
2 指標に関する詳細	75
3 川越市スポーツ意識調査の集計結果について	78
4 スポーツ基本法	100
5 川越市スポーツ推進審議会	109
6 川越市スポーツ施策推進庁内検討委員会設置要綱	112

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

スポーツは、身体を動かすという人間の根源的な欲求に応える活動であるとともに、爽快感や達成感、他者との連帯感をもたらし、人生をより豊かで充実したものにする「世界共通の人類の文化」です。また、心身の健康の維持増進はもとより、地域社会における交流の促進やコミュニティの活性化、さらには経済波及効果など、多面にわたる役割を果たしており、市民一人ひとりの「Well-being（幸福な状態）」の実現に不可欠な要素となっています。

国においては「第3期スポーツ基本計画」が策定され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」に加え、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」といった新たな視点が示されました。これを受け、スポーツを単なる競技としてだけでなく、散歩や日常生活での活動を含めた幅広い概念として捉え直し、年齢や性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが自発的にスポーツにアクセスできる環境を整えることが求められています。

本市では、前計画である「第三次川越市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ施策を推進してきました。しかし、計画期間中には新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態に直面し、スポーツ活動の制限を余儀なくされるなど、市民のスポーツライフに大きな影響を及ぼしました。また、少子高齢化の進行や共働き世帯の増加など社会構造が変化する中で、特に働き盛り世代における「時間のなさ」に起因するスポーツ実施率の低迷や、昭和期や平成のはじめに整備されたスポーツ施設の老朽化といった課題が顕在化しています。

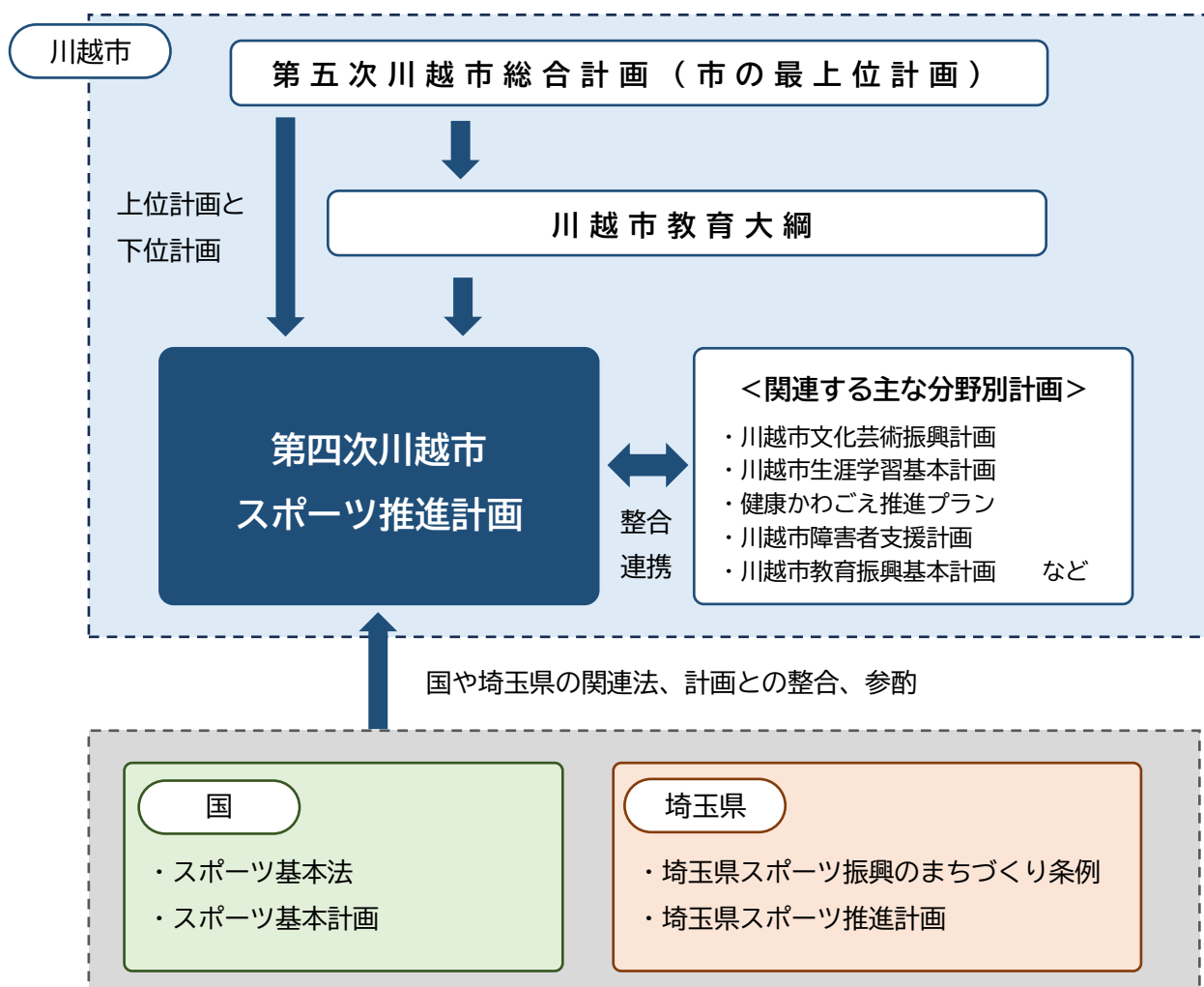
こうした背景を踏まえ、本市では、市民の誰もが日常的にスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流によって地域の絆を深め、心身ともに健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、本市のスポーツ推進の指針となる「第四次川越市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「誰もが気軽にスポーツに親しみ、交流できるまち 川越」を将来像に掲げ、スポーツが持つ力によって、市民の暮らしに豊かさや潤いが生まれることを目指し、取組を進めていきます。

2 計画の位置付け

スポーツ基本法第10条において、「地方スポーツ推進計画」は、スポーツ基本法に示された理念の実現に向けて国が策定した「スポーツ基本計画」を参酌して、地域の実情に即して定めるよう努める旨が定められています。「第四次川越市スポーツ推進計画」は、同法に定める地方スポーツ推進計画として位置付けます。

計画の策定にあたっては、埼玉県がスポーツを推進していく上で目指すべき施策の方向性や取組を示した「埼玉県スポーツ推進計画」や、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した「第五次川越市総合計画」、文化・健康・福祉・教育などの各分野の関連計画との整合性を図り、本市のまちづくりにスポーツの面から寄与するものとします。



3 計画の期間

計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

4 スポーツの基本的な考え方

本計画では、市民一人ひとりが心身ともに健康で豊かな生活を過ごすことができるよう、スポーツの概念を幅広く捉えることを基本的な考え方とします。スポーツ基本法の前文では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることを示しており、この権利を保障するために、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性などに応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画する機会を確保されなければならないとされています。

スポーツとは、必ずしも自身で競技を行うという概念に限定されません。健康の維持増進のため行われるウォーキングやジョギング、筋力トレーニングなどのエクササイズはもちろん、自宅から近くのコンビニエンスストアに車でなく徒歩で買い物に行くこと、通勤などで歩けるところは歩くことなど、少し生活習慣や意識を変えて取り組む日常の身体活動もスポーツの第一歩と捉えます。これは、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにするという基本理念に基づくものです。日常生活に無理のない形でスポーツを組み込み、市民の健康の維持増進に重要な役割を果たし、「Well-being（幸福な状態）」につながる社会を目指します。

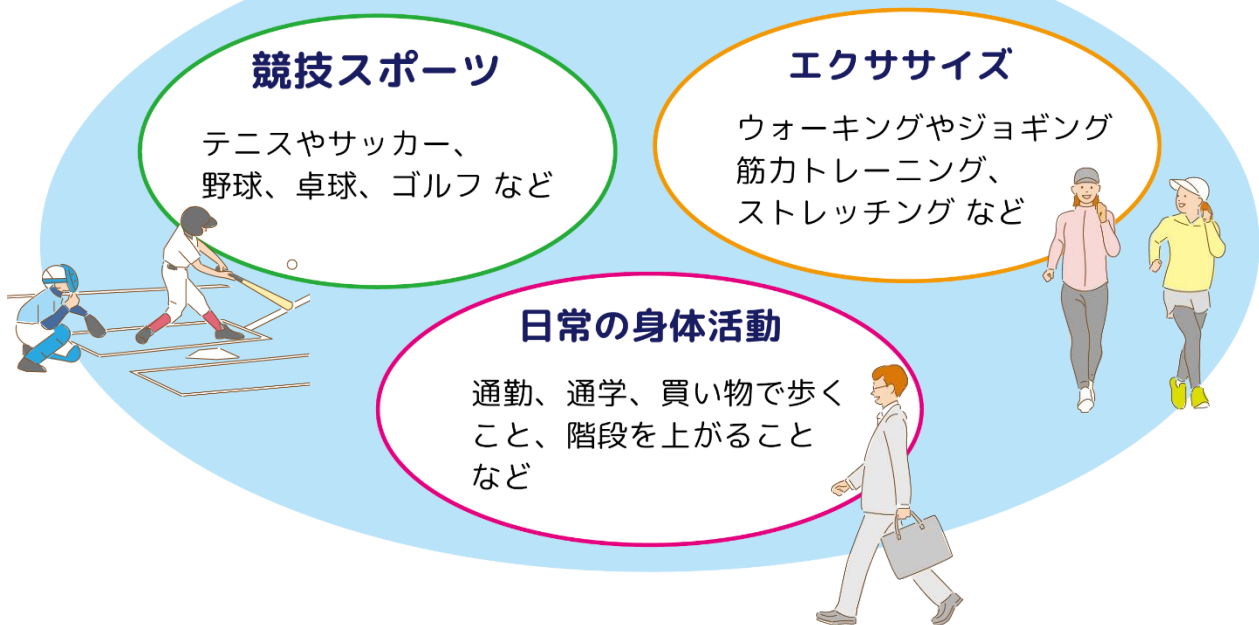
本来、スポーツは楽しいものでなくてはならず、その語源には「気晴らしをする」「楽しむ」「遊ぶ」といった意味が含まれていたという説もあります。健康づくりのウォーキング、ラジオ体操、親子で楽しむ遊びなど、何が楽しいと感じるかは人によって様々ですが、国の第3期スポーツ基本計画では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つものと捉えています。

スポーツを通じて人と人とのコミュニケーションや、他の人との会話を楽しむ機会が多く生まれます。スポーツを行うために人が集まり、顔を合わせることは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成する上で重要な要素となります。

また、スポーツは、地域経済に多様な効果をもたらします。大会やイベントの開催は、参加者や観客の来訪による宿泊・飲食・交通などの消費を生み、地域産業の活性化につながります。加えて、スポーツ参画人口の増加は、健康、食、観光、ファッション、文化芸術などとの融合や、新たなスポーツ用品の開発・活用などを通じて、スポーツ産業市場の拡大を後押しします。こうした直接・間接の波及効果により、スポーツは地域経済の成長と活力の向上に重要な役割を果たしています。

さらに、スポーツが世界共通の人類の文化であるという認識のもと、全ての市民がその価値を享受できる環境整備に努める必要があります。特に、年齢や性別、障害、経済・地域事情などの違いによって、スポーツ活動への参加や継続に差が生じないように、スポーツに「誰もがアクセスできる」社会の実現を目指します。

運動 = 広義のスポーツ



eスポーツとは？

eスポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。

eスポーツの特徴は、年齢や性別、身体的条件に左右されにくい点です。高い反射神経や戦略的思考、チームワークが求められる一方、身体的負担は比較的少なく、誰であっても参加・観戦が容易です。こうした特性から、若者世代だけでなく、高齢者や障害のある人も含めた多様な人々の交流の場としての可能性が期待されています。

また、トップ選手の出場する大会では、多くの観客を集め、多額の賞金が設定されるなど、経済的な効果も期待されます。

eスポーツをスポーツに含めるかどうかという議論も散見される中で、今後の動向が注目されます。

コラム

5 第三次川越市スポーツ推進計画の達成状況

本計画の前計画にあたる「第三次川越市スポーツ推進計画」においては、次に示す10項目を計画の指標として掲げました。

前計画の計画期間である令和4（2022）年度から令和7（2025）年度においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延という特殊な事情を主な要因として、指標値が大幅に悪化し、各種イベント参加者数などコロナ禍以前の数値まで回復できない項目がありました。

①スポーツを週1回以上行う20歳以上の市民の割合

実績値 平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 令和7年度
60.2%	-	-	-	-	66.3%	-	65.0%

川越市民の健康について アンケート調査（5年毎に実施）

②ボランティア活用の大会・イベント数

実績値 平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 令和7年度
3件	3件	0件	0件	2件	2件	2件	5件

生涯スポーツフェスティバル（令和元年度まで）

小江戸川越ハーフマラソン（令和2年度、令和3年度は中止）

障害者グラウンドゴルフ教室（令和2年度、令和3年度は中止）

③企業・大学との連携事業数

実績値 平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 令和7年度
2件	2件	0件	0件	1件	2件	2件	5件

小江戸川越ハーフマラソン（令和2年度、令和3年度は中止）

埼玉西武ライオンズ（令和2年度、令和3年度はコロナのため、令和4年度は熱中症警戒アラート発表のため中止）

④プロスポーツの誘致数

実績値 平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 令和7年度
2件	3件	1件	1件	1件	4件	3件	4件

令和元年度 ちふれA S エルフェン埼玉（女子サッカー）、埼玉アザレア（男子バレーボール）、T. T 彩たま（男子卓球）

令和2年度 ちふれA S エルフェン埼玉

令和3年度 埼玉アザレア

令和4年度 埼玉アザレア

令和5年度 ちふれA S エルフェン埼玉（2回）、ENEOS サンフラワーズ（女子バスケットボール）、SAITAMA BB DREAM CUP（バスケットボール）

令和6年度 春巡業大相撲川越場所、ちふれA S エルフェン埼玉、埼玉アザレア

⑤市ホームページの情報登録数

実績値 平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
0 件	-	-	-	0 件	0 件	0 件	10 件

※市ホームページでの、市主催以外のスポーツ大会等の登録情報数（注：令和 3 年度以前の集計なし）

⑥スポーツ教室参加者数

実績値 平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
3,855 人	2,167 人	380 人	690 人	1,577 人	2,628 人	2,441 人	4,000 人

⑦総合型地域スポーツクラブの数

実績値 平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
4 件	4 件	5 件	5 件	6 件	6 件	6 件	6 件

芳野スポーツクラブ、川越水上公園スポーツクラブ、川越山田スポーツクラブ、ふくはらスポーツクラブ、一般社団法人 Learn and Grow(LAG スポーツクラブ)、南古谷総合型地域スポーツクラブ 計 6 クラブ

⑧スポーツ大会等参加者数

実績値 平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
41,853 人	40,595 人	0 人	15,143 人	31,574 人	36,694 人	36,900 人	45,000 人

⑨川越運動公園スポーツ施設利用者数

実績値 平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
294,477 人	266,321 人	149,905 人	216,897 人	226,877 人	250,685 人	256,432 人	300,000 人

陸上競技場、総合体育館、テニスコートの利用者数の合計

⑩スポーツ指導者講習会等参加人数

実績値 平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	目標値 令和 7 年度
2,767 人	1,660 人	348 人	938 人	1,341 人	1,390 人	1,247 人	3,000 人

川越市スポーツ協会 スポーツ指導者講習会（本部事業と加盟団体事業）、スポーツ少年団スタートコーチ養成講習会、スポーツ推進委員全体研修会、全国スポーツ推進委員研究協議会、女性スポーツ研修会（令和 4 年度まで）の合計

第2章 川越市のスポーツを取り巻く 現状と課題

1 スポーツをめぐる現状

(1) 国の動向

国は、令和4（2022）年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。

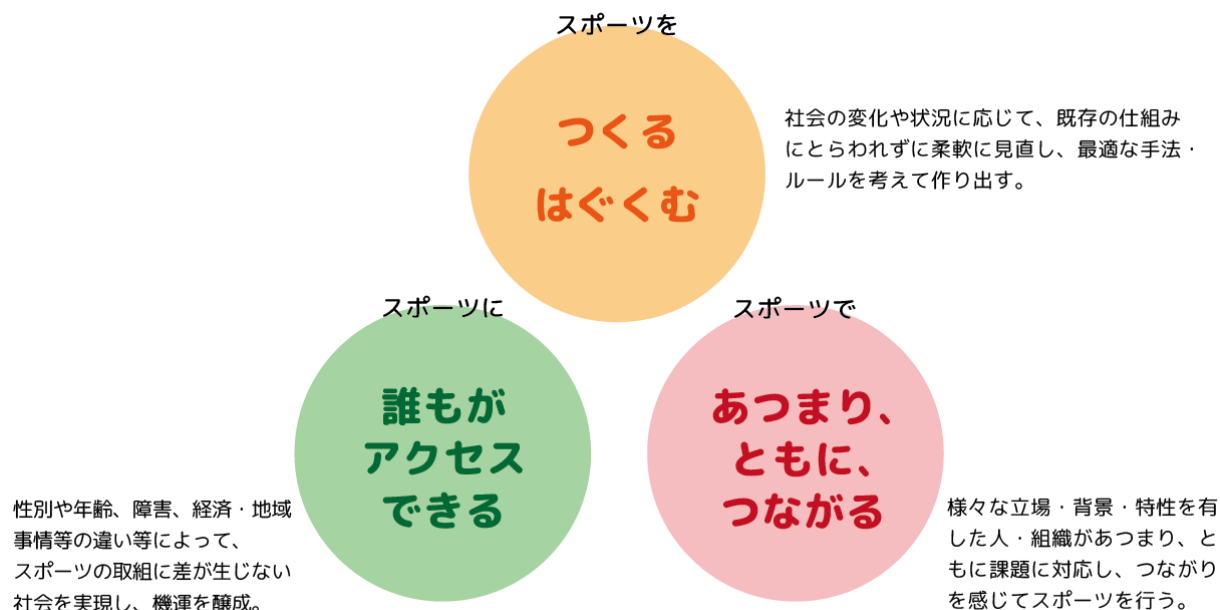
平成23（2011）年のスポーツ基本法制定を契機に、中長期的な視点で国民のスポーツ参加の促進やスポーツ環境の整備が進められています。現在計画期間中にある第3期スポーツ基本計画（令和4（2022）から令和8（2026）年度）では、「する」「みる」「ささえる」に加え、スポーツを「つくる／はぐくむ」、「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じ、「誰もがアクセス」できるという視点が重要とされています。

具体的には、成人・こどものスポーツ実施率向上、障害者スポーツの裾野拡大、女性指導者比率向上、スポーツによるまちづくり、多様な主体が参画できるスポーツの機会の創出などが掲げられています。また、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用し、施設や人材、文化を持続可能な形で地域に還元する取組も進められています。さらに、スポーツ市場の成長産業化やICT活用、地域振興との連携、スポーツによる健康増進も重視され、安全・安心なスポーツ環境の確保やガバナンス強化も政策課題として示されています。近年はコロナ禍を踏まえた感染対策やオンライン・分散型スポーツの導入も進み、誰もが生涯にわたりスポーツに参加できる環境の整備が進んでいます。

スポーツ施設に関しては、スポーツ施設の全体適正化（ストックマネジメント）を軸としつつ、誰もがアクセスしやすい環境の整備（ユニバーサルデザイン）や地域経済の活性化の基盤となるスタジアム・アリーナ施設の整備など、多角的な視点で言及されています。

また、国の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」や「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック」においては、収支の改善や施設を最大限活用するための整備・運用の工夫、設置目的の明確化や運用にかかる評価手法の検討のほか、スポーツとスタジアム・アリーナが生み出す様々な価値の向上に向けた取組や、まちづくり・地域活性化に資するエリアマネジメント視点での整備・活用が重要とされています。

<第3期スポーツ基本計画における新たな「3つの視点」>



<総合的かつ計画的に取り組む12の施策>

①多様なスポーツにおけるスポーツ機会の創出	地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 など
②スポーツ界におけるDXの推進	先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 など
③国際競技力の向上	中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・J S P O（公益財団法人日本スポーツ協会）・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 など
④スポーツの国際交流・協力	国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 など
⑤スポーツによる健康増進	健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 など
⑥スポーツの成長産業	スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 など
⑦スポーツによる地方創生、まちづくり	武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 など
⑧スポーツを通じた共生社会の実現	障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 など
⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化	ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援 など
⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材	民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全N F（中央競技団体）での人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 など
⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保	暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 など
⑫スポーツ・インテグリティの確保	スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の理解増進等の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 など

(2) 埼玉県動向

埼玉県では、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までを計画期間とする「埼玉県スポーツ推進計画」のもと、誰もが生涯にわたりスポーツを楽しめる社会の実現を目指して多面的な取組を進めています。県民の週1回以上のスポーツ実施率は上昇傾向にあるものの、目標とする65%には達しておらず、特に女性や働く世代、子育て世代、障害者など実施率の低い層への支援が課題とされています。

計画では、スポーツ実施率や体力向上、こどものスポーツ意欲、スポーツ観戦割合の増加、スポーツに関するボランティアへの参加割合の増加など複数の数値指標を設定し、モニタリングを行いながら効果的に施策を展開する仕組みが整えられています。また、トップアスリートの育成やスポーツ・インテグリティの確保に加え、スポーツを通じた地域の活性化や共生社会の実現も重視され、観光施策・産業振興施策との連携によるスポーツの成長産業化、スポーツ施設を活用した地域経済の活性化についても言及しています。さらに、eスポーツなど新しい分野の活用や、県民意識調査による課題把握と改善にも取り組み、スポーツを通じた健康、共生、地域づくりを踏まえたスポーツ政策を進めていくとされています。

これらを通じて、埼玉県は「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」の実現を目指しています。

< 施策の展開（4つの基本目標・10の施策） >

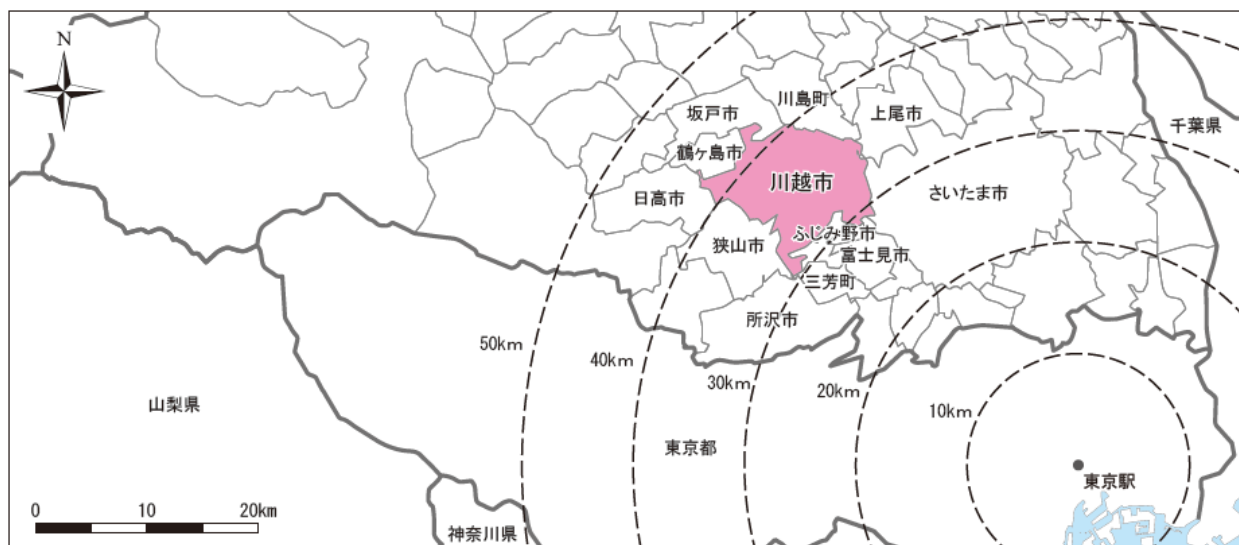
基本目標1 すべての県民にスポーツを ～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～	
	1 スポーツ実施率の低い女性、働く世代・子育て世代のスポーツ機会の充実 2 子供・若者のスポーツ活動の充実 3 パラスポーツの機会の充実 4 スポーツを通じた高齢者の健康増進・生きがいづくり
基本目標2 多彩なスポーツの機会創出 ～県民一人一人がスポーツの価値を享受～	
	5 スポーツを支える基盤づくり 6 スポーツを楽しむことができる多様な機会の創出
基本目標3 県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出 ～スポーツ先進県埼玉の更なる発展～	
	7 スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上 8 スポーツ・インテグリティ及び安全・安心の確保
基本目標4 社会におけるスポーツの力の発揮 ～スポーツを通じた活力ある社会の実現～	
	9 スポーツによる共生社会の実現 10 スポーツを通じた地域の活性化

2 川越市の現状

(1) 位置および地勢、広域交通網

①位置

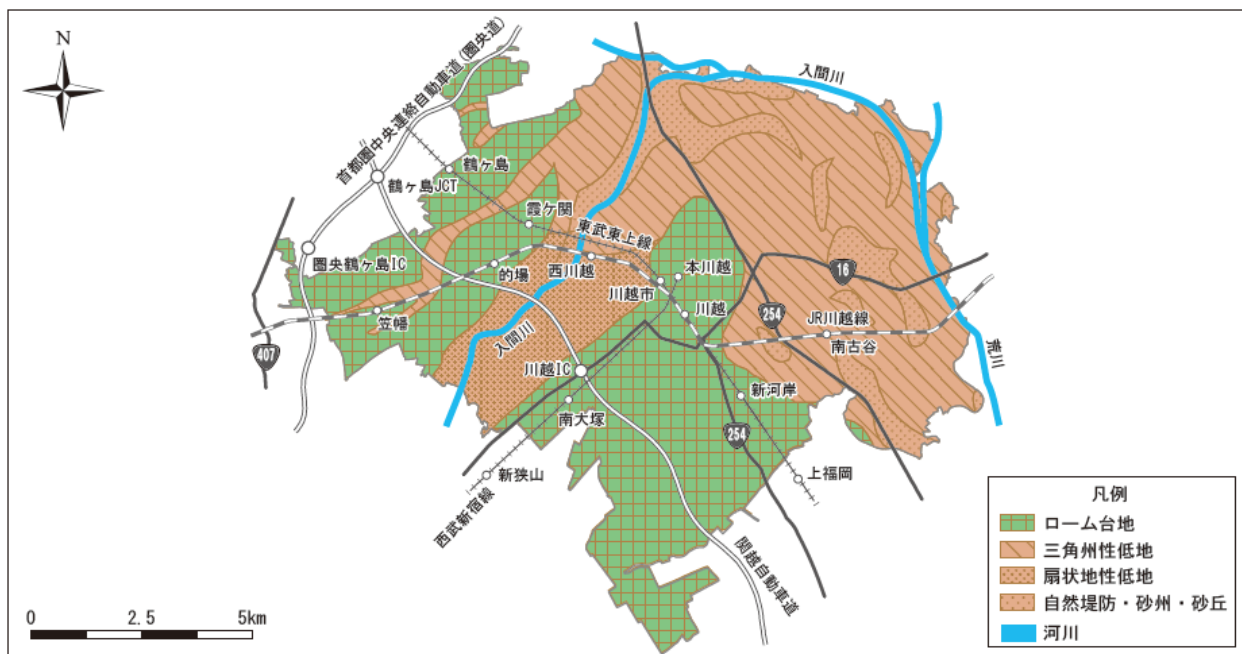
本市は、埼玉県の西部地域、都心から 30 km圏域に位置しています。市域は東西に 16.27km、南北に 13.81km、行政面積は 109.13 km²（県内では8番目に広い面積）となっています。



出典：第五次川越市総合計画

②地勢

本市の地形は、市の中央部から南部及び西部に広がる台地と、北部や東部を中心とする荒川、入間川沿いの低地に大きく分けられます。地形を構成する地盤は、台地部では関東ローム層で構成される比較的強固な地盤となっている一方、低地部では粘土層や泥炭層の軟弱な地盤となっています。また、一級河川 10 河川、準用河川 4 河川など多くの河川を有しています。おおむね、関東平野の中心部に位置し、市の全域が高低差の少ない平地になっています。

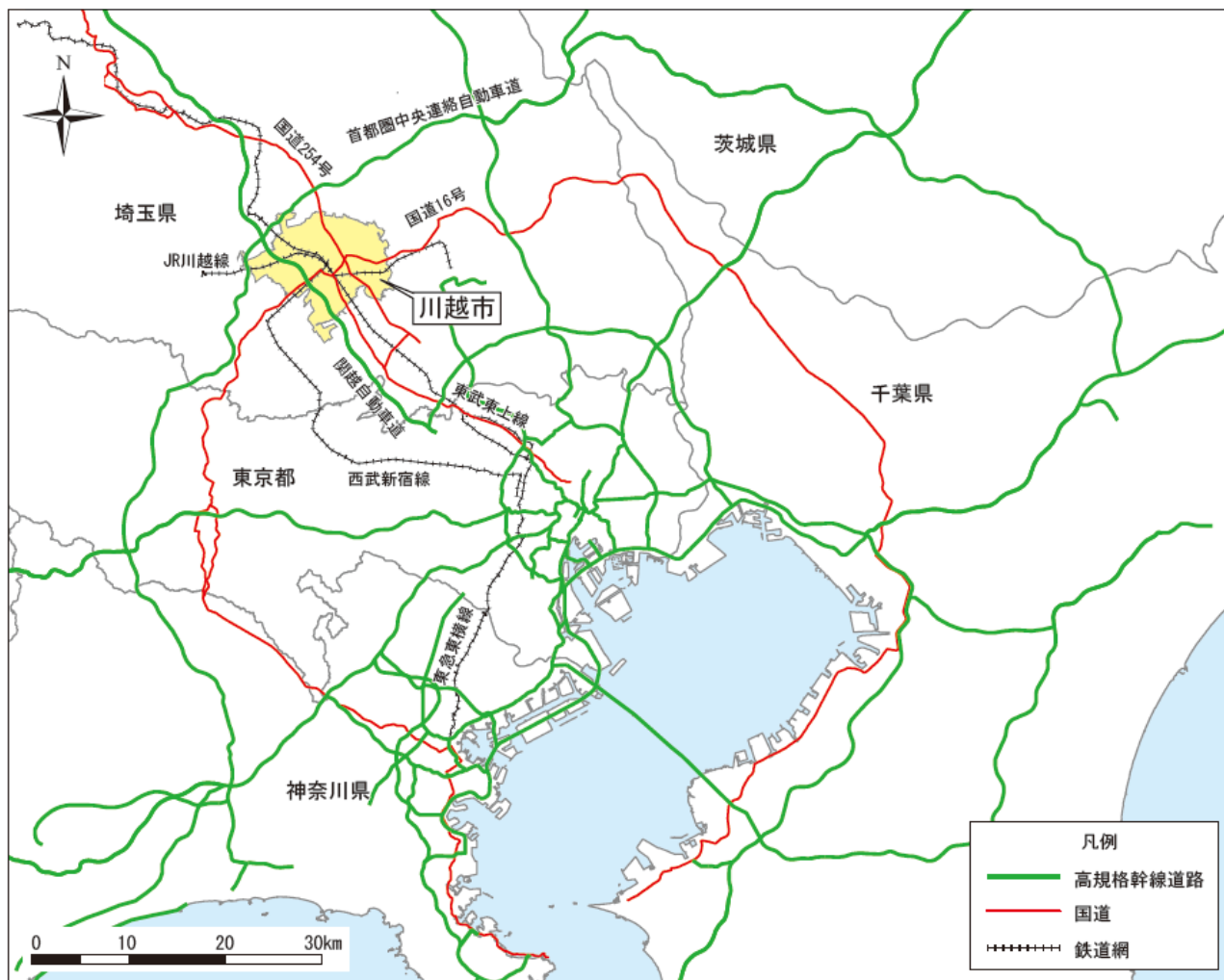


出典：第五次川越市総合計画

③広域交通網

道路網については、関越自動車道（関越道）が市域南西部を南北に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市域北西部を沿うように通っています。また、国道 16 号が東西に、国道 254 号が南北に通っています。

鉄道網については、JR 川越線、東武東上線、西武新宿線の 3 路線が運行されており、東京都心部や横浜方面へ乗り換えなしでアクセスすることが可能です。



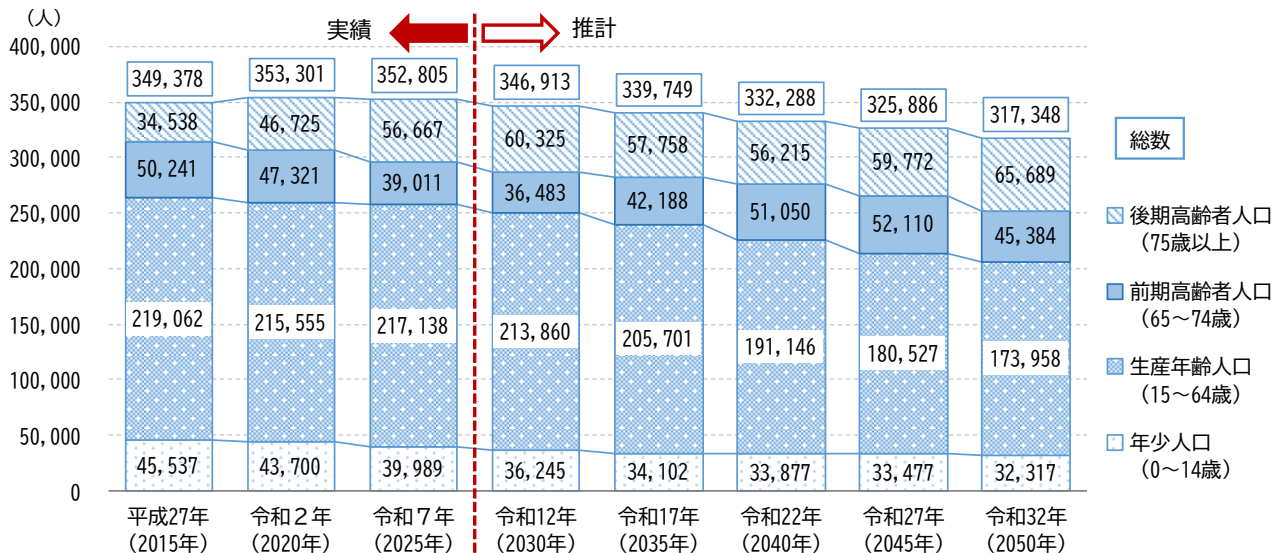
出典：第五次川越市総合計画

(2) 人口

①年齢区分別人口の推移と推計

本市の人口の年齢別構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が、それぞれ減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加傾向で推移しています。本市が行った将来人口推計によれば、今後も、同様の傾向で推移していくと見込まれています。

年齢区分別人口の推移と推計（人数）



出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）

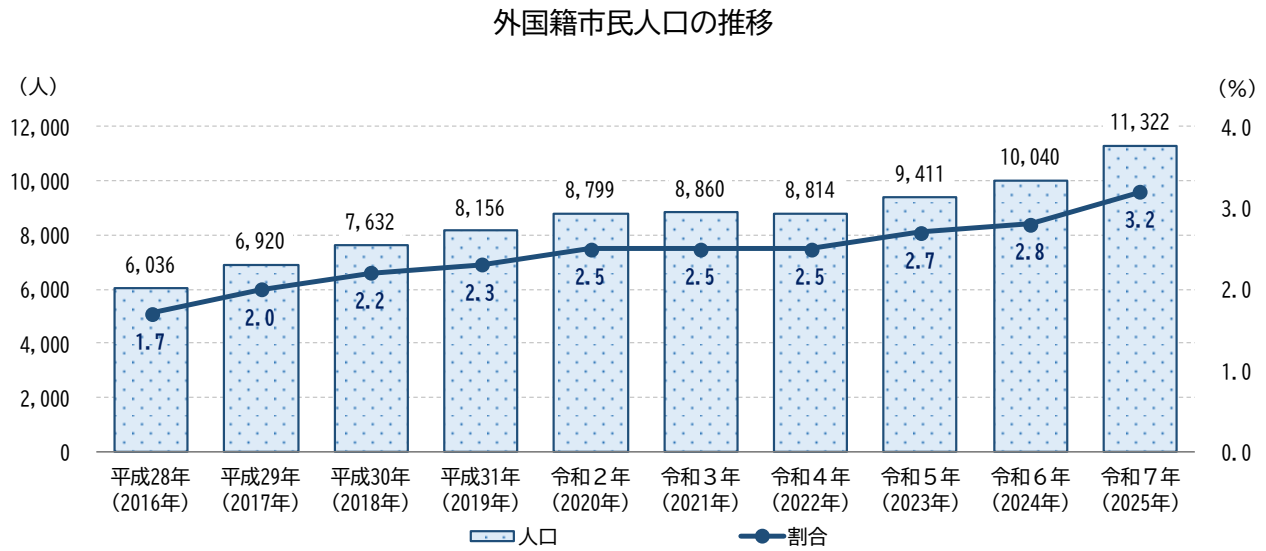
年齢区分別人口の推移と推計（構成比）

	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)	令和 32 年 (2050 年)
高齢者人口 (65 歳以上)	24.3%	26.6%	27.1%	27.9%	29.4%	32.3%	34.3%	35.0%
後期高齢者人口 (75 歳以上)	9.9%	13.2%	16.1%	17.4%	17.0%	16.9%	18.3%	20.7%
前期高齢者人口 (65～74 歳)	14.4%	13.4%	11.0%	10.5%	12.4%	15.4%	16.0%	14.3%
生産年齢人口 (15～64 歳)	62.7%	61.0%	61.6%	61.6%	60.6%	57.5%	55.4%	54.8%
年少人口 (0～14 歳)	13.0%	12.4%	11.3%	10.5%	10.0%	10.2%	10.3%	10.2%

出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）

②外国籍市民人口の推移

外国籍市民人口は、増加傾向にあり、直近 10 年間で大幅に増加しています。



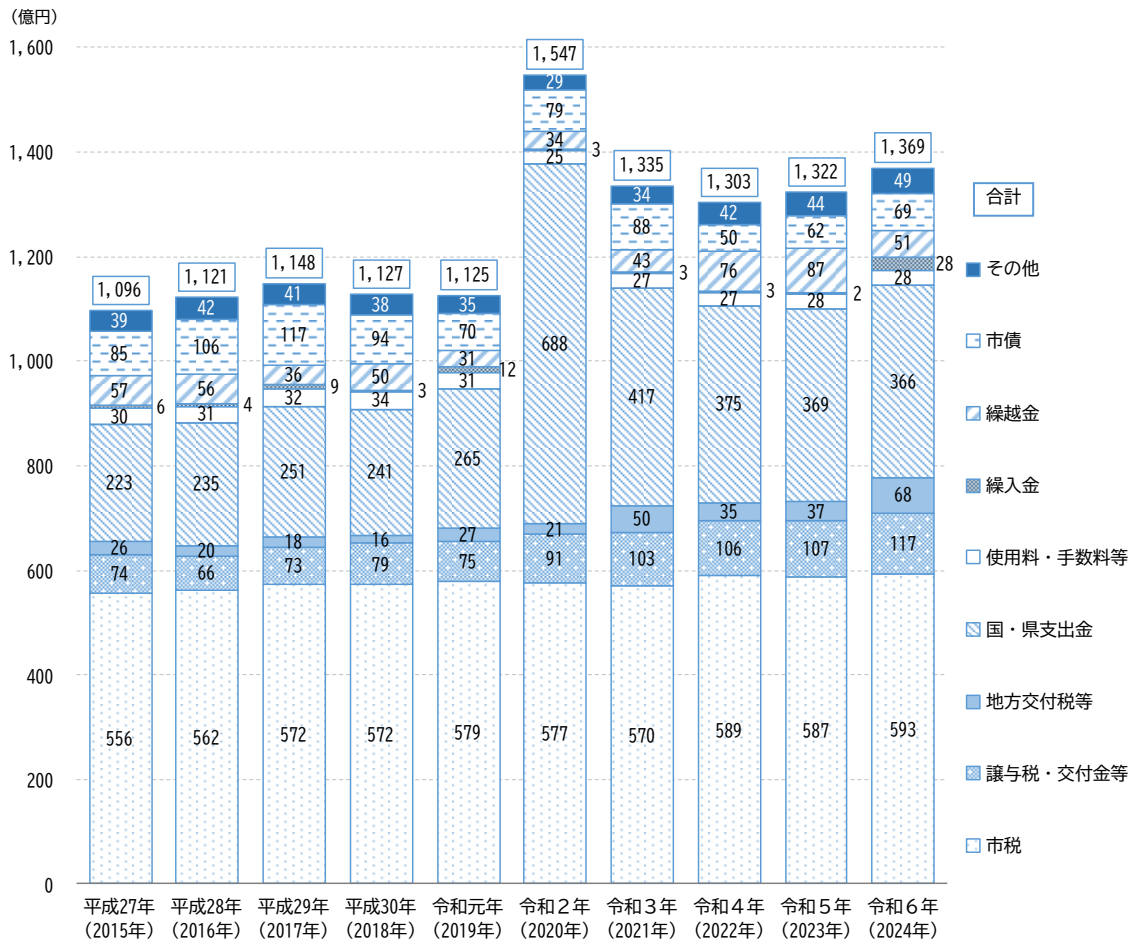
出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 財政状況

①一般会計歳入決算額の推移

本市の歳入は増加傾向で推移しており、直近10年間で約273億円の増加となっています。
歳入の根幹をなす市税収入は微増傾向で推移しています。

一般会計歳入決算額の推移



出典：第五次川越市総合計画

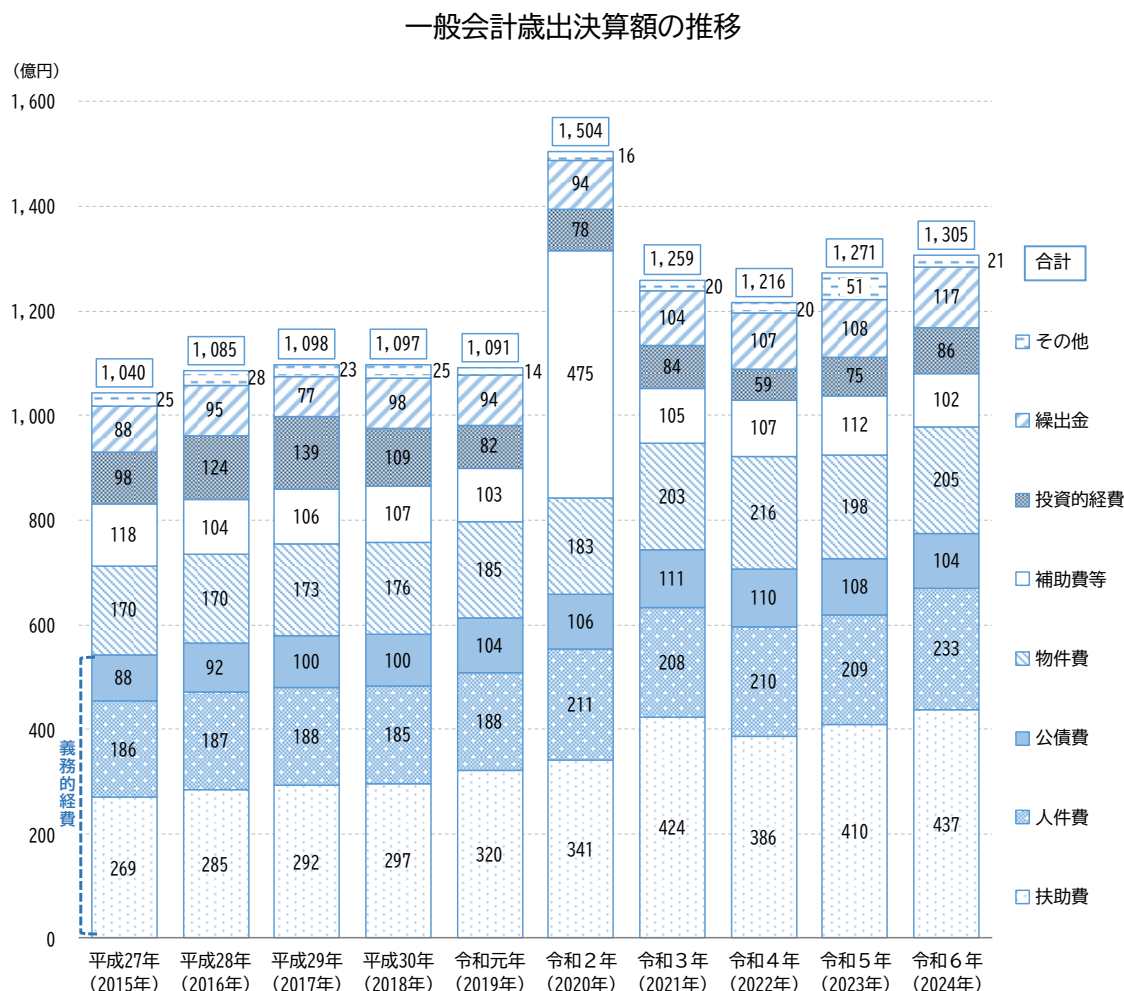
※端数処理により、積み上げと合計が一致しない場合があります。

【グラフの用語解説】

- 市 税：市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税等
- 譲与税・交付金等：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金（R2～）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金（R1～）、交通安全対策特別交付金
- 地方交付税等：地方交付税、地方特例交付金
- 県支出金：県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、委託金に分類される。
- 国庫支出金：国から支出される原則的に用途が特定されている国庫負担金、国庫補助金、委託金等
- 使用料・手数料等：分担金及び負担金、使用料及び手数料
- 繰入金：特別会計や基金からの収入金
- 繰越金：一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額
- 市債：市が発行する地方債で、いわゆる市の借金
- その他：財産収入、寄附金、諸収入

②一般会計歳出決算額の推移

一般会計の歳出額は増加傾向で推移しており、直近 10 年間で約 265 億円の増加となっています。その中でも、義務的経費の増加幅が大きく、約 1.4 倍となっています。義務的経費の中では、少子高齢化への対応などにより扶助費が大きく増加し、約 1.6 倍となっています。



出典：第五次川越市総合計画

※端数処理により、積み上げと合計が一致しない場合があります。

【グラフの用語解説】

扶 助 費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害のある人等に対して行っているさまざまな支援に要する経費

人 件 費：職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費

公 債 費：市が借り入れた借金の元利償還金等

物 件 費：市が業務を遂行する際に支出する消費的な経費（旅費、交際費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等）

補 助 費 等：各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等

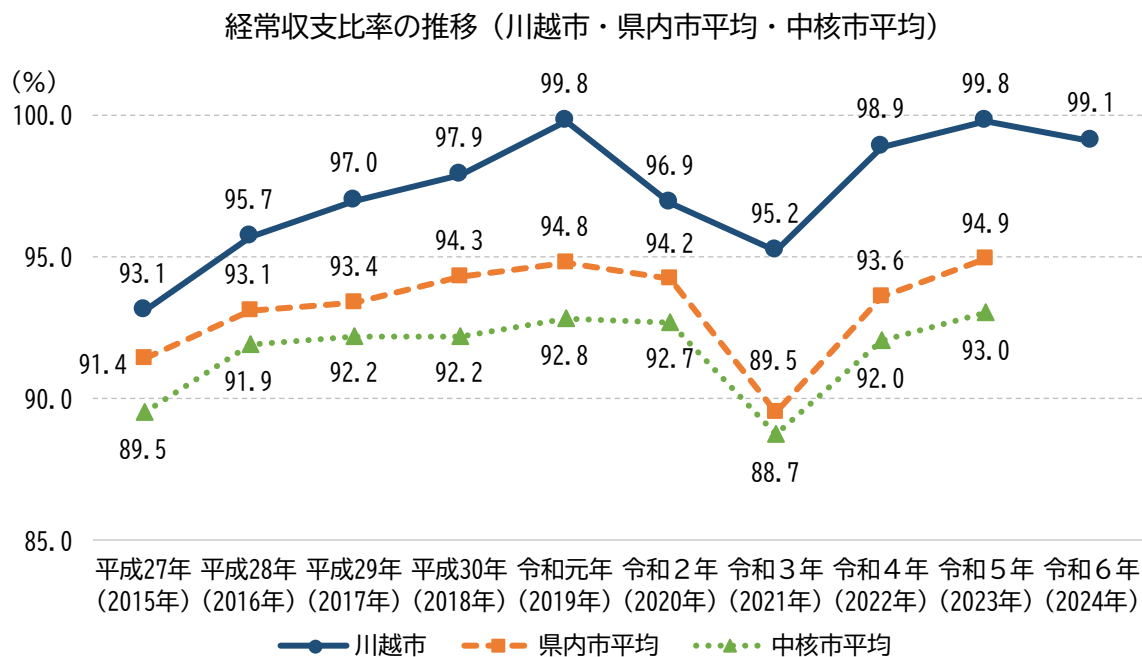
投資的経費：道路、橋りょう、学校、公園等、各種社会資本の新増設事業を行う際の経費等

繰 出 金：一般会計から他の特別会計に対して繰出基準等に基づく支出など、異なる会計間において支出される経費

そ の 他：維持補修費、積立金、貸付金等

③経常収支比率※の推移

本市の経常収支比率は、県内市平均や中核市平均と比較して高く、令和6（2024）年度は99.1%となっています。近年、市民ニーズや行政課題に積極的に対応してきたことにより、財政の硬直化が進んでいます。



出典：第五次川越市総合計画

※経常収支比率：人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの経常的な一般財源の収入がどの程度充てられているかを示す指標。この比率が高まると財政構造の弾力性が失われ、災害などの臨時的な財政需要に対応することが困難となる。

④今後の見通し

近年、歳入の根幹をなす市税が微増で推移しているのに対し、扶助費、人件費、公債費を合計した義務的経費は大きく増加しています。

今後、少子高齢化と人口減少の中で、市税の大幅な増加が見込めない一方、扶助費などの義務的経費は引き続き増加すると想定され、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

(4) 川越市のスポーツに関する状況

①市内の主なスポーツ団体について

■川越市スポーツ協会

川越市スポーツ協会は基本方針として、「1 組織の拡充強化」「2 スポーツ指導者の育成」「3 生涯スポーツの普及・振興」「4 体育施設の整備及び拡充の促進」を掲げています。加盟団体は、32 団体となっています。(令和 7 (2025) 年 11 月現在)

■川越市スポーツ少年団

川越市スポーツ少年団は、こどもたちの心と身体の健全育成を目的に組織され、各単位団がそれぞれの地域でスポーツ活動を行っています。全 41 チーム、1,438 名が川越市スポーツ少年団に登録しています。(令和 7 (2025) 年 11 月現在)



■川越市スポーツ推進委員連絡協議会

川越市スポーツ推進委員連絡協議会は、スポーツ推進委員の間の連絡調整と指導力の向上を図ることで、スポーツ基本法第 32 条第 2 項に規定する委員の責務の遂行に寄与するとともに、本市のスポーツの推進に資することを目的として組織されたものです。実際に、スポーツ行事・事業を企画することを通して、各委員が必要なノウハウを得て、地域におけるスポーツ活動に還元しています。また、県や関連の市及び地区での研修や講習会、事業に参加し、自己研鑽に努めています。

<スポーツ推進委員とは>

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条に基づき、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う。

- 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- 学校、公民館などの機関の行うスポーツ行事又は事業に関し協力し、及び連絡調整を行うこと。
- スポーツ団体その他の団体の行なうスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。

<活動について>

多くの市主催イベントや地域の行事において、スポーツの指導や運営などの協力をしています。

【主な活動例】

「校区少年少女スポーツ大会」	例年 6 月～12 月に開催
「障害者グラウンドゴルフ教室」	例年 9 月～10 月開催
「生涯スポーツフェスティバル」	11 月初旬開催
「川越市グラウンドゴルフ中央大会」	11 月中旬開催
「小江戸川越ハーフマラソン」	11 月最終日曜日開催

■総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブとは、いつでも、どこでも、誰でも参加できる、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。現在、市内には6つの総合型地域スポーツクラブがあります。

名称	地区
芳野スポーツクラブ	芳野
川越水上公園スポーツクラブ	水上公園
川越山田スポーツクラブ	山田
ふくはらスポーツクラブ	福原
一般社団法人 Learn and Grow(LAG スポーツクラブ)	高階
南古谷総合型地域スポーツクラブ	南古谷

②プロ・トップスポーツとの連携

本市は、日本女子プロサッカーリーグ（WEリーグ）に所属する「ちふれA S エルフェン埼玉」の運営会社「株式会社エルフェンススポーツクラブ」とスポーツに関する連携協定を締結し、その後、WEリーグからチームのホームタウンとして承認されました。

また、「埼玉西武ライオンズ」の運営会社「株式会社西武ライオンズ」、関東大学ラグビーリーグ戦 1 部に所属するラグビー部がある「学校法人東洋大学」、ジャパンラグビーリーグワン ディビジョン 1 に所属する「埼玉パナソニックワイルドナイツ」の運営会社「パナソニックスポーツ株式会社」と包括連携協定を締結しています。

その他、本市の川越運動公園総合体育館や陸上競技場では、バレーボールのVリーグ男子や、ジャパンラグビーリーグワン ディビジョン 3、バスケットボール女子日本リーグ（Wリーグ）の公式戦が開催されるなど、県西部地域におけるスポーツの拠点として、プロ・トップスポーツとの連携を図る土壌が培われています。

さらに、3人制プロバスケットボールチームや、本市をホームタウンとしてJリーグ加盟を目指して活動するサッカーチームもあり、地域において様々な活動を行っています。

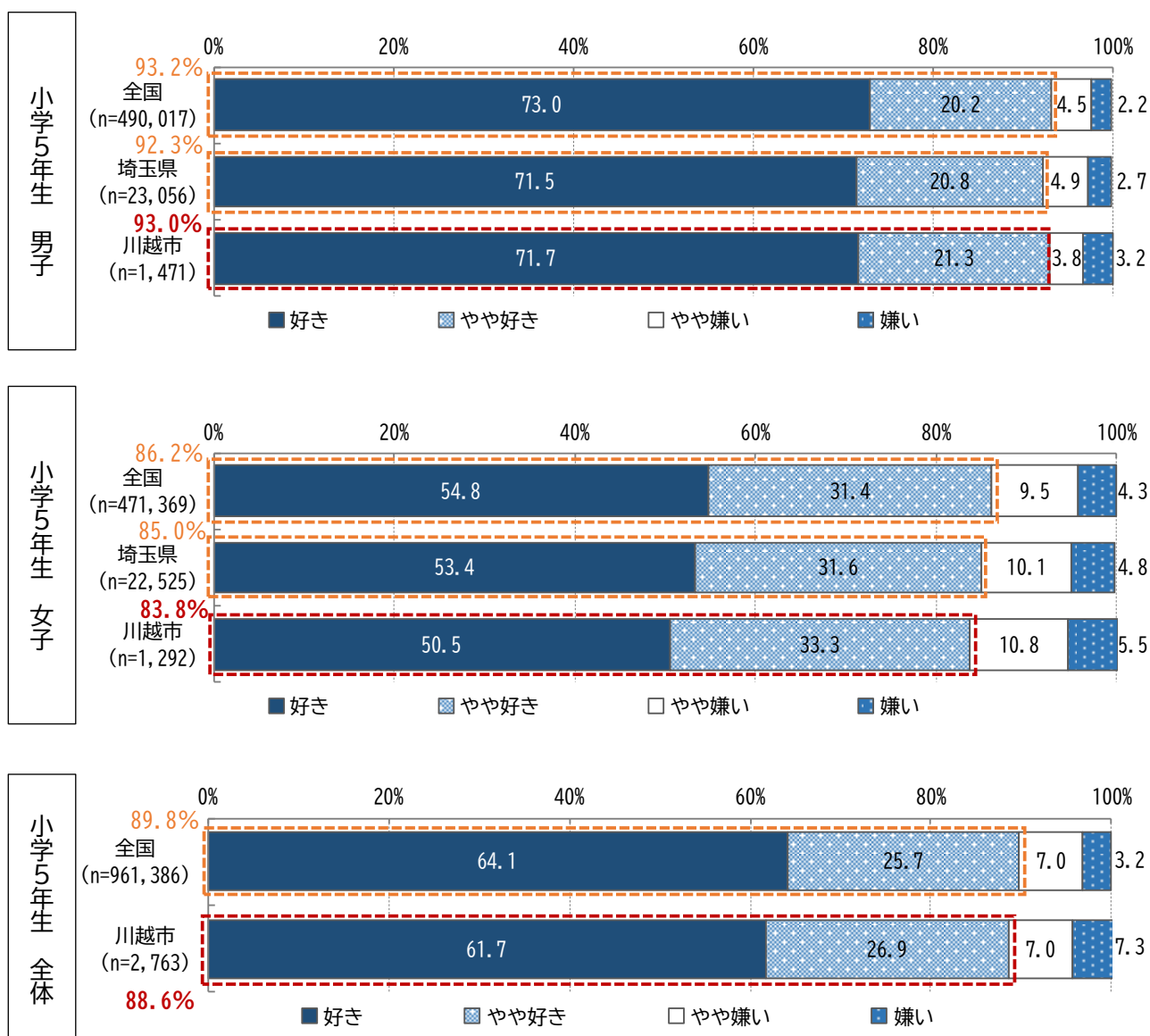
③こどもの運動・スポーツに対する意識

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることが好きかについて、小学5年生男子をみると本市では『好き』（「好き」と「やや好き」の合計）が93.0%となっており、全国、埼玉県と比べて同水準となっています。

小学5年生女子をみると本市では『好き』（「好き」と「やや好き」の合計）が83.8%となっており、全国、埼玉県と比べて低くなっています。

小学5年生全体でみると、本市では『好き』（「好き」と「やや好き」の合計）が88.6%となっており、全国よりも1.2ポイント低くなっています。

運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることが好きか（小学5年生）



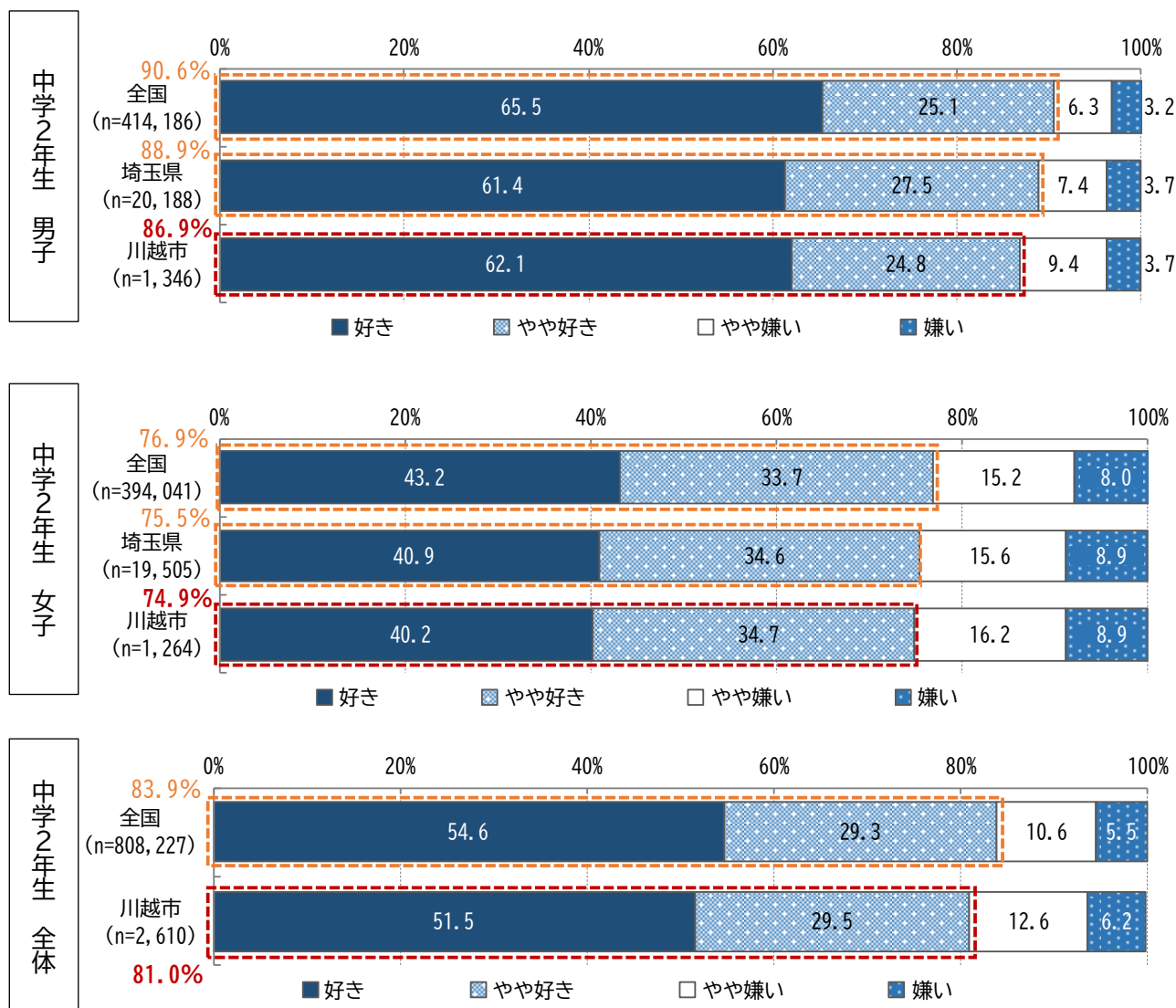
出典：令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることが好きかについて、中学2年生男子をみると本市では『好き』（「好き」と「やや好き」の合計）が86.9%となっており、全国、埼玉県と比べて低くなっています。

中学2年生女子をみると本市では『好き』（「好き」と「やや好き」の合計）が74.9%となっており、全国、埼玉県と比べて低くなっています。

中学2年生全体でみると、本市では『好き』（「好き」と「やや好き」の合計）が81.0%となっており、全国よりも2.9ポイント低くなっています。

運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることが好きか（中学2年生）



出典：令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることが好きかに関して、調査対象のうち小学5年生男子を除いて、全国、埼玉県と比べて、『好き』（「好き」と「やや好き」の合計）という児童、生徒の割合は低い状況です。

また、男子、女子、全体のすべてにおいて、小学5年生よりも中学2年生の方が、『好き』（「好き」と「やや好き」の合計）の割合が低くなっています。

(5) 主な市設置スポーツ施設の概要・利用状況

本市における主なスポーツ施設の概要や利用状況については、以下のとおりです。

①スポーツ施設の概要

■川越運動公園

市制 60 周年記念事業として昭和 57（1982）年から整備に着手し、平成 12（2000）年度に完成しました。陸上競技場、総合体育館、テニスコート、自由広場などの施設を兼ね備えており、日常のスポーツから各種イベントまで幅広く活用できる公園です。

陸上競技場

- ・トラック：400m×8レーン（全天候ウレタン舗装）
- ・インフィールド：7,420 m²（106m×70m）
- ・観客席収容人数：メインスタンド 4,500 人（車椅子席 12 席）
芝生スタンド 4,000 人（車椅子席 10 席）

総合体育館

【メインアリーナ】

- ・面積：2,537.45 m²（有効 61.6m×38.6m）
- ・高さ：17.0m（有効 16.0m）
バスケットボール 3 面、バレーボール 3 面、バドミントン 12 面（競技用 10 面）
卓球 24 面（競技用 20 面）、ハンドボール・体操競技など
- ・観客席：2,272 席（固定 976 席、可動席 1,296 席）

【サブアリーナ】

- ・面積：631.65 m²（有効 30.2m×19.8m）
バスケットボール 1 面（練習用）、バレーボール 1 面（練習用）、
バドミントン 3 面（練習用）、卓球 6 面（練習用）

【武道場】

- ・武道場 1 面積：383.4 m²（有効 24.1m×14.6m）
- ・武道場 2 面積：383.7 m²（有効 24.4m×14.6m）

【弓道場】近的 5～6 人立

【その他】トレーニングルームなど

テニスコート

- ・テニスコート：12 面（うち夜間照明設備 6 面）
- ・壁打ち練習コート：2 面
- ・観客席：ベンチタイプ 950 席、芝生スタンド 350 席

■川越武道館

川越武道館は、柔道・剣道・空手・弓道などに対応した多用途の武道専用施設で、1・2階の道場と地下弓道場を備えています。市民の稽古、講習会、試合など多様な武道活動の拠点となっています。

施設の概要

- ・延床面積 2,203.21 m²
- ・地下1階 773.21 m²
- ・1階 726.00 m²
- ・2階 704.00 m²

【施設の内容】

- ・弓道場 393.93 m² (近的5～6人立)
- ・柔道場 309.60 m² (畳)
- ・剣道場 309.60 m² (フローリング)
- ・会議室
- ・駐車場 20 台

■芳野台体育館

芳野台体育館では、バドミントン、卓球、バレーボールなどの利用ができます。

施設の概要

- ・延床面積 768 m²
バレーボール1面、バドミントン3面、卓球6面

■初雁公園

旧川越城本丸跡で、本丸御殿などの史跡も数多くあり、隣接する博物館、美術館とともに観光コースともなっています。また、ナイター設備のある野球場があります。

なお、初雁公園水泳プールは、令和2（2020）年度から休止しています。

野球場

- ・収容人数 約4,000人
- ・グラウンドの大きさ 中堅110m、両翼91m（野球場1面、ナイター設備）
- ・供用開始 昭和27（1952）年6月

水泳プール

- ・面積 約0.4ha
 - ・内容 大プール、中プール、小プール、幼児プール
 - ・供用開始 昭和26（1951）年8月
- ※令和2（2020）年から休止

■なぐわし公園P i K O A（ピコア）

隣接の資源化センターから発生する熱エネルギーを有効活用したエコ温水プールや温浴施設をはじめ、運動施設や多目的ホールを設けています。

施設の概要

温水プール、多目的ホール、会議室、トレーニングルーム、スタジオ、温浴施設などがあり、スポーツ広場、市民のつどいの場、地域コミュニティの交流施設です。

- ・供用開始：平成24（2012）年

温水プール

- ・面積：約300㎡（室内温水25mプール）
健康増進プール
幼児用プール

一年中水温を30度前後に保ち、クリーンで快適な温水でスイミングが楽しめます。目的、年齢、体力に応じて様々なプログラムをご用意、専任のインストラクターが親切丁寧に指導します。健康増進プールや幼児用プールもあり、誰でも安心して楽しみながら水に親しむことができます。

多目的ホール

330坪の広々とした多目的ホールは、武道をはじめ、各種スポーツや音楽スタジオなどとしても利用できます。

- ・面積：約986㎡（有効26.6m×34.1m）
- ・高さ：12.5m
バスケットボール1面（練習用2面）、バレーボール2面（練習用）、
バドミントン4面（練習用）、卓球10面（練習用）

■川越市総合福祉センター「オアシス」

川越市総合福祉センター「オアシス」は、ふれあいとやすらぎのある人間性豊かな福祉社会の実現を目指し、福祉の向上と地域福祉の促進拠点として主要な役割を担う施設です。

市内に住む障害者や高齢者を主な対象とし、種々の研修・相談・訓練などを通じて自立を支援し、創作活動・レクリエーションなどへの参加交流を通じて生きがいのある生活と豊かな文化を創造し、併せてスポーツの場・入浴サービス・給食サービスなどを提供することにより健康の維持増進を図り、福祉の向上を推進することを目的に平成7（1995）年7月にオープンしました。

さらに、社会福祉協議会事務局との連携により、広く地域福祉の向上を促進するための拠点となっている施設です。

施設の概要

- | | | | |
|--------|---|-----------------------------|-----------------------------|
| ・敷地面積 | 5,721.59 m ² | | |
| ・延床面積 | 6,523.48 m ² | 1 階：2,572.7 m ² | 2 階：2,363.68 m ² |
| | | 3 階：1,556.79 m ² | R 階：30.31 m ² |
| ・構造規模 | 鉄筋コンクリート造、地上 3 階 | | |
| ・駐車場など | 場内：自動車 10 台（全て身体障害者用）
自転車置場 3 カ所
場外：自動車 115 台 | | |

【施設の内容】

- 1階：プール、障害者デイサービス室、食堂
2階：体育室、調理実習室、創作室、普通浴室、おもちゃライブラリー、
高齢者デイサービス室
3階：社会適応訓練室、研修室、大広間、教養娯楽室、点訳室、図書コーナー
川越市社会福祉協議会事務局、川越市ボランティアセンター、通所介護室

【スポーツ施設】

- ・ 体育室 面積：715 m²（有効 35.75m×20m）
高さ：10.48m（有効 6.84m）
バスケットボール1面（練習用）、バレーボール1面（練習用）、
バドミントン3面（練習用）、卓球8面（練習用）
- ・ 温水プール 一般コース、水深 75 cmコース、水深 115 cmコース（室内温水 25mプール）

■川越市大東BMX・スケートボードエリア

令和5（2023）年7月にオープンし、自転車競技のBMXやスケートボード、インラインスケートの3種競技に対応しています。

面積は 5,015 m²で、県内の公設スケートボード、BMXパークとしては最大級の規模となっています。



■その他

施設	内容
無料のスポーツ施設	
市民グラウンド	野球場：2面
芳野台グラウンド	野球場：2面（兼少年サッカー場）
入間大橋緑地	ソフトボール場：8面
寺山緑地	野球場：1面 ソフトボール場：3面
雁見緑地	その他：広場1
安比奈親水公園	陸上競技場・サッカー場：兼用1面 野球場：2面 ソフトボール場：2面 テニスコート：6面 その他：広場8
的場緑地	ソフトボール場：3面 その他：広場1
笠幡公園	野球場：1面
霞ヶ関東緑地	その他：マレットゴルフ場1
上戸緑地	サッカー場：一般用1面・兼少年用2面 野球場：2面 ソフトボール場：2面 その他：マレットゴルフ場1
御伊勢塚公園	その他：ゲートボール場1
上江橋緑地	その他：広場1
高階運動広場	ソフトボール場：1面 その他：広場1
南部地域公共広場	その他：広場2
高階南公共広場	その他：広場2
八瀬大橋緑地	ソフトボール場：2面
大東グラウンド	サッカー場：2面（兼野球場）
平塚緑地	ソフトボール場：2面
スポーツパーク福原	その他：広場2
かほく運動公園	その他：広場1
有料のスポーツ施設	
初雁公園	野球場：1面（ナイター） その他：プール（夏季）※令和2（2020）年から休止
城下公園	テニスコート：2面
芳野台南公園	テニスコート：4面
御伊勢塚公園	テニスコート：2面

②主なスポーツ施設の利用状況

多くの施設で、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和2（2020）年度は、利用件数が大幅に減少しています。その後、令和3（2021）年度以降は利用が回復し、令和5（2023）年度や令和6（2024）年度には、令和元（2019）年度の利用状況に近づきましたが、その水準には届いていません。

（単位：人）

施設区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
川越運動公園	陸上競技場	65,416	27,333	46,956	56,496	61,854	61,892
	総合体育館	136,922	70,946	106,490	112,268	128,514	131,777
	テニスコート	63,983	51,626	63,451	58,113	60,317	62,763
運動公園計		266,321	149,905	216,897	226,877	250,685	256,432
川越武道館	剣道場	6,479	5,968	15,525	17,681	18,427	19,163
	柔道場	2,833	3,532	11,991	11,999	13,484	12,912
	弓道場	3,065	2,109	4,249	5,535	7,169	7,416
武道館計		12,377	11,609	31,765	35,215	39,080	39,491
川越市大東BMX・スケートボードエリア		—	—	—	—	8,319	11,097
学校開放	体育館 （現在、小学校32校、中学校20校）	257,795	39,507	105,071	193,689	245,702	211,243
	運動場 （現在、小学校31校、中学校11校） （うち夜間照明利用）	173,095	52,006	76,917	135,556	136,436	137,282
	（うち夜間照明利用）	21,973	7,000	8,929	16,008	18,888	24,233
	柔剣道場（現在、中学校12校）	16,169	2,794	6,899	14,614	19,547	18,604
学校開放計		447,059	94,307	188,887	343,859	401,685	367,129
霞ヶ関北小プール開放		745	—	—	639	1,004	1,097
芳野台体育館		18,435	11,180	13,845	12,820	14,123	15,016
初雁公園	野球場	12,346	7,064	13,594	15,218	14,385	11,387
	水泳プール	8,260	—	—	—	—	—
なぐわし公園 P i K O A	多目的ホール	19,000	17,000	17,000	15,000	17,000	20,000
	温水プール	121,000	64,000	72,000	73,000	75,000	80,000
川越市 総合福祉 センター	体育室	9,818	3,239	6,445	8,920	13,577	12,895
	温水プール	44,745	12,232	11,101	19,712	9,520	28,962

※川越市大東BMX・スケートボードエリアは令和5（2023）年7月19日供用開始です。

※川越武道館は令和元（2019）年9月から令和2（2020）年9月まで改修工事のため休館。

※学校開放の運動場に関し、夜間照明設置校は小学校5校（古谷小、福原小、上戸小、広谷小、山田小）、中学校5校（芳野中、南古谷中、高階中、大東中、霞ヶ関中）

※初雁公園水泳プールは、令和2（2020）年度から休止しています。

※なぐわし公園P i K O Aは推計を含んだ値となっています。

3 川越市スポーツ意識調査の実施

(1) 意識調査の概要

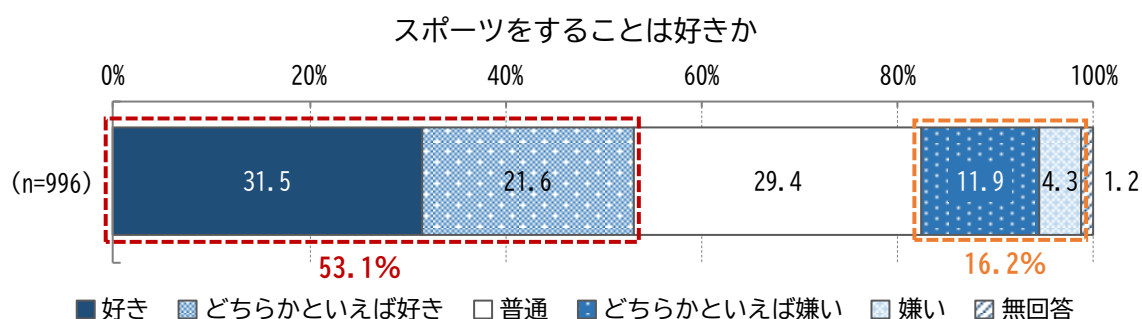
本市では、令和5（2023）年度に市民の運動やスポーツに関する意識調査を実施しました。

調査対象者	川越市内において住民基本台帳に記録のある16歳以上の男女
調査数	3,000名（調査対象者から無作為抽出）
調査対象地域	川越市内全域
調査方法	郵送によるアンケート調査
回答方法	同封の返信用封筒に調査書を封入し郵送にて返信
調査期間	令和6（2024）年2月8日から令和6（2024）年3月8日まで
回収数	996名
回収率	33.2%

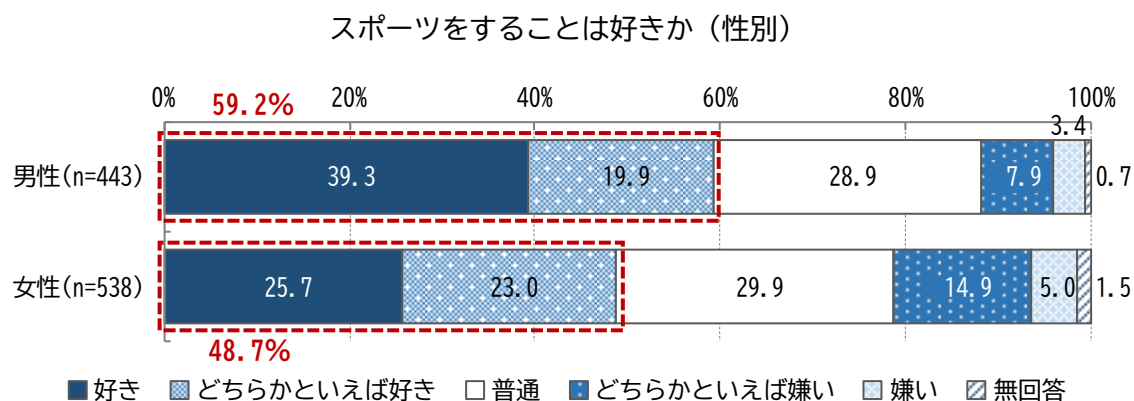
(2) 意識調査の結果

①スポーツについての考え

スポーツをすることが『好き』（「好き」と「どちらかといえば好き」の合計）の割合は、53.1%となっています。また、『嫌い』（「嫌い」と「どちらかといえば嫌い」の合計）の割合は16.2%となっています。

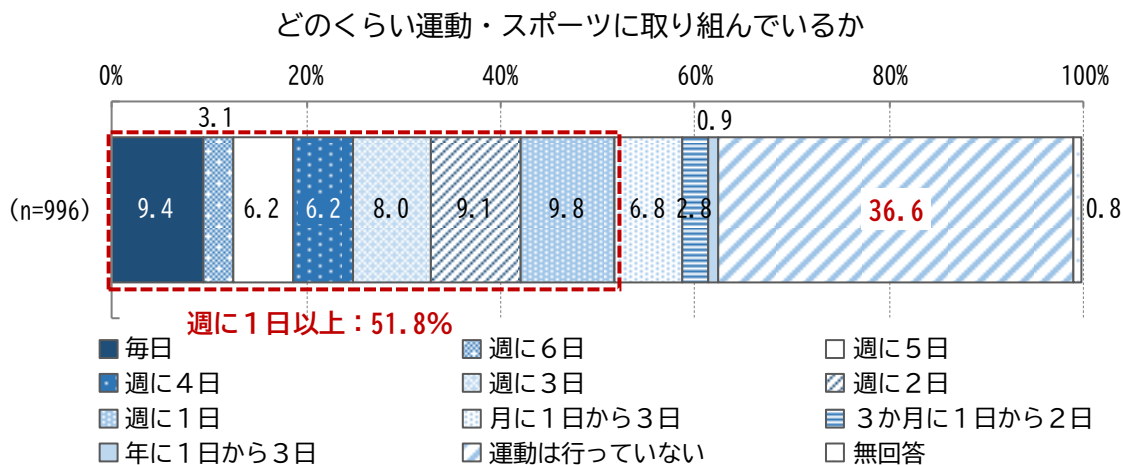


性別でみると、『好き』（「好き」と「どちらかといえば好き」の合計）の割合は、男性が59.2%、女性が48.7%となっています。

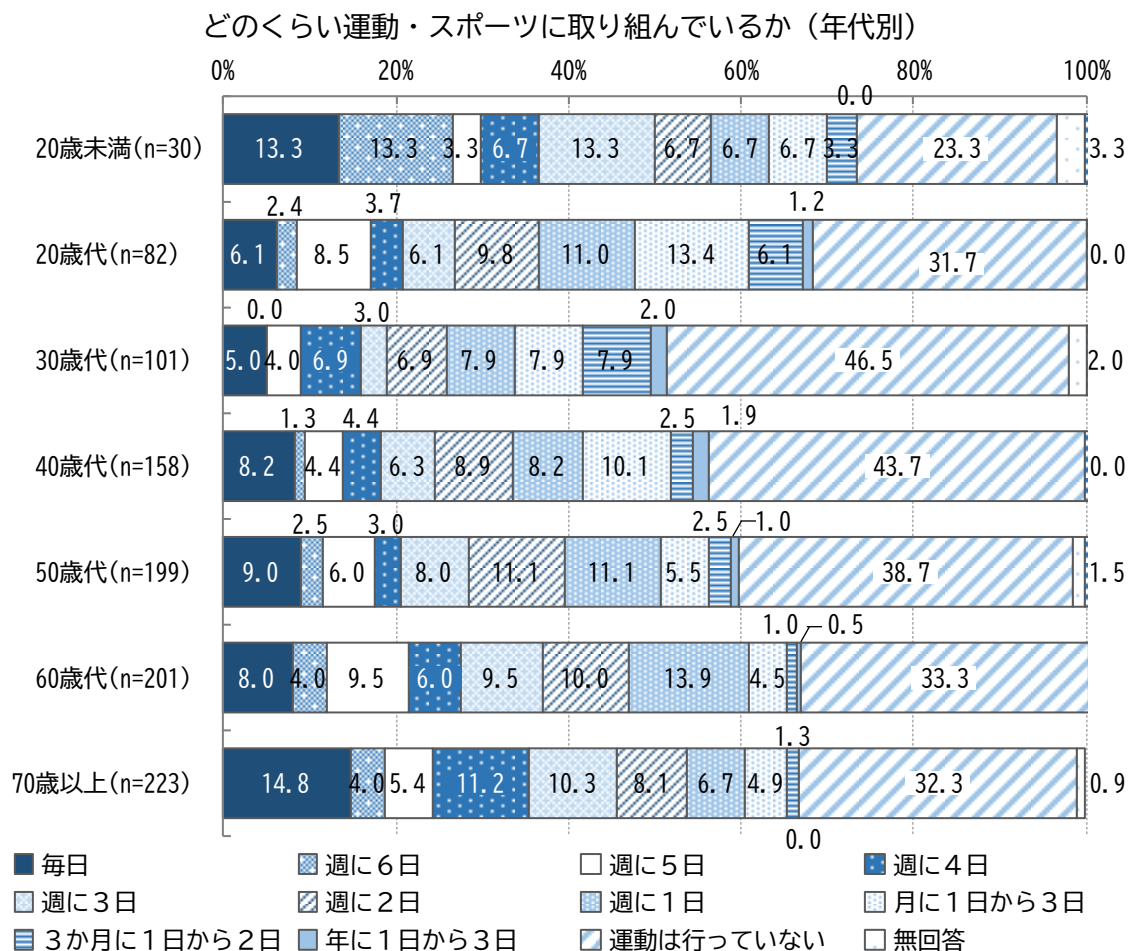


②運動・スポーツの実施状況

どのくらい運動に取り組んでいるかについて、「運動は行っていない」が36.6%と最も高く、次いで「週に1日」が9.8%、「毎日」が9.4%となっています。週に1日以上取り組んでいる割合は、51.8%となっています。

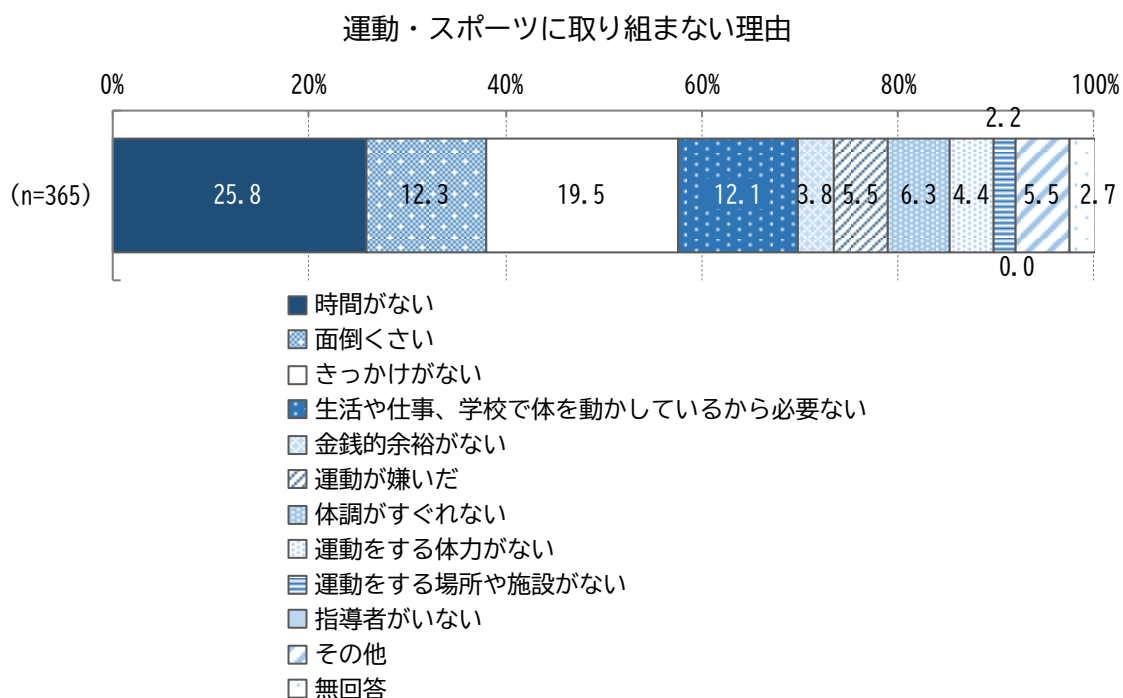


どのくらい運動に取り組んでいるかについて年代別にみると、30歳代、40歳代で「運動は行っていない」の割合が高く40%台となっています。その他の年代では、20歳未満を除いて30%台となっています。



③運動・スポーツをしない理由

運動・スポーツに取り組まない理由について、「時間がない」が25.8%と最も高く、次いで「きっかけがない」が19.5%、「面倒くさい」が12.3%となっています。



④スポーツに関する情報の入手方法

スポーツに関する情報の入手方法について、全体では「テレビ、ラジオ」が57.9%と最も高く、次いで「インターネット」が27.3%となっています。

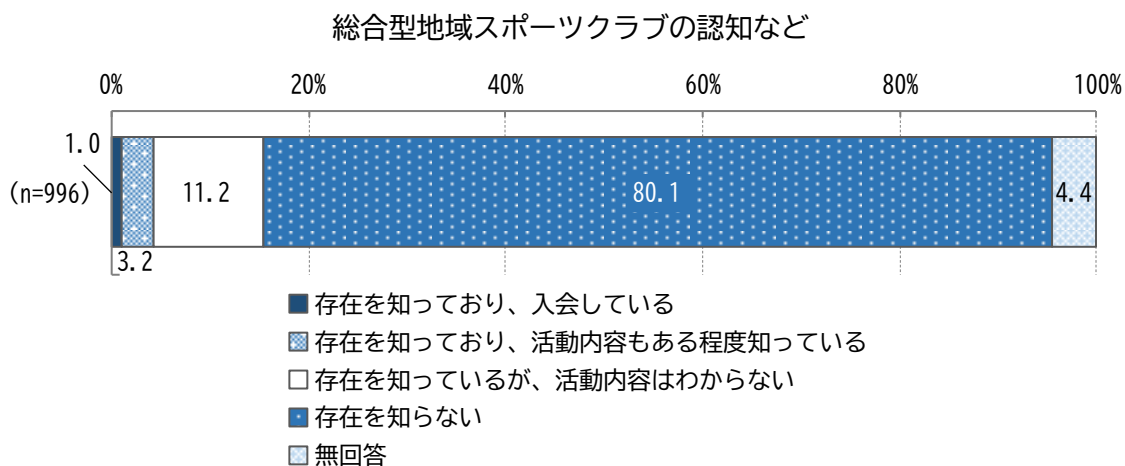
年代別にみても、「テレビ、ラジオ」「インターネット」の割合が高い状況です。40歳代までは、「テレビ、ラジオ」「インターネット」の割合がともに40%台となっている一方で、50歳代以上では、「テレビ、ラジオ」の割合が高く60%以上となっています。

スポーツに関する情報の入手方法（全体、年代別）

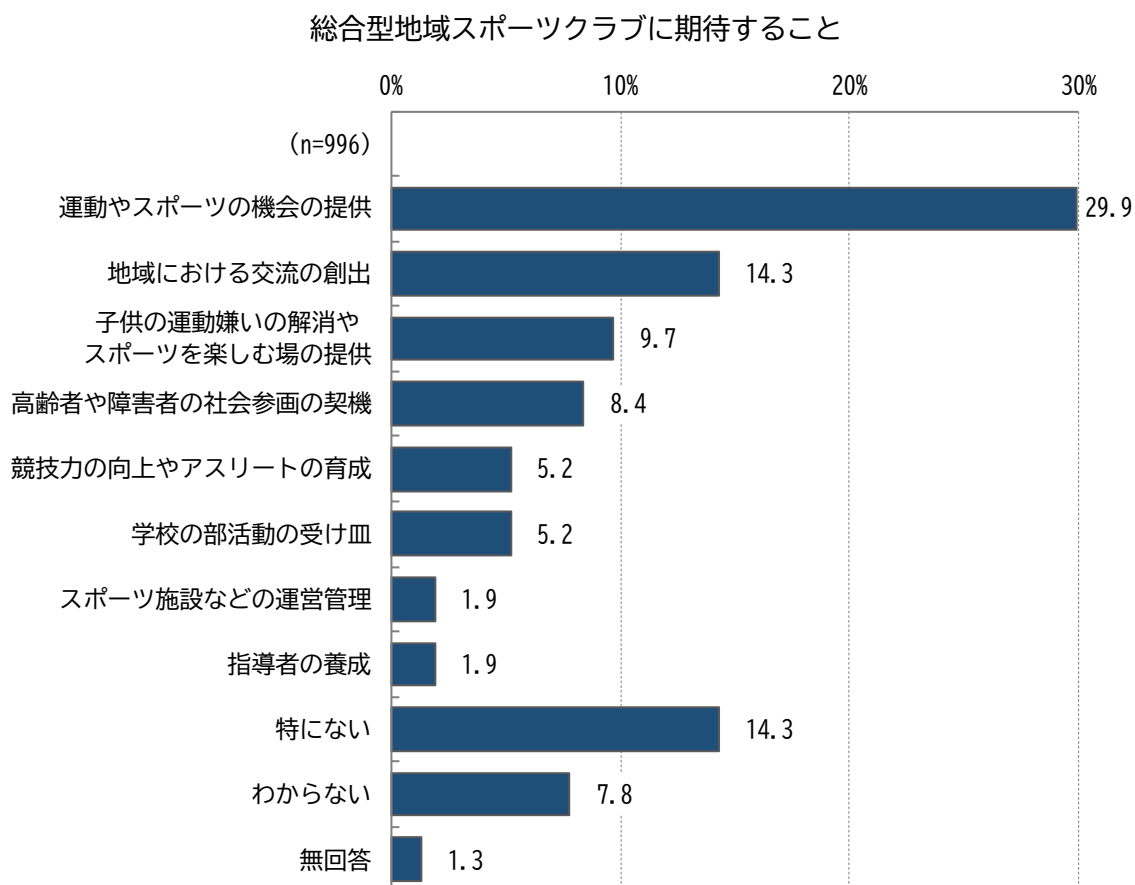
	テレビ、ラジオ	広報川越	インターネット	新聞、雑誌	知人、友人	職場の仲間	所属するクラブや同好会	その他	無回答
(%)									
全体 (n=994)	57.9	4.0	27.3	3.2	2.0	0.9	1.1	1.5	2.0
20歳未満 (n=30)	46.7	0.0	46.7	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	3.3
20歳代 (n=82)	47.6	2.4	43.9	0.0	0.0	1.2	1.2	3.7	0.0
30歳代 (n=101)	44.6	4.0	44.6	1.0	1.0	0.0	0.0	3.0	2.0
40歳代 (n=158)	44.9	3.8	42.4	1.9	1.3	1.9	0.6	1.9	1.3
50歳代 (n=199)	62.3	4.0	27.1	1.0	2.0	1.0	0.5	0.5	1.5
60歳代 (n=201)	60.2	4.5	21.4	7.0	1.5	0.5	1.5	1.5	2.0
70歳以上 (n=223)	72.6	4.9	5.4	5.4	4.5	0.4	2.2	0.9	3.6

⑤総合型地域スポーツクラブについて

総合型地域スポーツクラブについて「存在を知らない」が80.1%と最も高くなっています。

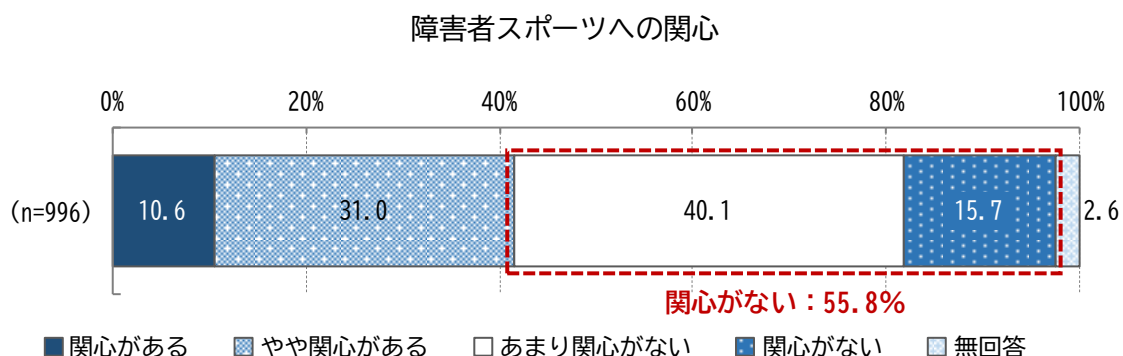


総合型地域スポーツクラブに期待することとしては、「運動やスポーツの機会の提供」が29.9%と最も高く、次いで「地域における交流の創出」が14.3%、「子供の運動嫌い解消やスポーツを楽しむ場の提供」が9.7%となっています。

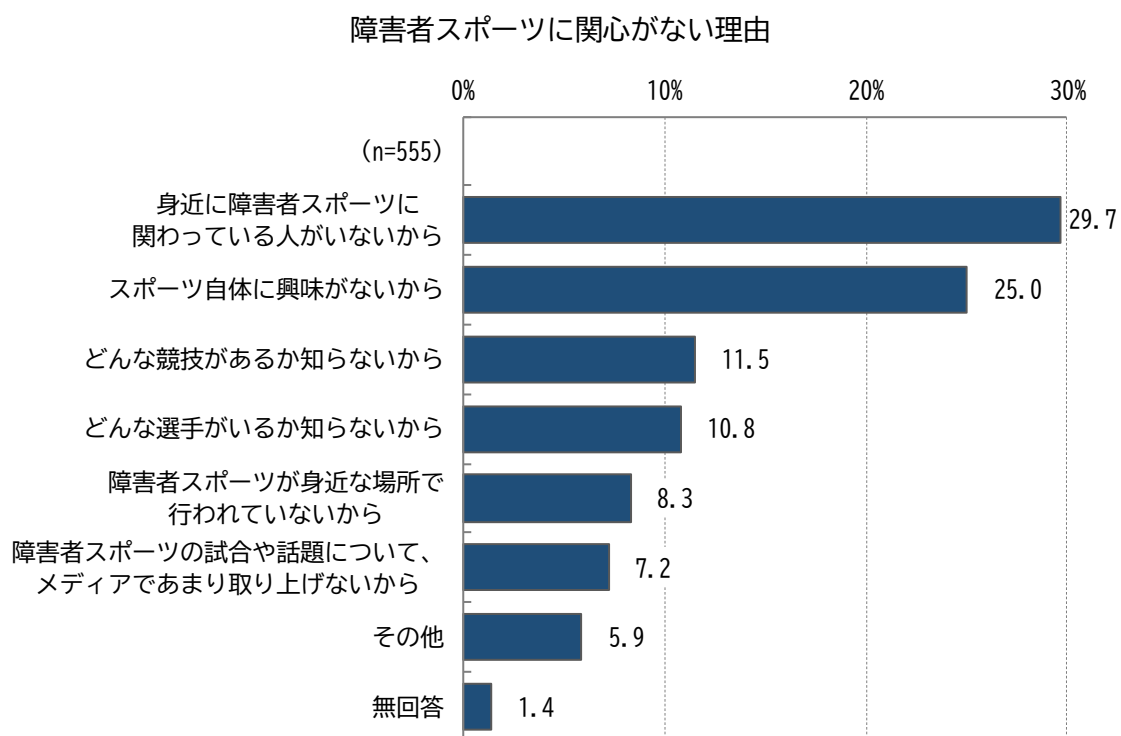


⑥障害者スポーツについて

障害者スポーツへの関心について『関心がない』（「あまり関心がない」と「関心がない」の合計）の割合は、55.8%となっています。

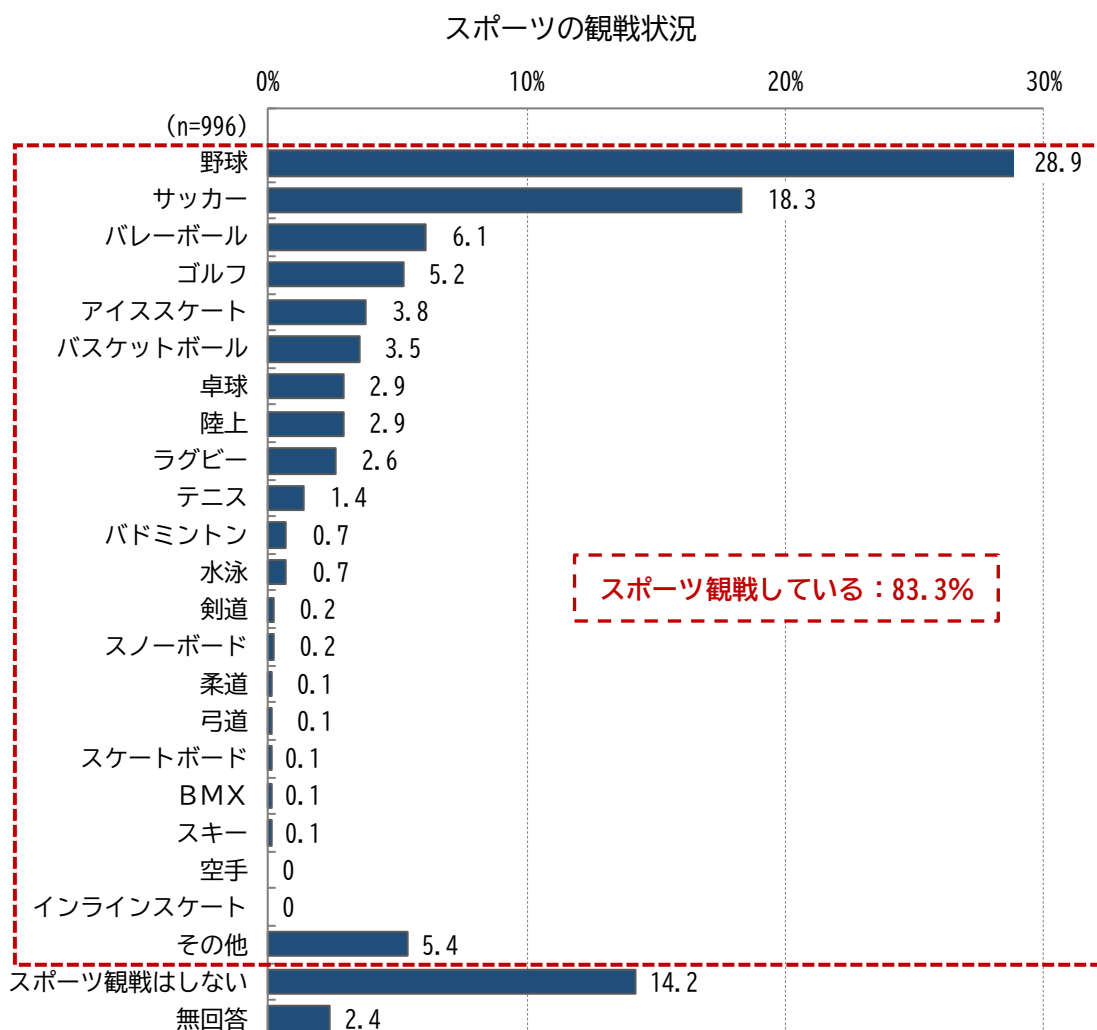


障害者スポーツに関心がない理由について、「身近に障害者スポーツに関わっている人がいないから」が29.7%と最も高く、次いで「スポーツ自体に興味がないから」が25.0%、「どんな競技があるか知らないから」が11.5%となっています。



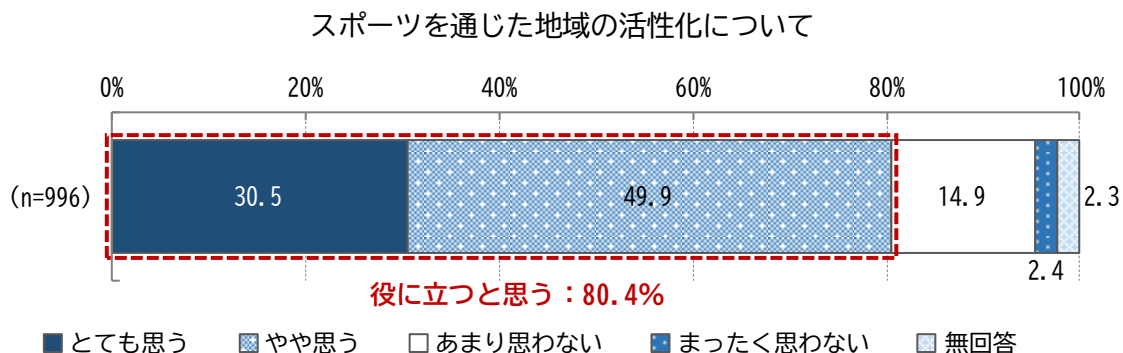
⑦スポーツの観戦状況

スポーツを観戦している人は83.3%となっており、多くの市民がスポーツの観戦を行っています。観戦している競技については、「野球」が28.9%と最も高く、次いで「サッカー」が18.3%、「バレーボール」が6.1%となっています。



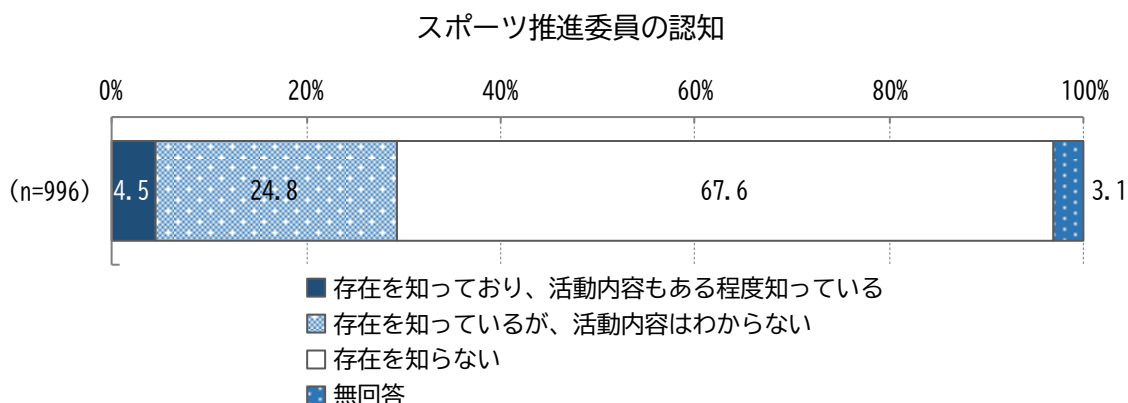
⑧スポーツを通じた地域活性化

スポーツが地域の活性化に役立つと思うかについて、『役立つと思う』（「とても思う」と「やや思う」の合計）の割合が80.4%となっており、スポーツによる地域の活性化を期待する声が多くなっています。



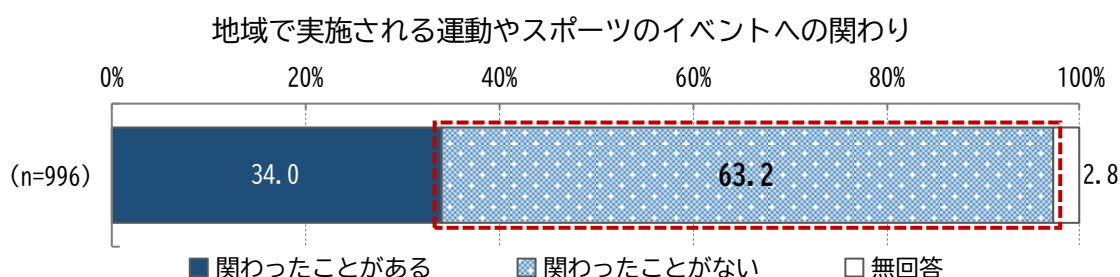
⑨スポーツ推進委員について

スポーツ推進委員について「存在を知らない」が67.6%と最も高くなっています。



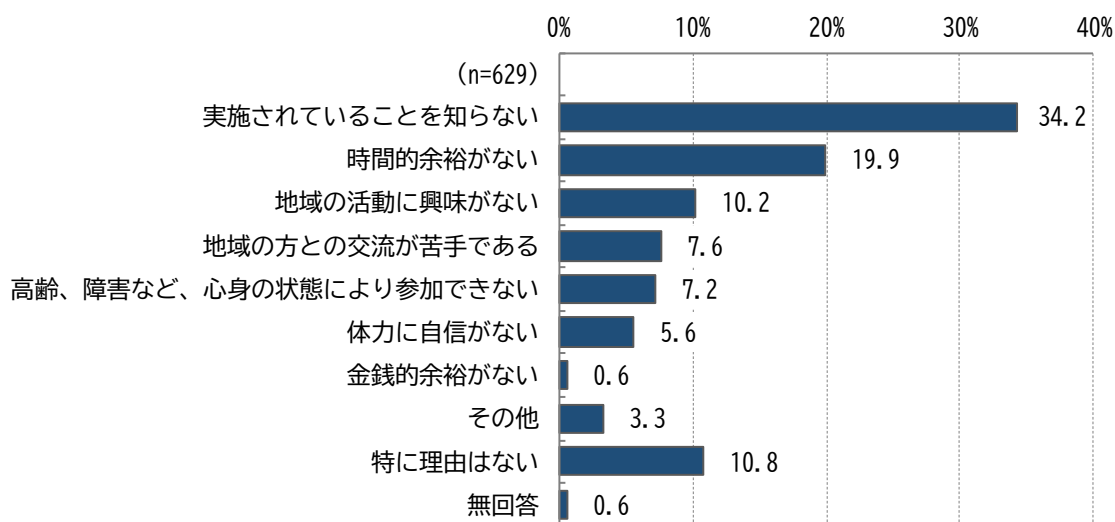
⑩地域で実施される運動やスポーツのイベントについて

地域で実施される運動やスポーツのイベントについて、「関わったことがない」が63.2%となっています。



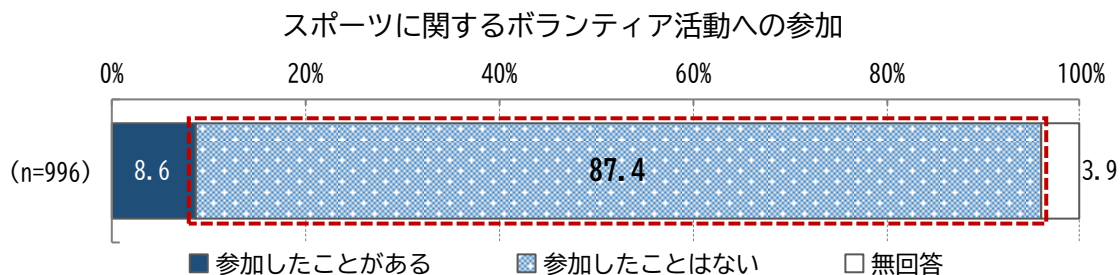
地域で実施される運動やスポーツのイベントに関わったことがない理由について、「実施されていることを知らない」が34.2%と最も高く、次いで「時間的余裕がない」が19.9%、「地域の活動に興味がない」が10.2%となっています。

地域で実施される運動やスポーツのイベントに関わったことがない理由

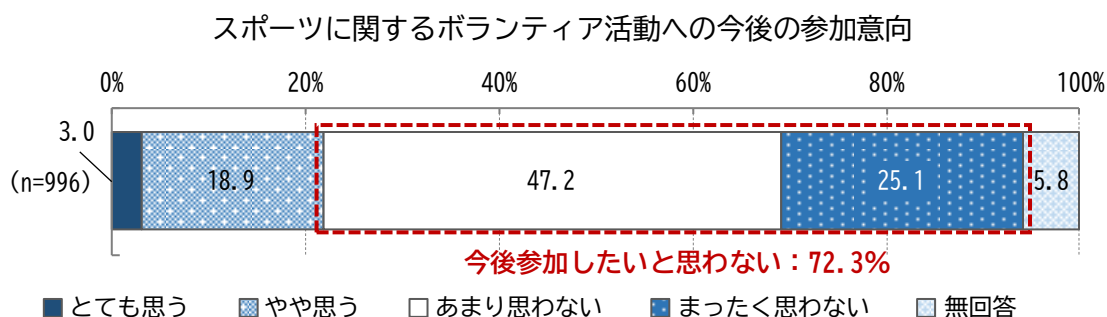


⑪スポーツに関するボランティア活動への参加状況

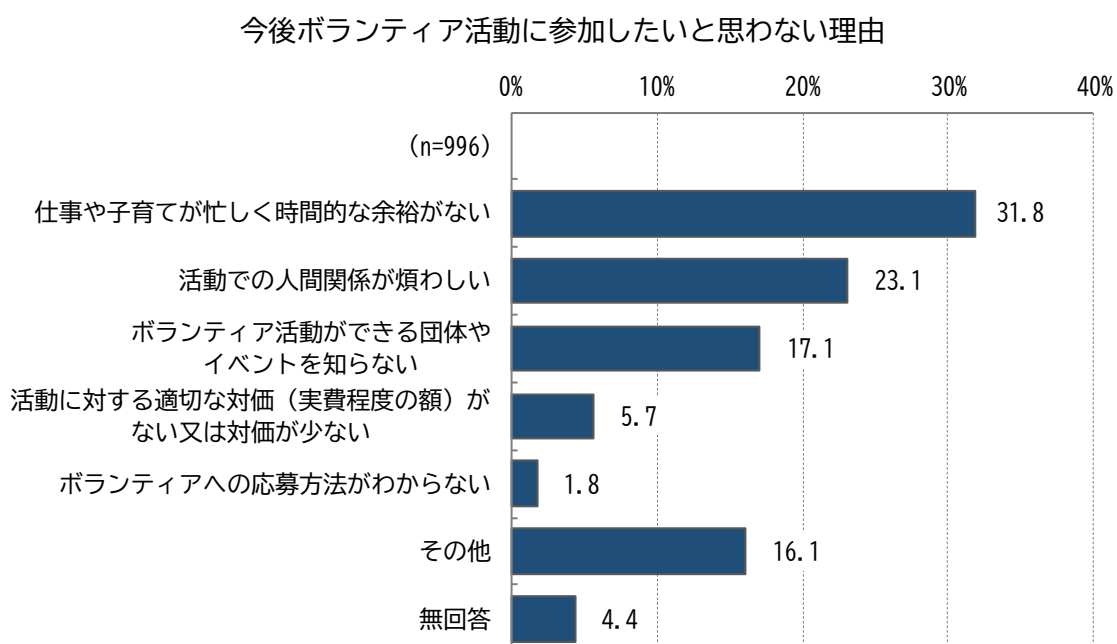
スポーツに関するボランティア活動への参加について、「参加したことはない」が 87.4% となっています。



スポーツに関するボランティア活動への今後の参加について、『今後参加したいと思わない』（「あまり思わない」と「まったく思わない」の合計）は 72.3% となっています。



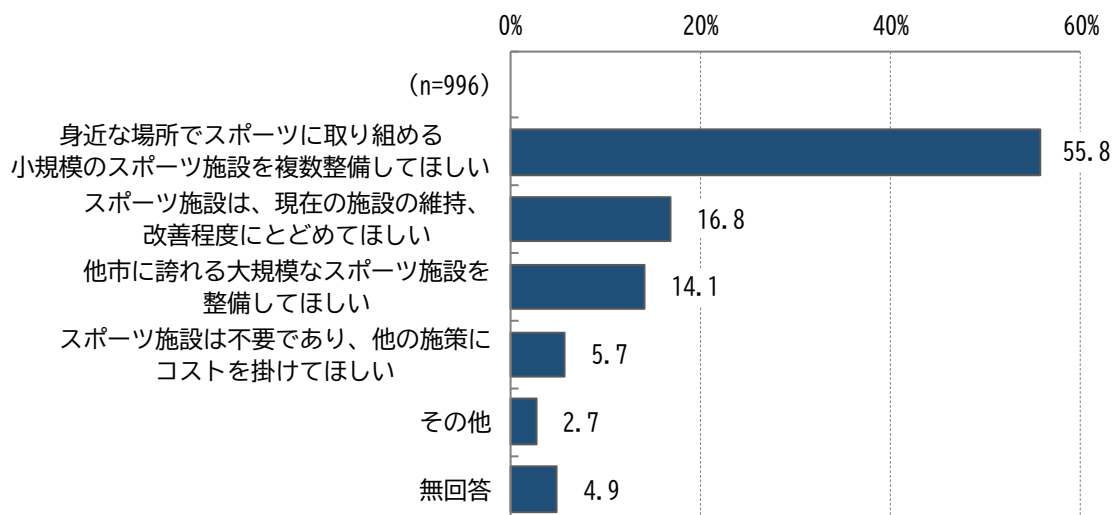
今後ボランティア活動に参加したいと思わない理由について、「仕事や子育てが忙しくて時間的な余裕がない」が 31.8% と最も高く、「活動での人間関係が煩わしい」が 23.1%、「ボランティア活動ができる団体やイベントを知らない」が 17.1% となっています。



⑫市のスポーツ施設整備の方向性について

市のスポーツ施設整備の方向性について、「身近な場所でスポーツに取り組める小規模のスポーツ施設を複数整備してほしい」が55.8%と最も高く、次いで「スポーツ施設は、現在の施設の維持、改善程度にとどめてほしい」が16.8%、「他市に誇れる大規模なスポーツ施設を整備してほしい」が14.1%となっています。

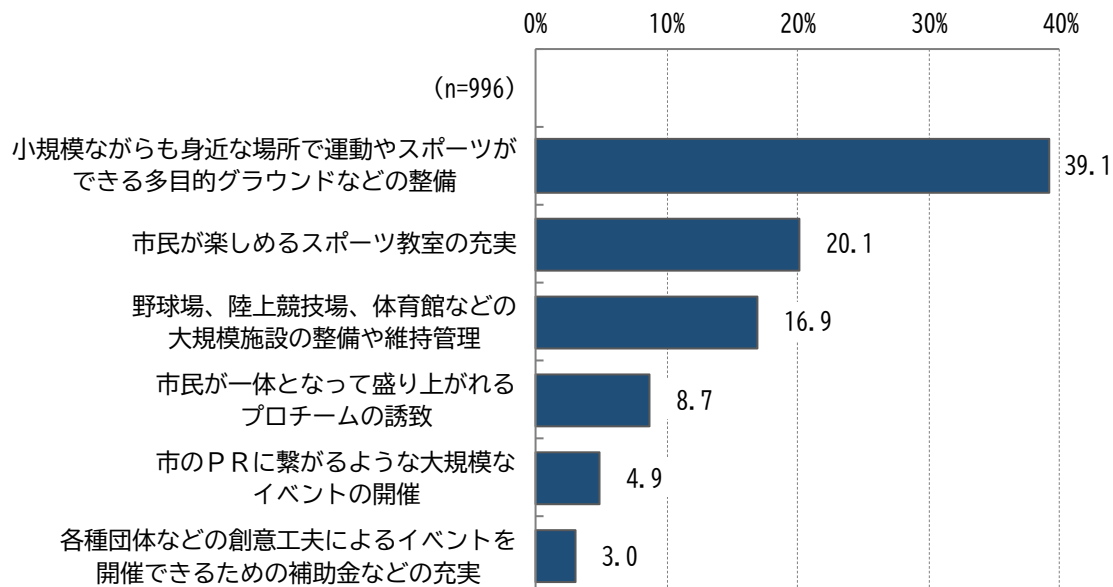
市のスポーツ施設整備の方向性に関する考え



⑬市のスポーツ施策について重要であるもの

市のスポーツ施策について重要と考えるものについて、「小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備」が39.1%と最も高く、次いで「市民が楽しめるスポーツ教室の充実」が20.1%、「野球場、陸上競技場、体育館などの大規模施設の整備や維持管理」が16.9%となっています。

市のスポーツ施策について重要と考えるもの



市のスポーツ施策について重要と考えるものについて、1日の運動時間別にみても、「小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備」の割合は高くなっています。

一方で、1日に60分以上運動を実施している層では、「小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備」に次いで、「野球場、陸上競技場、体育館などの大規模施設の整備や維持管理」の割合が高くなっています。

市のスポーツ施策について重要と考えるもの（1日の平均運動時間別）

	や大場野 維規、球 持模体場 管施育、 理設館陸 のな上 整ど競 備の技	な多ス近小 ど目ボな規 の的！場模 整グツ所な 備ラがでが ウで運ら ンき動も どるや身	ベよ市 ンうの トなP の大R 開規に 催模繁 なが イ	口て市 チ盛民 ！りが ム上一 のが体 誘れと 致るな づつ	ポ市 ！民 ツが 教楽 室し のめ 充る 実ス	のたン意各 充めト工種 実のを夫団 補開に体 助催よな 金でるど なきイの どるベ創	そ 他	無 回 答
(%)								
30分未満 (n=138)	16.7	41.3	5.1	7.2	18.1	4.3	4.3	2.9
30分以上40分未満 (n=116)	11.2	44.8	2.6	8.6	17.2	5.2	2.6	7.8
40分以上60分未満 (n=128)	14.8	40.6	1.6	9.4	24.2	1.6	4.7	3.1
60分以上90分未満 (n=128)	22.7	37.5	3.9	9.4	21.9	2.3	1.6	0.8
90分以上120分未満 (n=69)	20.3	42.0	4.3	4.3	17.4	4.3	1.4	5.8
120分以上 (n=44)	27.3	36.4	9.1	9.1	9.1	4.5	2.3	2.3

市のスポーツ施策について重要と考えるものについて、年代別にみても、20歳未満を除いて「小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備」の割合は高くなっています。

一方で、30歳代から50歳代では、「小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備」に次いで、「野球場、陸上競技場、体育館などの大規模施設の整備や維持管理」の割合が高くなっています。

市のスポーツ施策について重要と考えるもの（年代別）

	や大場野 維規、球 持模体場 管施育、 理設館陸 のな上 整ど競 備の技	な多ス近小 ど目ボな規 の的！場模 整グツ所な 備ラがでが ウで運ら ンき動も どるや身	ベよ市 ンうの トなP の大R 開規に 催模繁 なが イ	口て市 チ盛民 ！りが ム上一 のが体 誘れと 致るな づつ	ポ市 ！民 ツが 教楽 室し のめ 充る 実ス	のたン意各 充めト工種 実のを夫団 補開に体 助催よな 金でるど なきイの どるベ創	そ 他	無 回 答
(%)								
20歳未満 (n=30)	33.3	26.7	6.7	13.3	10.0	6.7	0.0	3.3
20歳代 (n=82)	13.4	43.9	14.6	8.5	14.6	3.7	1.2	0.0
30歳代 (n=101)	19.8	32.7	8.9	12.9	16.8	4.0	2.0	3.0
40歳代 (n=158)	20.3	42.4	3.2	8.2	13.3	5.1	7.0	0.6
50歳代 (n=199)	19.1	37.2	5.5	9.0	18.1	2.0	6.0	3.0
60歳代 (n=201)	18.9	37.8	2.0	10.9	22.9	1.5	2.0	4.0
70歳以上 (n=223)	8.1	42.6	2.7	4.5	29.1	2.7	2.7	7.6

4 現状と課題のまとめ

本市の現状や川越市スポーツ意識調査の結果、第三次計画の取組状況などを踏まえて、現状と課題の整理を行いました。

(1) 市民が運動・スポーツに親しむ・楽しむ機会の充実

市民が日常的に運動・スポーツに取り組み、親しむ・楽しむための機会を増やし、継続的な参加を促す上で、時間的な制約や動機付けの欠如が大きな課題となります。

■運動・スポーツの実施状況

スポーツを観戦している人の割合は高いですが、「運動・スポーツは行っていない」が36.6%となっており、特に30歳代、40歳代で実施していない割合が40%台と高くなっています。

ライフステージなどを意識した運動・スポーツの機会を創出・提供することで、参加しやすい環境を充実させていくことが必要です。

■運動・スポーツに取り組まない理由

運動やスポーツに取り組まない理由として、「時間がない」が25.8%、「きっかけがない」が19.5%と高くなっています。

運動・スポーツに取り組みやすく、時間的な制約を克服できるように、短時間で気軽に取り組めるプログラムの提供や、日常生活に運動・スポーツを取り入れるきっかけづくりとなる取組の展開が必要です。

■総合型地域スポーツクラブに関する状況

総合型地域スポーツクラブについて、「存在を知らない」の割合が80.1%と、多くの人が認知していない状況です。期待することとしては、「運動やスポーツ機会の提供」の割合が高くなっています。

総合型地域スポーツクラブの普及啓発、認知度向上に努めるとともに、市民の運動・スポーツに触れる機会をつくっていくことが大切です。

■こどもの運動・スポーツに対する意識

本市におけるこども（小学5年生、中学2年生）の運動・スポーツをすることが好きかどうかについて、小学5年生の男子を除いた区分（小学5年生女子、中学2年生男女）において、全国と埼玉県の前平均よりも割合が低い結果となっています。

小学校入学前の時期も含め、こどもの時から運動やスポーツに触れる機会を充実させ、運動・スポーツが好きになるような取組を行っていくことが必要です。

■スポーツに関する情報の入手

スポーツに関する情報の入手としては、「テレビ、ラジオ」「インターネット」の割合が高く、40 歳代までは「テレビ、ラジオ」「インターネット」、50 歳代以上では「テレビ、ラジオ」の割合が高くなっています。

運動・スポーツに、より親しみ、楽しんでもらうために、情報発信、周知の方法を工夫し、年代に合わせた方法を検討していくことが重要です。

■運動・スポーツへの意識と施策への要望

スポーツをすることが好きな人は 53.1%となっています。また、市の施策として、「市民が楽しめるスポーツ教室の充実」が重要視されています。

市民の多様なニーズに対応できるスポーツ教室などの企画、運営を充実させていくことが必要です。

(2) 地域におけるスポーツ活動などの認知度の向上と交流の促進

地域におけるスポーツ活動を通じた市民同士の交流や連携を深める上で、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員、地域でのスポーツ活動・イベントに対する認知度が低く、また、市民が積極的に関わる意欲が乏しいことが課題となります。

■地域でスポーツ活動・イベントへの参加

地域で、スポーツの活動やイベントに「関わったことがない」市民が 63.2%となっています。理由としては、「実施されていることを知らない」が多くなっています。また、総合型地域スポーツクラブに期待することとして、「運動やスポーツの機会の提供」の 29.9%に次いで、「地域における交流の創出」の 14.3%が続いています。加えて、スポーツに関するボランティア活動への参加について、「参加したことはない」が 87.4%となっています。

地域でのスポーツに関するイベントへ参加する人を増やすために、まずは情報発信方法を確立・強化し、認知度を向上していくことが必要です。その上で、参加者の増加につなげるとともに、交流の場として、地域活性化などにもつなげていくことが重要です。

運動・スポーツをする機会を充実させるだけでなく、交流の場、機会の創出も目指し、地域活性化に取り組んでいくことが求められます。

■スポーツ推進を担う人材における活動

市のスポーツ推進を担うスポーツ推進委員について、「存在を知らない」が 67.6%となっています。また、スポーツに関するボランティア活動へ「参加したことはない」割合は 87.4%となっています。また、今後の参加意欲も低い人が多く、参加したいと思わない理由については、時間的な余裕がないこと、人間関係、認知不足が多くなっています。

今後の市のスポーツ推進を担っていく人材を発掘・育成していくためにも、スポーツ推進委員の活動やスポーツに関するボランティア活動の情報発信・周知啓発を積極的に行っていくことが必要です。また、スポーツをするだけでなく、支える活動にも気軽に参加できるような仕組み、環境づくりも重要です。

■スポーツを通じた多様性と共生社会の実現

障害者スポーツに対して「関心がない」割合は55.8%となっており、理由としては「身近に障害者スポーツに関わっている人がいない」の割合が高くなっています。

また、外国籍市民の数は、増加傾向となっています。

障害者スポーツに関する情報発信を強化し、市民が身近な場所で競技や選手、障害者スポーツに関わりを持つ人に会える機会をつくる必要があります。また、年齢や性別、障害の有無や国籍にかかわらず、誰もが、様々な視点で運動・スポーツに関われる、取り組める環境を整えていくことが求められます。

(3) 市民のニーズに合った身近な施設の整備

市民が求める施設に関するニーズを捉え、運動・スポーツに取り組みやすい環境を整備していくことが課題となります。

■身近な場所へのニーズ

市の施設整備の方向性について、「身近な場所でスポーツに取り組める小規模のスポーツ施設を複数整備してほしい」の割合が55.8%と最も高くなっています。

身近で手軽に利用できる小規模なスポーツ施設を複数整備することを事業として推進する必要があります。

■市民が重視している施策・内容

市のスポーツ施策として最も重要視されているのは、「小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備」となっています。

市民の利便性を考慮した身近な施設の整備に力を入れていくことで、運動やスポーツに取り組まない理由の1つである「時間がない」などの課題に対応し、スポーツをする機会の充実につなげていくことが求められます。

(4) 民間活力の活用も見据えた大規模施設の整備と充実

ライフステージに応じたスポーツ環境の充実や誰もが気軽にスポーツを楽しむために、本市の財政状況も踏まえた上で、民間の活力を活かしたスポーツ施設の整備や充実を行っていくことが課題となります。

■大規模施設の整備や維持管理への対応

建設から長期間が経過した施設が多く、老朽化が進行しており、既存施設の修繕や改修、野球場や陸上競技場、総合体育館などの大規模スポーツ施設のあり方の検討やスポーツ施設の再編が必要となってきます。一方で、市の財政状況を踏まえると、行政のみで新たな施設を増やすことや、大規模な改修を実施することは容易ではありません。

このようなことから、国などの交付金を積極的に活用するとともに、民間活力の活用も想定しつつ、大規模スポーツ施設の整備検討や再編による整理・統合を図ることで、スポーツを通じた地域の活性化を目指していくことが重要です。

■ライフステージに応じた施設の整備や充実

川越市スポーツ意識調査の結果として、市のスポーツ施策に市民が最も重要と考えているのは、「小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備」となっていますが、運動時間別、年代別でみたときに、次いで多いのは「野球場、陸上競技場、体育館などの大規模施設の整備や維持管理」となっています。運動時間別では、60分以上運動をする層で割合が高く、年代別では、20歳代未満や30歳代から50歳代の年代で割合が高くなっています。

スポーツ施策の推進によって、スポーツ実施率が上昇すると、大規模施設に対するニーズが上昇する可能性が示唆されており、また、比較的若い世代や現役世代でのニーズがあることから、全体としてニーズが高い内容に対応していくことに加えて、ライフステージに応じてスポーツに親しむ機会を充実するために、大規模施設のあり方の検討を行っていくことも必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

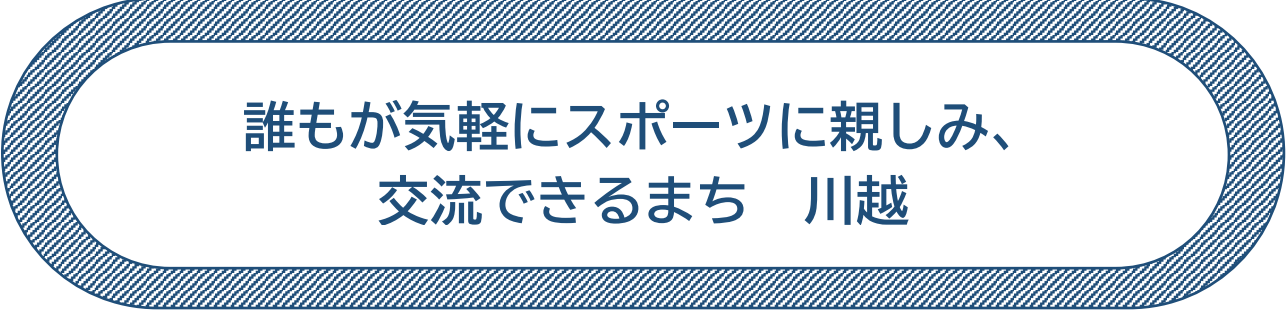
1 将来像

本市は、「誰もが気軽にスポーツに親しみ、交流できるまち 川越」を将来像として掲げ、市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らせる社会の実現を目指していきます。

年齢や性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが自分のペースで気軽にスポーツを楽しみ、地域の仲間とつながることで、豊かな人間関係と地域の絆を育むことができます。また、行政のみならず、スポーツ団体、学校、民間企業などの多様な主体が連携し、身近な場所でスポーツに親しむ機会を広げることで、スポーツを「特別なもの」から「生活の一部」へと浸透させていきます。さらに、プロ・トップスポーツとの交流や観戦機会の充実を通じて、市民の誇り（シビックプライド）の醸成と活力の向上につなげます。

さらに、「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる場を持続的に市民に提供するため、スポーツ施設の整備・再編に向けた検討を進めます。

本市は、スポーツを通じた健康づくりと地域づくりを両輪に、誰もが笑顔でつながるまちの実現を目指します。



誰もが気軽にスポーツに親しみ、
交流できるまち 川越

2 基本目標

将来像の実現に向けて、現状や課題を踏まえて3つの基本目標を設定しました。

基本目標1 スポーツに親しむ機会の充実

市民が運動やスポーツを身近に感じ、日常生活の中で楽しく継続的に取り組める環境を整えることを目指します。運動・スポーツ習慣の定着には、ライフステージや生活環境に応じた多様なプログラムの提供が重要であり、時間的な制約を克服できる短時間で気軽に参加できる取組や、身近な場所でスポーツに取り組める場の充実を進めます。また、総合型地域スポーツクラブの普及啓発を図り、市民が自分に合った活動を選択できるよう支援します。さらに、プロ・トップアスリートとの交流や指導機会の創出、全国大会・国際大会を目指すこどもたちの育成支援を行い、夢や憧れを通じてスポーツに親しむ意欲を高めます。これらを通じて、市民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を実現できる地域社会を形成します。

また、これまで、こどもたちのスポーツ活動の場として重要な役割を果たしてきた学校部活動についても、現在、変革の時期を迎えています。こどもたちが、持続可能な活動ができるよう、学校部活動地域展開などの取組を着実に進めていきます。

基本目標2 スポーツを通じた交流の促進

スポーツを通じて市民相互の交流や地域コミュニティのつながりを深め、地域の活性化を図ることを目指します。地域のスポーツ活動や大会への参加を促進するため、情報発信の強化や広報手段の工夫により認知度を高め、参加しやすい環境を整備します。年齢や性別、障害の有無、国籍などを問わず、誰もがともに楽しみ、支え合える地域スポーツ活動を推進するとともに、障害者スポーツの普及や、障害者や外国人の参加しやすい環境を整え、共生社会の実現を図ります。さらに、地域資源を活かしたスポーツツーリズムの推進やプロ・トップスポーツの観戦機会の充実を通じて、地域の魅力を高め、市民の誇り（シビックプライド）を醸成します。また、スポーツ推進委員や指導者、ボランティアなど、スポーツを支える人材の育成などを進めることで、地域に根ざしたスポーツ活動の推進を目指します。

基本目標3 スポーツ施設の充実

誰もが安全で快適にスポーツを楽しめる環境の整備を進め、市民の多様なニーズに対応できるよう施設の充実を図ります。身近で気軽に利用できる小規模なスポーツ施設の整備にも目を向け、日常的に運動に取り組める環境をつくることで、時間的制約などの課題を軽減します。既存施設の有効活用や計画的な修繕や改修を推進し、学校教育や学校部活動地域展開などに影響を与えない範囲で積極的に学校体育施設を開放するとともに、民間の供給するスポーツ施設との連携も模索しつつ、時代の変化に応じた柔軟なスポーツ環境の整備を行います。さらに、ユニバーサルデザイン化を進めることで、誰もが安心して利用できる施設環境の整備を検討します。また、民間のノウハウや活力を取り入れた新たな施設整備や運営のあり方を検討し、野球場などのスタジアム、アリーナといった大規模施設を含めたスポーツ施設の整備・再編や効率的かつ持続可能な運営体制の構築を検討します。これらの取組により、市民が身近にスポーツを楽しみ、健康的で豊かな生活を送るための基盤を確立します。

3 川越市総合計画との整合性

本計画を着実に実行していくためには、本市の最上位の計画である「第五次川越市総合計画」との整合を図る必要があります。

第五次川越市総合計画では、10年後（令和17（2035）年度）の将来都市像を、

「ずっと安心、もっと幸せ、魅力あふれるまち 川越」

と定めています。

また、将来都市像を実現するための政策分野別の基本目標として、教育・文化・スポーツの分野では、

「共に学び、ふれあい、豊かな人生を送れるまち」

を掲げています。

さらに、分野別計画の「施策3－4 文化・スポーツ活動の推進」の施策の目的（目指す姿）として、

「誰もが気軽に文化芸術やスポーツに親しみ、交流できるまちにします。」

と示しています。

以上の点を踏まえ、本計画の将来像及び基本目標を次のとおり設定しました。

【将来像】

誰もが気軽にスポーツに親しみ、交流できるまち 川越

【本計画と総合計画との整合】

本計画（基本目標）	川越市総合計画（施策の方向性）
スポーツに親しむ機会の充実	文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実
スポーツを通じた交流の促進	文化芸術・スポーツを通じた交流の促進
スポーツ施設の充実	文化・スポーツ施設の充実

本計画においては、スポーツの素晴らしさを市民の誰もが享受できる環境を整えることで、一人ひとりが豊かな人生を送り、市民の幸せにつながるよう、また、魅力のあふれるまちとなるよう施策の展開を図っていきます。

4 計画の体系

将来像

基本目標

施策の方向性

誰もが気軽にスポーツに親しみ、交流できるまち 川越



施策

- ①多様なスポーツ大会・教室の開催
- ②総合型地域スポーツクラブの活用

- ①学校体育の充実
- ②学校部活動地域展開などの推進
- ③全国大会、国際大会に出場するこどもたちの支援
- ④プロ・トップスポーツ選手による指導機会の創出
- ⑤こどもたちの意見を考慮したスポーツ施策の実施

- ①ライフステージに応じたスポーツ環境の充実
- ②運動やスポーツの実施を意識づけるための取組
- ③プロ・トップスポーツ選手と市民との交流によるスポーツ実施のきっかけづくり

- ①地域におけるスポーツ活動の充実と多様化
- ②日本伝統の武道の継承
- ③誰もがスポーツにアクセスしやすい環境の整備

- ①スポーツツーリズムの促進
- ②スポーツによるシビックプライドの醸成
- ③プロ・トップスポーツのスポーツ観戦の機会充実
- ④地域の資源を生かしたスポーツの取組の強化

- ①スポーツ団体を活性化するための仕組みづくり
- ②スポーツ推進委員の活動の活性化
- ③スポーツ指導者の育成

- ①多目的なスポーツ環境の整備
- ②既存のスポーツ施設にとられないスポーツ環境の整備
- ③学校体育施設の活用
- ④アーバンスポーツの普及促進

- ①スポーツ施設及びスポーツ機器の予防保全と適切な管理
- ②快適な環境でスポーツに取り組める環境の整備
- ③スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進

- ①既存スポーツ施設の計画的な整備と活用
- ②民間ノウハウも活用したスポーツ施設の整備

第4章 施策の展開

基本目標1 スポーツに親しむ機会の充実

施策の方向性1 スポーツを楽しむ機会の充実

市民の約36%が運動・スポーツを実施しておらず、特に「時間がない」「きっかけがない」ことが大きな課題となっています。

こういったことを踏まえ、市民一人ひとりが日常的に気軽にスポーツに親しみ、継続的に活動できるよう、多様なスポーツ大会・教室を開催し、スポーツに取り組む契機を創出します。さらに、認知度が低い総合型地域スポーツクラブの活用などを推進し、多世代・多種目に対応した活動の定着と、市民の参加促進を目指します。

施策

①多様なスポーツ大会・教室の開催

市民が気軽に運動やスポーツに親しむことができるよう、スポーツに取り組むきっかけとなる大会や教室の開催を推進します。既存の大会や教室については、種目や内容の見直し・改善を行い、より魅力的で継続的に参加したくなるプログラムへと充実を図ります。また、初心者や未経験者を対象とした講座の充実を通じて、市民一人ひとりがスポーツに親しむ契機を創出し、各種目の裾野の拡大を目指します。

【主な取組】

- 運動やスポーツを始める機会の提供、きっかけづくりとなる大会や教室の開催
- スポーツ大会・教室の種目や内容のブラッシュアップ

②総合型地域スポーツクラブの活用

市民が身近な地域で継続的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設置・活用を推進します。総合型地域スポーツクラブは、多世代・多種目・多志向に対応し、地域住民が主体となって運営することを特徴としており、年齢や競技レベルに応じて多様なスポーツ活動を楽しむことができます。本市は、既存クラブの安定的な運営を支援するとともに、より効果的な活用方法の検討を進めます。あわせて、指導者の育成やクラブ間のネットワークづくりを促進し、クラブの運営体制や指導力の向上を図ります。さらに、クラブの活動内容や魅力を広く発信することで、市民の参加促進と地域におけるスポーツの定着を目指します。

【主な取組】

- 総合型地域スポーツクラブの設置・活用
- 総合型地域スポーツクラブに関する情報の発信
- 総合型地域スポーツクラブの指導者の育成とクラブ間のネットワークづくりの促進

指 標

指標	現状値	目標値
成人の年に1回以上のスポーツ実施率	62.6%	70.0%
スポーツ大会参加者数	36,900人	37,000人
スポーツ教室の満足度	現状値なし※	—

※スポーツ教室の満足度に関しては、現状値がないため、令和8（2026）年度に調査を実施して改めて目標を設定します。

施策の方向性2 スポーツによるこどもたちの健やかな体及び豊かな心身の育成

本市のこどもたちは、運動・スポーツを好む割合が全国や県の平均を下回る結果となっており、こどもの時から運動・スポーツが好きになる取組を行っていく必要があります。

これを踏まえて、児童生徒が主体的に運動・スポーツに取り組める学校体育の充実を図ります。また、少子化や教員負担軽減に対応するため、学校部活動地域展開などを進め持続可能な活動体制を構築します。さらに、全国大会などへ出場するこどもたちの支援やプロ・トップアスリートとの交流機会を創出し、また、こどもたちの意見を積極的に聴取することで、運動への意欲向上と次代を担う人材の育成を目指します。

施 策

①学校体育の充実

川越市教育振興基本計画との連携を図りながら、児童生徒の健康の維持増進と体力向上を推進します。児童生徒が主体的に運動に取り組むことができるよう体育・保健体育の授業の充実を図るとともに、トップアスリートとの交流を通じて、運動への意欲向上や夢を育む機会を提供します。また、教員を対象とした研修会を実施し、体育・保健体育科に関する指導力や実践力の向上を図ることで、学校における体育教育の質的な充実を目指します。

加えて、小学校体育連盟及び中学校体育連盟の活動を支援することで、体育・保健体育科における教員の能力向上などにつなげます。

【主な取組】

- 児童生徒が主体的に運動に取り組む体育・保健体育の授業の推進
- トップアスリートふれあい事業
- 体育・保健体育科に関する指導力などの向上のための研修会

②学校部活動地域展開などの推進

中学校の部活動は、生徒がスポーツに親しみ、仲間と協力しながら心身を成長させる重要な機会となっています。少子化の進行や教員の負担軽減といった課題に対応するため、地域のスポーツ団体などとの協力体制のもと、学校部活動地域展開などを推進し、持続可能な活動体制の構築を図ります。また、部活動指導員の配置により、生徒が安心して継続的に活動できる環境を整備し、地域全体で学校スポーツを支える仕組みづくりを進めます。

【主な取組】

- 学校部活動地域展開などの推進
- 部活動指導員の配置による生徒の活動機会の確保

③全国大会、国際大会に出場するこどもたちの支援

スポーツに取り組むこどもたちが、日頃の練習の成果を発揮する場として全国大会や国際大会に出場することは、大きな意義を持っています。こうした大会への出場を支援するため、全国大会選手派遣費補助金や児童生徒派遣費補助事業補助金により、経済的負担を軽減します。あわせて、各種表彰制度の継続を通じて、努力や成果をたたえ、さらなるスポーツ活動への意欲の向上を促進します。

【主な取組】

- 全国大会選手派遣費補助金及び児童生徒派遣費補助事業補助金による経済的支援
- 各種表彰制度の継続

④プロ・トップスポーツ選手による指導機会の創出

こどもたちにとって、プロ・トップスポーツ選手は憧れの存在であり、こうした選手との交流は、スポーツへの関心や意欲を高める大きな契機となります。プロ・トップスポーツチームにとっても、地域貢献や競技人口の拡大、観戦者数の増加など、双方にとって有益な取組といえます。こうした相互の利点を生かし、ジュニアアスリート育成事業の実施や、プロ・トップスポーツチームの選手とスポーツ少年団などの団体との交流を通じて、指導の機会を創出し、次代を担うこどもたちの育成と地域スポーツの活性化を図ります。

【主な取組】

- ジュニアアスリート育成事業の実施
- プロ・トップスポーツチームや選手とスポーツ少年団などの団体との交流促進

⑤こどもたちの意見を考慮したスポーツ施策の実施

将来を担うこどもたちが、自らの考えや意見を述べる環境を整えることは、行政がスポーツ施策を推進するにあたっての新たな気づきを与えてくれるとともに、こどもの主体性の向上につながるものとなります。スポーツ活動やプログラムづくりに関するワークショップや意見交換会の開催を通じて、こどもたちの意見を直接聞く機会を設けます。また、計画改定時のアンケート調査の実施や「こどもオンライン意見箱」の活用を図り、広く意見を収集します。こうした意見をもとに、こどもたちの関心を把握することで、より身近で魅力あるスポーツ施策の推進が可能なものになると考えられます。

【主な取組】

- スポーツ活動やプログラムづくりに関するワークショップや意見交換会の実施
- 計画改定時のアンケート調査の実施やこどもオンライン意見箱の積極活用
- こどもの意見を踏まえた教室の開催やイベントの実施

指 標

指標		現状値	目標値
1 週間の総運動時間（体育授業を除く）が 60 分未満のこどもの割合	小学生	15.4%	12.5%
	中学生	15.1%	
運動やスポーツをすることが好き又は やや好きと答えた児童生徒の割合	小学生	88.6%	90.0%
	中学生	81.0%	84.0%
プロ・トップスポーツ選手が講師となるジュニア アスリート事業の参加者数		109 人	200 人

施策の方向性3 スポーツによる健康づくりの推進

本市では、30歳代から40歳代で、運動・スポーツを「行っていない」割合が40%台と高く、また、運動に取り組まない理由として「時間がない」「きっかけがない」が挙げられています。さらに、小学生、中学生のこどもの運動・スポーツに対する意識として、運動やスポーツをすることが好きかとの設問について、「好き」又は「やや好き」と答える割合が全国平均より低くなっています。加えて、今後、高齢者人口の割合は増加し、健康に不安を抱える方が増える可能性があります。

これらの課題に対応するため、幼児期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ環境の充実を図ります。また、運動の習慣化ときっかけづくりを促進し、市民の健康増進とスポーツ実施率向上を目指します。

施 策

①ライフステージに応じたスポーツ環境の充実

幼児期から高齢期まで、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しめる環境の整備を進めます。幼児や小学生については、遊びや野外活動を通じて体を動かす機会を充実させ、基礎的な体力や運動・スポーツ能力の向上を図ります。また、運動・スポーツ実施率が特に低い30歳代から40歳代の働く世代や女性を中心に、職場や地域での取組を通じて、スポーツに参加しやすい機会の提供と意識啓発を行います。さらに、高齢者が健康の維持増進や介護予防のために継続的に運動・スポーツができるよう、活動機会の充実を図ります。あわせて、スポーツ情報の発信や仲間づくりの促進により、友人や知人とのつながりを通じて自然にスポーツを始められる契機を創出し、また、継続を促すことで、誰もが身近にスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

【主な取組】

- プレーパークなどの遊びや野外活動の場の充実
- 職場や働く世代、女性に向けたスポーツ実施の働きかけ
- 高齢者の健康の維持増進、介護予防としての活動機会の充実に向けた取組の推進
- スポーツによる仲間づくりの促進

②運動やスポーツの実施を意識づけるための取組

競技スポーツに取り組むことにハードルの高さを感じる人にとっては、まずは気軽に身体を動かす機会を提供し、運動やスポーツに親しむきっかけとすることが重要と考えられます。生涯スポーツフェスティバルの開催やラジオ体操の推進、いもっこ体操を行う介護予防の自主グループ活動などを通じて、運動・スポーツを取り入れる習慣の定着を図ります。また、健康診査などの機会を活用し、年代や生活状況に応じた情報発信を行うことで、運動やスポーツの重要性を意識づけ、市民一人ひとりの健康増進とスポーツ実施率の向上を目指します。

【主な取組】

- 生涯スポーツフェスティバルの開催
- ラジオ体操の推進
- 自主グループ活動を通じた運動の習慣化
- ターゲット層を意識したスポーツに関する情報の発信

③プロ・トップスポーツ選手と市民との交流によるスポーツ実施のきっかけづくり

プロ・トップスポーツ選手が市の事業や民間イベントに参加することは、事業やイベントの魅力の向上につながるとともに、市民の意識が変化することで、スポーツに親しむきっかけとなり得ます。選手との交流やトークイベントの開催などを通じて、こどもから大人まで幅広い世代がスポーツへの関心を高め、実際の活動につながるよう事業を展開します。また、プロ・トップスポーツチームにとっても地域貢献や競技人口の拡大、観戦者数の増加などの効果が期待されることから、選手と市内で行われるイベントとのマッチングを促進し、双方にとって有意義な交流の場を創出します。

【主な取組】

- 市主催事業への選手の参加、交流イベントやトークイベントの開催
- 各種イベントへの選手参加のためのマッチング

指 標

指標	現状値	目標値
1 回 30 分以上のスポーツや運動を週 2 日以上行う市民の割合	32.2%	36.0%
スポーツをすることが好きな人の割合	53.1%	60.0%
スポーツに関する市公式ホームページの情報閲覧数	32,465 回	40,000 回

基本目標2 スポーツを通じた交流の促進

施策の方向性1 地域でのスポーツ活動の推進

総合型地域スポーツクラブに期待することとして、「運動やスポーツの機会の提供」や「地域における交流の創出」の割合が高くなっています。また、障害者スポーツに関心がない割合は約55.8%となっています。

地域におけるスポーツ活動が積極的に行われるよう支援することで、運動・スポーツをする機会を充実させます。また、武道の継承と普及に取り組み、日本の伝統文化に対する理解の促進を目指します。さらに、スポーツにアクセスしやすい環境の整備に取り組むことで、スポーツを通じた交流の促進を目指します。

施策

①地域におけるスポーツ活動の充実と多様化

少子高齢化の進展や地域のつながりの希薄化、外国籍市民の増加など、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、スポーツを通じた地域のつながりづくりと活性化を図ります。地域で開催されるスポーツ・レクリエーションイベントへの支援を行うとともに、社会情勢や生活スタイルの変化に合わせて既存事業の見直しを進め、誰もが参加しやすく楽しめるよう地域スポーツ活動の充実を図ります。

【主な取組】

- 地域のスポーツ・レクリエーションイベントへの支援
- 社会情勢に合わせた既存事業の見直し

②日本伝統の武道の継承

柔道・剣道・弓道・空手道など、日本の伝統文化としての価値を有する武道については、次世代への継承と振興を図ることが重要です。川越運動公園総合体育館や川越武道館などの既存施設を活用し、地域のスポーツ団体などと連携しながら、武道の普及・発展に向けた取組を推進します。これにより、伝統文化の理解が促進されるとともに、礼節や心身の鍛錬といった武道の精神を広く育むことができる環境の充実を目指します。

【主な取組】

- 川越運動公園総合体育館や川越武道館におけるスポーツ団体と協働した武道の継承

③誰もがスポーツにアクセスしやすい環境の整備

年齢や性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もがスポーツに親しめる環境の整備を推進します。障害のある方については、健康増進の観点から、参加しやすいスポーツ種目の普及や体験機会の提供を進めるとともに、障害者スポーツの競技会や大会の招致を検討し、共生社会の実現に向けた理解促進を図ります。また、運動・スポーツ実施率が低い女性や30歳代から40歳代の働く世代や子育て中の世代に配慮し、これらの人々が参加しやすい大会やイベントの実施を検討します。さらに、外国籍市民や外国人観光客などの増加を踏まえ、多言語対応の充実や外国籍市民が参加可能なスポーツ団体・教室の紹介、スポーツを通じた国際交流の推進などに取り組み、多様な人々がスポーツを通じてつながり、ともに楽しめる地域づくりを目指します。

【主な取組】

- 障害者スポーツに触れる、体験する機会の提供
- 障害者スポーツにかかる競技会やスポーツ大会などの招致の検討
- 子育て世代や女性が参加しやすいスポーツ大会・イベントの環境整備
- サインや印刷物の多言語化
- 外国籍市民が参加可能なスポーツ団体やスポーツ教室の紹介
- スポーツによる国際交流の推進

指 標

指標	現状値	目標値
成人の年に1回以上のスポーツ実施率	62.6%	70.0%
川越武道館での武道指導の受講者数	8,668人	8,700人
障害がある人が1年間にスポーツをする機会を持った率	23.3%	30.0%
障害者スポーツに関心がある人の割合	41.6%	50.0%

施策の方向性2 スポーツによる地域の活性化

本市では、地域でのスポーツに関するイベントに参加したことがない人の割合が約 63%となっています。また、スポーツが地域の活性化に役立つと思う割合は約 80%となっています。

これらの改善と期待に応えるため、プロ・トップスポーツとの連携強化など通じて、シビックプライド（地域への誇りや愛着）を醸成するとともに、プロ・トップスポーツのスポーツ観戦の機会充実を図ります。また、スポーツツーリズムを推進し、交流人口の拡大と地域のにぎわい創出を目指します。さらに、NPO法人や企業など、地域の資源を生かした多様な主体と連携し、「スポーツコミッション」の設立も視野に、地域の活性化を推進します。

施 策

①スポーツツーリズムの促進

本市の持つスポーツ資源と観光資源を連携させ、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、スポーツツーリズムの推進に取り組みます。代表的な取組である「小江戸川越ハーフマラソン大会」の開催を継続するとともに、プロ・トップスポーツの試合や各種競技会・大会などの招致を検討し、市内でのスポーツ観戦や参加を通じたにぎわいの創出を目指します。また、これらの事業の企画・運営にあたっては、「スポーツコミッション」による実施も視野に入れ、官民が連携して取り組む体制の構築を進めます。

【主な取組】

- 小江戸川越ハーフマラソン大会の開催
- 競技会やスポーツ大会などの招致の検討

②スポーツによるシビックプライドの醸成

シビックプライドとは、「地域への誇りや愛着」を意味し、その醸成は地域活性化や定住促進につながる重要な要素です。本市や近隣をホームタウンとするプロ・トップスポーツチームとの連携を強化し、競技会や大会などの開催を通じて、市民の地域への愛着を高める取組を行います。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会においてゴルフ競技の会場となったという本市の強みを生かし、オリンピックレガシーの継承に資するゴルフ事業の展開にも取り組めます。さらに、これらの取組の企画・運営にあたっては、官民・官学の連携やスポーツコミッションによる実施も含め、推進体制の構築を検討します。

【主な取組】

- プロ・トップスポーツとの連携強化
- 競技会やスポーツ大会などの招致の検討（再掲）
- オリンピックレガシー継承のためのゴルフ事業の実施

③プロ・トップスポーツのスポーツ観戦の機会充実

プロ・トップスポーツの試合や大会を市内で開催することは、市外から多くの人を訪れるきっかけとなり、地域のにぎわいの創出や活性化にもつながります。本市では、会場の規模や機能面での課題を踏まえつつも、競技会やスポーツ大会などの誘致・開催を検討し、プロ・トップスポーツの観戦機会を広げていきます。また、デジタル技術やオンライン配信の活用により、自宅などからも気軽に観戦できる環境づくりの整備を検討するとともに、こどもたちがプロ・トップスポーツに触れる機会を増やし、スポーツへの関心を高めていきます。

【主な取組】

- 競技会やスポーツ大会などの招致の検討（再掲）
- デジタルやオンラインを活用した観戦機会の充実の検討
- こどものスポーツに触れる機会、観戦機会の充実と事業の周知の実施

④地域の資源を生かしたスポーツの取組の強化

本市には、NPO法人や企業、地域団体など、地域のスポーツを支える多様な主体が存在しています。これらの団体や、地元大学と連携を深め、地域の特性を生かした新たな事業の展開や、既存事業の充実を図っていきます。また、スポーツを通じた地域活性化を一層推進するため、行政やスポーツ団体だけでなく、企業・大学・観光関係者などが一体となって取り組む「スポーツコミッション」の設立についても検討します。

さらに、地元大学が持つスポーツ指導や研究の知見を地域に還元できる取組を検討するとともに、体育会系部活動などの活躍を通じて、市民の誇り（シビックプライド）の醸成にもつなげます。加えて、事業運営においては、ボランティアの活用など、多くの市民が関わりやすい仕組みづくりも検討します。

【主な取組】

- NPO法人・企業・地域団体などとの連携による新規事業の実施や既存事業の充実
- 地元大学との連携による新規事業の実施や既存事業の充実
- 「スポーツビジネスネットワーク埼玉」との連携・協力
- スポーツコミッションの設置検討
- 事業の実施におけるボランティアの活用やボランティアに参加しやすい仕組みづくりの検討

指 標

指標	現状値	目標値
川越市に愛着を持っている人の割合	82.3%	83.3%
プロ・トップスポーツの市有施設での試合実施数	3 試合	5 試合
ボランティア活用のスポーツ大会・イベント数	2 事業	5 事業
企業・大学と連携したスポーツ事業数	2 事業	5 事業
スポーツに関するボランティア活動への参加割合	8.6%	10.0%

スポーツによる地域活性化

国は、スポーツを単に競技・健康づくりの手段としてだけでなく、地域の魅力を高め、交流人口や観光を促し、地域経済を活性化する起爆剤として位置づけています。国の「第3期スポーツ基本計画」では、全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現すると示しています。

【産官学連携による取組の例】

「スポーツと健幸」ひと、まち、産業のウェルビーイング プロジェクト

(静岡県三島市)

行政、企業、団体、市民が一体となり「スポーツ健幸都市みしま」を目指すことを目標にしているもの。

<現状・課題>

人口減少、少子高齢化が進む中、関係人口や交流人口、観光交流客数を増やし、経済活動の活性化、街や人に更なる活力をもたらすことが必要。三島市の立地条件、自然や歴史的資源とスポーツの持つ力を掛け合わせ、企業や団体、市民など、関わるすべてのひとのウェルビーイング、スポーツで「健幸」になることが求められる。

<PR ポイント>

- 「スポーツ健幸都市」を宣言都市宣言の「5つの視点」から、「スポーツ」による健幸まちづくりを更に推進し、スポーツを核としたまちづくり、人もまちも産業までもが、豊かで潤い、幸せを実感できるまちづくりを進めていく
- プロスポーツチーム6団体との連携により、関係人口、交流人口、観光交流客数の増加を目指す
- 市民主体のまちづくりを一步進め、行政・市民・団体・企業などが互いに連携する共創の取組を進めていく

<取組内容>

- 民間企業との連携
- プロスポーツチームとの連携
- スポーツ関係団体との連携
- 大学との連携

参考：スポーツ庁「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰 2024

【スポーツ施設を拠点とした活性化の例】

かほく市総合体育館（とり野菜みそ BLUECATSARENA）

（石川県かほく市）

市内の体育施設を集約して建てられたスポーツとコミュニティの拠点

<施設の特徴>

設備：アリーナ、トレーニングルーム、スタジオ、柔剣道場、弓道場

- 既存施設の老朽化にあわせ、スポーツ施設に対するニーズの高度化、多様化、施設の量的・質的な充実を図り、4つのスポーツ施設を集約・統合してできた総合体育館
- スポーツによる賑わいと活力のあるまちの創造を目指し、スポーツの素晴らしさを実感できる新たなスポーツ文化の拠点となる施設
- 多様なスポーツアクティビティを地域・来館者が「みる」ことで、交流人口・関係人口が拡大することにあわせ、スポーツへの挑戦意欲を育む施設

<ポイント>

- スポーツを「する」活動はもちろん、「みる」「ささえる」活動の場としても活用される
- SV リーグ所属の女子プロバレーボールチーム「PFU ブルーキャッツ石川かほく」のホームアリーナとしても使用
- 地元の団体・チームと連携した PR 活動を積極的に行っており、若年層からの注目も高い

<工夫点>

- ①既存施設の老朽化に伴い、スポーツ施設を集約・統合（企画段階）
 ↓
 築 40 年以上の施設は老朽化が進み、健康志向の高まりを背景に、スポーツ施設ニーズの高度化・多様化に対応した量質の充実が求められた。
- ②市民と「スポーツの楽しさ・すばらしさ」を共有できる施設へ（企画段階）
 ↓
 スポーツ文化の拠点として市民と可能性を共有し、公式戦や全国大会開催により交流人口を拡大することで地域活性化を図る。
- ③多様なスポーツに挑戦したくなる、開放感あふれる施設設計（設計・建設）
 ↓
 吹抜のスポーツモールで各活動を可視化し交流を促進するとともに、ガラス張り設計により自然光あふれる開放的な空間を実現。
- ④地元の団体やプロチームと連携したプロモーション活動（運営）
 ↓
 スポーツコミッション設立や民間連携・SNS 発信で振興を図り、プロ協力とパラスポーツ推進により裾野拡大。
- ⑤隣接する中学校の生徒による部活動利用（運営）
 ↓
 隣接する中学校は、従来施設の利用実績を踏まえ、授業や部活動でアリーナや武道場を優先的に利用している。

参考：スポーツ庁「地域の核となりうる新たなスポーツ施設 事例集」

施策の方向性3 スポーツにかかわる人材の育成

本市では、スポーツ推進委員の認知度が低いことや、スポーツに関するボランティア活動への参加が1割未満と少ない状況となっており、市民のスポーツを「支える活動」への参加意欲が乏しいという課題があります。

地域におけるスポーツの持続的な発展には、活動への支援や人材の育成が不可欠であるため、地域のスポーツ活動の中心であるスポーツ団体やスポーツ推進委員の活動を活性化させるための仕組みづくりに取り組みます。また、適切な知識や技術を備えたスポーツ指導者の育成を行うことで、選手などが安心してスポーツに取り組める環境を整備します。

施 策

①スポーツ団体を活性化するための仕組みづくり

各種スポーツ団体は、地域におけるスポーツ活動の中心的な存在であり、傘下団体の調整や交流の促進、市主催のスポーツイベント・教室への協力など、重要な役割を担っています。近年は、少子高齢化の進展や新たなスポーツの出現により、既存団体のあり方が問われていますが、地域のスポーツを支える基盤としての役割は今後も変わらず重要です。

このため、市はスポーツ団体との連携を強化するとともに、団体相互や市民とのつながりづくりを支援します。また、効果的な補助制度の検討や、功労者・優秀選手の表彰制度により、団体の活動意欲を高め、地域全体のスポーツ振興につなげていきます。

【主な取組】

- 効果的なスポーツ団体支援のあり方の検討
- 市の事業へのスポーツ団体の協力の促進
- スポーツ団体と市民とのマッチングや、スポーツ団体同士のつながりづくりの促進
- スポーツ功労者や優秀な結果をおさめた選手への表彰制度

②スポーツ推進委員の活動の活性化

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条に基づき、スポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者として、市から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員です。

市民がスポーツを実施する習慣を身につけるにあたって、スポーツ推進委員の地域に密着した活動は、重要な役割を果たすことになります。

このため、スポーツ推進委員の指導力や技術力の向上は、市のスポーツ施策を展開するにあたって、欠かすことはできません。また、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化によって、スポーツ推進委員に期待される役割は、刻々と変化しています。

市はスポーツ推進委員の活動を活性化させるための取組を推進します。

【主な取組】

- 社会情勢の変化に合わせたスポーツ推進委員の活動内容の再検討
- スポーツ推進委員の指導力及び技術の向上に向けた講習会の開催
- 先進事例や優良事例の水平展開の実施

③スポーツ指導者の育成

スポーツ活動の効果を十分に発揮するためには、競技スポーツやレクリエーション活動のいずれにおいても、適切な知識と技術を備えた指導者の存在が不可欠です。

市は、指導者を対象とした講習会などを開催し、指導技術や安全管理、育成理念などに関する知識の向上を図るとともに、適切な指導を行うことができる指導者を増やすための人材育成の取組を推進します。

また、暴力や暴言、ハラスメントなどの不適切な指導の根絶を目指します。この点についても、講習会などを通じて、指導者に対し指導や啓発などを行い、アスリートや子どもたちが安心してスポーツに取り組める環境づくりを行います。

【主な取組】

- 指導者講習会の実施

指 標

指標	現状値	目標値
スポーツ教室の満足度	現状値なし※	—
スポーツ指導者講習会参加人数	1,247 人	1,300 人

※スポーツ教室の満足度に関しては、現状値がないため、令和 8（2026）年度に調査を実施して改めて目標を設定します。

基本目標3 スポーツ施設の充実

施策の方向性1 気軽にスポーツに取り組める環境の整備

市の施設整備の方向性について、身近な小規模スポーツ施設の整備を望んでいる割合が高いことに加えて、スポーツをしない理由として「時間がない」ことが挙げられています。

この課題に対応するため、「いつでも・どこでも」日常生活の延長で運動できる環境を整えます。また、学校教育や学校部活動地域展開などに支障のない範囲での学校体育施設の開放や、アーバンスポーツの普及促進を通じ、多様な市民ニーズに応えるとともに、気軽にスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

施 策

①多目的なスポーツ環境の整備

川越市スポーツ意識調査の結果からは、「身近な場所でスポーツができる多目的グラウンドなどの整備」を求める声が最も多く寄せられています。このことから、多様な世代がさまざまな種目に取り組める多目的なスポーツ環境の整備が、市民ニーズに合致しているといえます。

直近では、宮元町健康ふれあい広場の整備や、なぐわし公園における多目的グラウンドの検討が進められており、既存の多目的グラウンドと併せて、多様なスポーツの用途に使用できるスポーツ環境の充実を図っていきます。また、屋内で多様なスポーツ活動が行える体育館や軽体育室についても、利用状況を踏まえながら、整備の検討を進めていきます。

【主な取組】

- 多目的グラウンドの整備や活用方法の検討
- 体育館や軽体育室の整備検討

②既存のスポーツ施設にとらわれないスポーツ環境の整備

スポーツというと体育館や運動場などの専用施設を思い浮かべがちですが、日常生活のなかで気軽に身体を動かせる環境づくりも重要です。誰もが身近な場所でスポーツに親しめるよう、既存のスポーツ施設の有効活用に加え、公園やオープンスペースなどを活用したスポーツ活動の促進を図ります。また、歩道や自転車走行レーンの整備、公園などへの健康遊具の設置、市域の高低差が少ないという本市の特徴を生かしたウォーキング・ジョギングコースの設定など、日常の延長で運動・スポーツができる環境を整えることで、「いつでも・どこでも」スポーツにアクセスできるまちづくりを推進します。

【主な取組】

- 歩道や自転車走行レーンの計画的な整備
- 公園などにおける健康遊具の設置
- オープンスペースにおけるスポーツ活動の促進とルールの設定・周知
- ウォーキングやジョギングコースの設定や距離表示の設置

③学校体育施設の活用

本市では、32の小学校と22の中学校を有しており、このうち、令和8（2026）年3月時点では、32の小学校と20の中学校において体育館や校庭、柔剣道場を地域に開放することで、スポーツ施設の不足を補っています。

今後も、学校教育や学校部活動地域展開などに支障のない範囲で、学校体育施設の活用を継続し、市民がスポーツに取り組む環境を維持していくことが重要です。利用者のニーズによっては、夜間照明の維持・設置などにより、利用の拡大を図ることを検討します。また、教育環境の充実や避難所機能の強化を図る目的で、体育館における空調設備の整備が進んだことにより、夏季におけるスポーツ活動の充実が図られた一方で、光熱水費のコストの上昇といった課題も生じています。学校体育施設におけるスポーツ活用の持続的な運用を確保するため、利用にかかる費用負担のあり方についても検討を進め、より効果的で公平な仕組みづくりを目指します。

【主な取組】

- 学校教育や学校部活動地域展開などに支障のない範囲での学校体育施設の開放
- 夜間照明の設置検討
- 使用に際しての費用負担のあり方の検討

④アーバンスポーツの普及促進

本市では、大東BMX・スケートボードエリアを整備し、若年層を中心に人気が高まっているアーバンスポーツの普及に取り組んでいます。今後は、利用者の多様なニーズに応えるため、セクション（構造物）の追加などにより施設の充実を図るとともに、3×3バスケットボールコートなどのアーバンスポーツ施設の整備検討を進め、さらなるアーバンスポーツ環境の充実を目指します。また、これらの施設を活用した大会や体験イベントなどの「ソフト事業」を展開し、市民がアーバンスポーツに親しむ機会を増やすことで、新しいスポーツ文化の定着と交流の促進を図ります。

【主な取組】

- アーバンスポーツにかかる施設を活用したソフト事業の推進
- 大東BMX・スケートボードエリアの充実
- 3×3コートなどのアーバンスポーツ施設の整備検討

指 標

指標	現状値	目標値
成人の年に1回以上のスポーツ実施率	62.6%	70.0%
学校開放の利用者数	367,129人	368,000人

施策の方向性 2 安全・安心にスポーツに取り組める環境の整備

本市では、建設から長期間が経過したスポーツ施設が多く、安全かつ快適な利用環境の確保が喫緊の課題となっています。

このため、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕と適切な維持管理を徹底し、持続可能な施設運営を図ります。また、快適な環境でスポーツに取り組める環境を整備するとともに、施設のユニバーサルデザイン化を推進することで、安全・安心にスポーツに取り組むことができる環境づくりを目指します。

施 策

①スポーツ施設及びスポーツ機器の予防保全と適切な管理

本市の主要なスポーツ施設は、建築から約 70 年が経過する初雁公園野球場をはじめ、川越運動公園陸上競技場や総合体育館が、供用開始から 30 年以上が経過するなど、老朽化が進行しています。これらの施設を安全かつ快適に利用できるようにするためには、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕や設備・機器の破損時の迅速な復旧など、適切な維持管理が重要となります。川越運動公園については、今後も長期的に活用していくことを見据え、利用者が安全に利用できるよう適切な修繕や改修を行うとともに、陸上競技場については、公認競技場としての機能の確保を、総合体育館及び陸上競技場については、プロ・トップスポーツとの連携を考慮した改修を検討する必要があります。

また、修繕・維持管理に係るコストの増加が見込まれることから、施設の使用料の見直しを含めた費用負担のあり方についても検討し、持続可能な施設運営を図ります。

【主な取組】

- 予防保全による計画的な修繕の実施と設備及び機器の破損時の速やかな復旧
- 陸上競技場の公認取得とその継続の検討
- 使用に際しての費用負担のあり方の検討（再掲）

②快適な環境でスポーツに取り組める環境の整備

近年、夏季の気温上昇が著しく、日中におけるスポーツ活動が困難となる状況が生じています。こうした環境の変化は、市民の健康づくりや競技力の維持・向上に影響を及ぼす可能性があります。このため、早朝や夜間でも安全かつ快適にスポーツが行えるよう、屋外スポーツ施設への夜間照明の設置の検討を行うとともに、H I Dランプ・蛍光ランプが段階的に製造禁止となることに伴う既存照明のL E D化を進めます。また、川越運動公園総合体育館への空調設備の整備を進め、年間を通じて快適に利用できる環境を整えていきます。

なお、これらの整備には一定のコスト増が見込まれることから、使用料の見直しや実費徴収など、費用負担のあり方についても検討を行い、持続可能な運営を図ります。

【主な取組】

- 屋外スポーツ施設の夜間照明の設置検討
- 既存スポーツ施設のL E D化
- 川越運動公園総合体育館への空調設備の設置
- 使用に際しての費用負担のあり方の検討（再掲）

③スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進

誰もが安心してスポーツに親しめる環境を整えることは、年齢や性別、障害の有無、国籍にかかわらず、市民の健康づくりや社会参加を促進する上で重要です。そのため、スポーツ施設においてもユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが利用しやすい施設環境の整備を進めていきます。

新たに整備するスポーツ施設については、その規模や目的に応じて、バリアフリー化や段差の解消、案内表示の充実など、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行います。また、既存の施設についても、利用実態を把握しつつ、大規模な改修に合わせて、順次、ユニバーサルデザイン化を進めていきます。

【主な取組】

- 新規スポーツ施設の新設や既存施設の大規模改修に際してのユニバーサルデザイン化の検討

指 標

指標	現状値	目標値
1 回 30 分以上のスポーツや運動を週 2 日以上行う市民の割合	32.2%	36.0%
川越運動公園・川越武道館におけるスポーツ施設利用者数	295,923 人	300,000 人

施策の方向性3 民間の活力が生むスポーツ施設の充実

本市には、建設から約 70 年が経過する初雁公園野球場をはじめ、老朽化の進む大規模スポーツ施設が多く存在します。

他方、都心から 30 km圏域に位置し、また、関越道や圏央道が通り、J R川越線、東武東上線、西武新宿線の 3 路線が運行されており、東京都心部や横浜方面へ乗り換えなしでアクセスすることが可能という交通利便性の高さは、スポーツによる交流人口の拡大の可能性を秘めているといえます。

これらを踏まえ、既存のスポーツ施設の計画的な整備と活用を進めるとともに、国の交付金などの活用や民間のノウハウ・資源を積極的に導入し、効率的で持続可能な運営を行うことで、施設の充実に図ります。

施 策

①既存スポーツ施設の計画的な整備と活用

既存の大規模スポーツ施設を有効に活用し、競技会やスポーツ大会の開催を通じて、地域の活性化や市民の誇り（シビックプライド）の醸成を図ります。また、スポーツに加えて、音楽イベントなどの文化活動にも施設を活用することで、多様な利用機会を創出し、施設運営の収支改善にもつなげていきます。さらに、プロ・トップスポーツとの連携を考慮した設備の改修を検討するとともに、鉄道駅からのアクセスの向上や公共交通の利便性向上や駐車場の拡充といった環境整備も併せて検討します。これらの整備にあたっては、ネーミングライツ制度の導入など、財源確保の新たな手法も検討します。

【主な取組】

- 競技会やスポーツ大会などの招致の検討（再掲）
- 音楽活動などの文化活動へのスポーツ施設の活用
- 既存スポーツ施設の改修
- ネーミングライツ制度活用の推進
- スポーツ施設へのアクセスの改善

②民間ノウハウも活用したスポーツ施設の整備

本市では、建設から約 70 年が経過する初雁公園野球場をはじめ、川越運動公園総合体育館や陸上競技場などの老朽化の進む大規模スポーツ施設が存在しています。スポーツ施設の新設整備や大規模な改修の検討にあたっては、効率的で持続可能な運営を実現するため、国の交付金などの活用や民間のノウハウ・資源を積極的に活用することを想定します。また、国や埼玉県のスポート施設整備の動向を踏まえ、広域的な視点からの連携や役割分担を意識した施設整備のあり方を検討していきます。さらに、既存施設を含めた大規模スポーツ施設全体の方向性を整理するため、施設の整備・再編に関する基本的な方針の策定に向けた調査・検討を実施します。

【主な取組】

- 野球場の整備検討
- 大規模スポーツ施設の整備・再編に向けた調査検討の実施
- 国や埼玉県の動向を見据えた広域的な視点に立ったスポーツ施設の検討

指 標

指標	現状値	目標値
スポーツをアリーナ又はスタジアムで観戦した人の割合	4.2%	8.0%
プロ・トップスポーツの市有施設での試合実施数	3試合	5試合

民間活力の活用方法

スポーツ施設では、官民の役割分担のもと、多様なPPP/PFI手法が活用されます。

スポーツ分野（スタジアム・体育館・公園・スポーツイベント等）で活用される民間活力の活用方法は、以下のようなものがあげられます。

PPP/PFIは、公共施設やサービスを官民で連携して整備・運営する手法です。自治体が民間の資金力やノウハウを活用し、施設整備や管理運営の効率化、サービス向上や財政負担の軽減を図る仕組みです。

【指定管理】	
主な関係法令	地方自治法
概要	公の施設※の目的を効果的に達成するため、民間事業者等を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる制度
期間	法令上、特に制限なし
主な事例	・府立京都スタジアム（10年間） ・太田アリーナ（5年間） ・市立吹田サッカースタジアム（48年間、負担付寄付）

※地方公共団体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられる施設。

【PFI BTO、BOT、BOO等※】	
主な関係法令	PFI法
概要	公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を、一括して民間事業者にゆだねる制度
期間	法令上、特に制限なし
主な事例	・袋井総合体育館（BTO・18年間） ・北九州スタジアム（BTO・15年間）

※PFIには、BTO方式、BOT方式、BOO方式等のいくつかの事業方式があり、BTO方式では地方公共団体が、BOT方式及びBOO方式では民間事業者が施設の所有者となる。BTO方式の場合は、指定管理等を併用し、SPCに運営を行わせる。

コラム

【PFI コンセッション】

主な関係法令	PFI法
概要	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する制度
期間	法令上、特に制限なし
主な事例	・津山市ガラスハウス（10年間） ・有明アリーナ（25年間） ・愛知県新体育館（30年間）

【公園施設の管理許可】

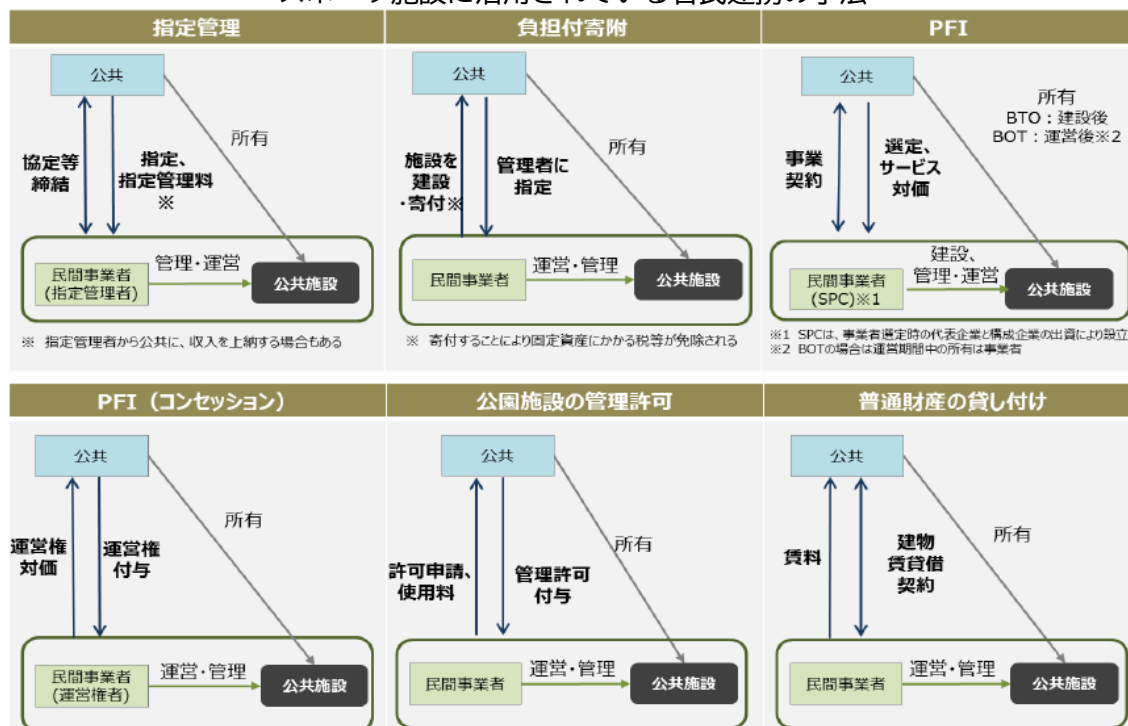
主な関係法令	都市公園法
概要	都市公園の施設について、公園管理者以外が公園管理者の許可を受けて管理することができる制度（公園管理者の許可を受けて施設の設置から行うことも可能）
期間	1回の許可の期間の上限は10年間
主な事例	・宮城球場（10年間+延長5年間） ・横浜スタジアム（40年間）

【普通財産の貸し付け】

主な関係法令	地方自治法、民法、借地借家法
概要	行政財産のうち普通財産※について、民間事業者等へ貸し付けることができる制度（民間事業者が地方公共団体と定期建物賃貸借契約を締結し管理運営することが可能）
期間	法令上、特に制限なし
主な事例	舞洲アリーナ（10年間）

※公有財産のうち特定の用途又は目的を持たないもの。

スポーツ施設に活用されている官民連携の手法



※上記図は参考資料に掲載されていた図を引用しています。

参考：スポーツ庁 官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム
 令和6年度 PPP/PFI 推進施策説明会「スポーツ施設における官民連携の取組」

第5章 計画の推進

1 期待される連携・協力

本計画に定めた基本目標の実現に向けて、市とそれぞれの主体が連携を図り、体系化した施策・取組を着実に推進していきます。それぞれの主体に期待される役割は、次のとおりです。

①市民

自発的にスポーツを楽しみ、年齢や性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが自分のペースで気軽にスポーツを継続することが大切です。スポーツを「する」だけでなく、「みる」「ささえる」という多様な形で参画し、地域の仲間とつながることで、心身ともに健康で活力ある生活を実現することが求められます。

②スポーツ関連団体

地域スポーツ活動の中心的存在として、団体間の調整や市民との交流促進を図り、市が主催するスポーツイベントや教室へ協力することが必要です。団体の活動を活性化させることで、地域スポーツの振興の基盤を支える役割が期待されます。

③スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、スポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者として、市から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員です。

市民がスポーツを実施する習慣を身につけるため、市民の地域でのスポーツ活動をサポートする役割を担っています。

④事業者など

民間のノウハウや活力を積極的に活用し、大規模スポーツ施設の整備・改修や効率的かつ持続可能な運営体制の構築に貢献することが大切です。また、NPO法人や地域団体とともに、スポーツツーリズムや新たな事業展開を通じた地域活性化を推進する多様な主体の一つとしての役割が求められます。

⑤大学などの教育機関

行政やスポーツ団体、企業など、多様な主体との連携を強化し、大学が持つスポーツ指導や研究の専門的な知見を地域に還元することが必要です。さらに、体育会系部活動などの活躍を通じて、市民の地域への誇り（シビックプライド）の醸成と活力の向上に寄与することが期待されます。

⑥プロ・トップスポーツチーム

市民、特に子どもたちへの指導機会や交流の場を創出し、スポーツへの関心や意欲を高めることが大切です。また、市内で競技会や大会を開催することで、市外からの来訪者を促し、地域の賑わいを創出・活性化するとともに、市民の誇り（シビックプライド）の醸成に貢献することが期待されます。

⑦市

本計画に定めた将来像と基本目標の実現に向けて、市民、スポーツ団体、企業など、多様な主体と連携を図りながら、体系化された施策・取組を着実に推進していくことが必要です。事務局として PDCA サイクルを実行し、計画の進行状況の把握、点検、評価を行うことで、計画の実効性を確保します。

2 計画の進行管理と指標

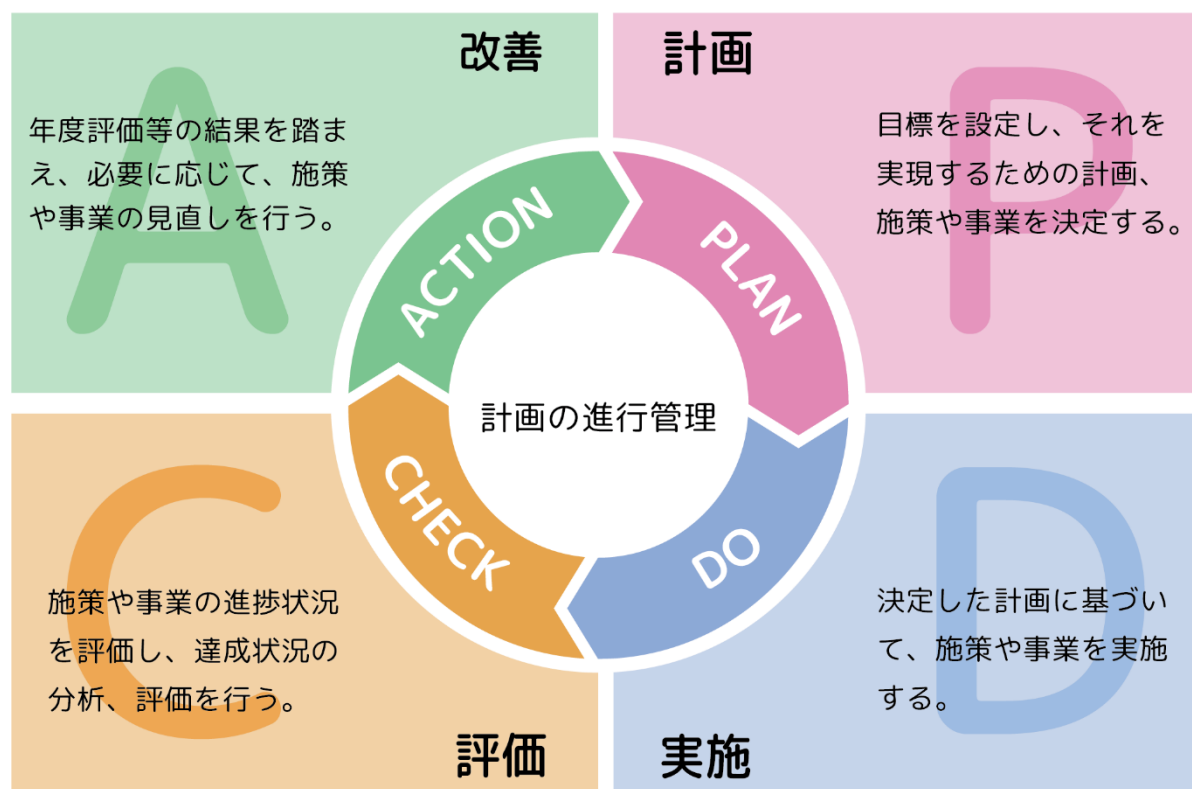
(1) 計画の進行管理

本計画は、事務局であるスポーツ振興課を中心に進行管理を行います。本計画で掲げた市民のスポーツ推進に関する各施策については、PDCAサイクル※を実行し、毎年、点検や評価を行うことで計画の進行状況を把握し、実効性を確保します。

さらに、スポーツ基本法第31条に基づき、川越市スポーツ推進審議会条例により設置された「川越市スポーツ推進審議会」において、本計画で示したスポーツ推進に関する施策や取組の進捗や評価指標について報告し、改善を図っていきます。

また、庁内組織である「川越市スポーツ施策推進庁内検討委員会」において関係課との連携を図って、全庁的な取組を推進します。

計画の進行状況や数値目標の達成状況については、市公式ホームページなどを活用して公表していきます。



※PDCAサイクル：計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)のプロセスを順に実施し、次の計画に結びつけ、継続的に改善していく手法のこと。

(2) 計画の指標

基本目標1 スポーツに親しむ機会の充実

指標		現状値 (令和6年度)	目標値	出典
施策の方向性1 スポーツを楽しむ機会の充実				
成人の年に1回以上のスポーツ実施率		62.6% (令和5年度)	70.0%	①
スポーツ大会参加者数		36,900人	37,000人	②
スポーツ教室の満足度		現状値なし※	—	②
施策の方向性2 スポーツによるこどもたちの健やかな体及び豊かな心身の育成				
1週間の総運動時間(体育授業を除く)が60分未満のこどもの割合	小学生	15.4%	12.5%	③
	中学生	15.1%		③
運動やスポーツをすることが好き又はやや好きと答えた児童生徒の割合	小学生	88.6%	90.0%	③
	中学生	81.0%	84.0%	③
プロ・トップスポーツ選手が講師となるジュニアアスリート事業の参加者数		109人	200人	②
施策の方向性3 スポーツによる健康づくりの推進				
1回30分以上のスポーツや運動を週2日以上行う市民の割合		32.2%	36.0%	④
スポーツをすることが好きな人の割合		53.1% (令和5年度)	60.0%	①
スポーツに関する市公式ホームページの情報閲覧数		32,465回	40,000回	②

基本目標2 スポーツを通じた交流の促進

指標	現状値 (令和6年度)	目標値	出典
施策の方向性1 地域でのスポーツ活動の推進			
成人の年に1回以上のスポーツ実施率	62.6% (令和5年度)	70.0%	①
川越武道館での武道指導の受講者数	8,668人	8,700人	②
障害がある人が1年間にスポーツをする機会を持った率	23.3% (令和7年度)	30.0%	⑤
障害者スポーツに関心がある人の割合	41.6% (令和5年度)	50.0%	①
施策の方向性2 スポーツによる地域の活性化			
川越市に愛着を持っている人の割合	82.3%	83.3%	④
プロ・トップスポーツの市有施設での試合実施数	3試合	5試合	②
ボランティア活用のスポーツ大会・イベント数	2事業	5事業	②
企業・大学と連携したスポーツ事業数	2事業	5事業	②
スポーツに関するボランティア活動への参加割合	8.6% (令和5年度)	10.0%	①
施策の方向性3 スポーツにかかわる人材の育成			
スポーツ教室の満足度	現状値なし※	—	②
スポーツ指導者講習会参加人数	1,247人	1,300人	②

基本目標3 スポーツ施設の充実

指標	現状値 (令和6年度)	目標値	出典
施策の方向性1 気軽にスポーツに取り組める環境の整備			
成人の年に1回以上のスポーツ実施率	62.6% (令和5年度)	70.0%	①
学校開放の利用者数	367,129人	368,000人	②
施策の方向性2 安全・安心にスポーツに取り組める環境の整備			
1回30分以上のスポーツや運動を週2日以上行う市民の割合	32.2%	36.0%	④
川越運動公園・川越武道館におけるスポーツ施設利用者数	295,923人	300,000人	②
施策の方向性3 民間の活力が生むスポーツ施設の充実			
スポーツをアリーナ又はスタジアムで観戦した人の割合	4.2% (令和5年度)	8.0%	①
プロ・トップスポーツの市有施設での試合実施数	3試合	5試合	②

※スポーツ教室の満足度に関しては、現状値がないため、令和8（2026）年度に調査を実施して改めて目標を設定します。

【出典】

- ①川越市スポーツ意識調査
- ②川越市調べ
- ③全国体力・運動能力、運動習慣等調査
- ④川越市市民意識調査
- ⑤川越市障害福祉に関するアンケート調査

資料編

1 第四次川越市スポーツ推進計画策定の経緯

日程	会議
令和6年5月10日	庁議に報告
令和7年8月18日	第1回川越市スポーツ施策推進庁内検討委員会
令和7年8月27日	第1回川越市スポーツ推進審議会
令和7年10月3日	第2回川越市スポーツ施策推進庁内検討委員会
令和7年10月21日	第2回川越市スポーツ推進審議会
令和7年12月17日	第3回川越市スポーツ推進審議会
令和7年12月25日	庁議に付議
令和8年1月6日～ 2月4日	意見公募手続
令和8年1月21日	川越市教育委員会第11回定例会で協議
令和8年2月13日	第4回川越市スポーツ推進審議会
令和8年2月19日	川越市スポーツ推進審議会からの答申

2 指標に関する詳細

基本目標1 スポーツに親しむ機会の充実

指標	出典	取得間隔	指標の定義
施策の方向性1 スポーツを楽しむ機会の充実			
成人の年に1回以上のスポーツ実施率	川越市スポーツ意識調査	5年毎	18歳以上の成人で、競技スポーツやフィットネスなど健康や体力の維持、増進を目的としたエクササイズを、計画的、定期的を実施する活動を行っている者の割合
スポーツ大会参加者数	川越市調べ	毎年	市が実施するスポーツ大会、スポーツイベントのうち、スポーツ振興課が所掌する事業の参加者の合計
スポーツ教室の満足度	川越市調べ	毎年	スポーツ振興課が実施するスポーツ教室において、アンケート調査を実施し、「満足」または「やや満足」と回答した者の割合 ※令和8年度以降、調査実施
施策の方向性2 スポーツによるこどもたちの健やかな体及び豊かな心身の育成			
1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満のこどもの割合	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	毎年	国が毎年実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査のうち、本市の小学5年生及び中学2年生に対して行われた調査の集計結果
運動やスポーツをすることが好き又はやや好きと答えた児童生徒の割合	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	毎年	国が毎年実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査のうち、本市の小学5年生及び中学2年生に対して行われた調査の集計結果
プロ・トップスポーツ選手が講師となるジュニアアスリート事業の参加者数	川越市調べ	毎年	スポーツ振興課が実施するプロ・トップスポーツ選手（当該種目の最高峰又はそれに準ずるリーグに所属するチームに所属する選手やプロとして活動する個人）を講師とするジュニアアスリート事業の参加者数
施策の方向性3 スポーツによる健康づくりの推進			
1回30分以上のスポーツや運動を週2日以上行う市民の割合	川越市市民意識調査	3年毎	広聴課が実施する川越市市民意識調査において、「あなたは、1回30分以上のスポーツや運動をどの程度していますか。」との設問に対し、「ほとんど毎日」、「週に3から5日」、「週に2日」と回答した者の割合
スポーツをすることが好きな人の割合	川越市スポーツ意識調査	5年毎	「スポーツをすることは好きですか。」との設問に対し、「好き」、「どちらかといえば好き」と回答した者の割合
スポーツに関する市公式ホームページの情報閲覧数	川越市調べ	毎年	市公式ホームページの「スポーツ振興」、「スポーツ大会・教室」、「スポーツ・レクリエーション施設」のカテゴリーに格納されているサイトの閲覧件数の年度計

基本目標2 スポーツを通じた交流の促進

指標	出典	取得間隔	指標の定義
施策の方向性1 地域でのスポーツ活動の推進			
成人の年に1回以上のスポーツ実施率	川越市スポーツ意識調査	5年毎	(再掲)
川越武道館での武道指導の受講者数	川越市調べ	毎年	川越武道館において、市の事業として実施される武道指導の受講者数
障害がある成人が1年間にスポーツをする機会を持った率	川越市障害福祉に関するアンケート調査	3年毎	障害者福祉課が実施する「川越市障害福祉に関するアンケート調査」において、障害者手帳所持者等のうち、「1年間で次の活動をする機会がありましたか。」との設問で、「スポーツをする機会があった」と回答した者の割合
障害者スポーツに関心がある人の割合	川越市スポーツ意識調査	5年毎	「障害者スポーツに関心がありますか。」との設問に対し、「関心がある」又は「やや関心がある」と回答した者の割合
施策の方向性2 スポーツによる地域の活性化			
川越市に愛着を持っている人の割合	川越市市民意識調査	3年毎	広聴課が実施する川越市市民意識調査において、「あなたは、川越市に愛着をお持ちですか。」との設問に対し、「持っている」又は「どちらかというを持っている」と回答した者の割合
プロ・トップスポーツの市有施設での試合実施数	川越市調べ	毎年	市の設置するスポーツ施設で実施されたプロ・トップスポーツ（当該種目の最高峰又はそれに準ずるリーグに所属するチームやプロとして活動する個人）の試合の開催数
ボランティア活用 of スポーツ大会・イベント数	川越市調べ	毎年	市が実施するスポーツ大会、スポーツイベントのうち、スポーツ振興課が所掌する事業であって、ボランティアを活用したものの開催数
企業・大学と連携したスポーツ事業数	川越市調べ	毎年	市が民間企業や大学と共催・協力して実施したスポーツ事業のうち、スポーツ振興課の所掌するものの開催数
スポーツに関するボランティア活動への参加割合	川越市スポーツ意識調査	5年毎	「スポーツに関するボランティアに参加したことがありますか。」との設問に対し、「参加したことがある」と回答した者の割合
施策の方向性3 スポーツにかかわる人材の育成			
スポーツ教室の満足度	川越市調べ	毎年	(再掲)
スポーツ指導者講習会参加人数	川越市調べ	毎年	市の事業として実施されるスポーツ指導者講習会の参加者数

基本目標3 スポーツ施設の充実

指標	出典	取得間隔	指標の定義
施策の方向性1 気軽にスポーツに取り組める環境の整備			
成人の年に1回以上のスポーツ実施率	川越市スポーツ意識調査	5年毎	(再掲)
学校開放の利用者数	川越市調べ	毎年	当該年度の市立小中学校の体育館、運動場、柔剣道場における学校開放利用者数
施策の方向性2 安全・安心にスポーツに取り組める環境の整備			
1回30分以上のスポーツや運動を週2日以上行う市民の割合	川越市市民意識調査	3年毎	(再掲)
川越運動公園・川越武道館におけるスポーツ施設利用者数	川越市調べ	毎年	(再掲)
施策の方向性3 民間の活力が生むスポーツ施設の充実			
スポーツをアリーナ又はスタジアムで観戦した人の割合	川越市スポーツ意識調査	5年毎	市内外の施設を問わず、スポーツをアリーナ又はスタジアムで観戦した者と回答した者の割合
プロ・トップスポーツの市有施設での試合実施数	川越市調べ	毎年	(再掲)

3 川越市スポーツ意識調査の集計結果について

(1) 単純集計結果

①基本属性

問1 性別

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	男	443	44.5
2	女	538	54.0
3	回答しない	10	1.0
	無回答	5	0.5
	合計	996	100

問2 あなたの年齢はいくつですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	16～17歳	16	1.6
2	18～19歳	14	1.4
3	20～22歳	28	2.8
4	23～29歳	54	5.4
5	30～39歳	101	10.1
6	40～49歳	158	15.9
7	50～59歳	199	20.0
8	60～64歳	103	10.3
9	65～69歳	98	9.8
10	70～74歳	112	11.2
11	75歳以上	111	11.1
	無回答	2	0.2
	合計	996	100

問3 家族構成

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	夫婦	289	29.0
2	二世世代帯(親と子)	482	48.4
3	三世世代帯(親と子と孫)	62	6.2
4	単身	130	13.1
5	その他	22	2.2
	無回答	11	1.1
	合計	996	100

問4 同居家族

(複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	乳児	18	1.8
2	就学前の幼児	81	8.1
3	小学生	118	11.8
4	中学生	72	7.2
5	高校生	76	7.6
6	大学生(短大、専門含む)	96	9.6
7	65才以上75歳未満の前期高齢者	191	19.2
8	75歳以上の後期高齢者	184	18.5
9	該当する者はいない	356	35.7
	無回答	20	2.0
	合計	996	-

※複数回答については、回答者数が996件であるため、件数を足しても996件にはなりません。また、全体の割合は100%にはなりません。

問5-1 職業

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	農業	15	1.5
2	自営業(商工業、建設業、サービス業など)	65	6.5
3	会社員、公務員	363	36.4
4	パート、アルバイト	158	15.9
5	家事手伝い	12	1.2
6	学生	50	5.0
7	無職	266	26.7
8	その他	52	5.2
	無回答	15	1.5
	合計	996	100

問5-2 1週間の労働時間

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	15時間未満	238	23.9
2	15時間以上30時間未満	142	14.3
3	30時間以上40時間未満	153	15.4
4	40時間以上50時間未満	224	22.5
5	50時間以上60時間未満	58	5.8
6	60時間以上	33	3.3
	無回答	148	14.9
	合計	996	100

問5-3 世帯年収

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	収入なし	35	3.5
2	100万円未満	26	2.6
3	100万円以上200万円未満	66	6.6
4	200万円以上300万円未満	111	11.1
5	300万円以上400万円未満	110	11.0
6	400万円以上500万円未満	109	10.9
7	500万円以上600万円未満	75	7.5
8	600万円以上700万円未満	53	5.3
9	700万円以上800万円未満	45	4.5
10	800万円以上1,000万円未満	85	8.5
11	1,000万円以上1,200万円未満	35	3.5
12	1,200万円以上	50	5.0
13	答えたくない	134	13.5
	無回答	62	6.2
	合計	996	100

問6 住まい

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	本庁	306	30.7
2	芳野	12	1.2
3	古谷	21	2.1
4	南古谷	76	7.6
5	高階	137	13.8
6	福原	62	6.2
7	大東	107	10.7
8	霞ヶ関	128	12.9
9	川鶴	28	2.8
10	霞ヶ関北	21	2.1
11	名細	54	5.4
12	山田	32	3.2
	無回答	12	1.2
	合計	996	100

問7 あなたの健康状態はいかがですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	大変良い	118	11.8
2	まあまあ良い	336	33.7
3	普通	420	42.2
4	あまり良くない	102	10.2
5	まったく良くない	15	1.5
	無回答	5	0.5
	合計	996	100

問8 あなたは普段、体力に自信を感じますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	大いに感じる	28	2.8
2	感じる	139	14.0
3	普通	480	48.2
4	あまり感じない	257	25.8
5	感じない	89	8.9
	無回答	3	0.3
	合計	996	100

問9 あなたは普段、運動不足を感じますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	大いに感じる	204	20.5
2	感じる	384	38.6
3	普通	230	23.1
4	あまり感じない	110	11.0
5	感じない	66	6.6
	無回答	2	0.2
	合計	996	100

問10 あなたの1日の睡眠時間は、平均すると何時間くらいですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	3時間未満	4	0.4
2	3時間以上4時間未満	22	2.2
3	4時間以上5時間未満	106	10.6
4	5時間以上6時間未満	306	30.7
5	6時間以上8時間未満	503	50.5
6	8時間未満	53	5.3
	無回答	2	0.2
	合計	996	100

問11 あなたは普段の生活が充実していると感じますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	大いに感じる	59	5.9
2	感じる	278	27.9
3	普通	474	47.6
4	あまり感じない	139	14.0
5	感じない	41	4.1
	無回答	5	0.5
	合計	996	100

②普段の運動への取組状況

問12 あなたは、どのくらい運動に取り組んでいますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	毎日	94	9.4
2	週に6日	31	3.1
3	週に5日	62	6.2
4	週に4日	62	6.2
5	週に3日	80	8.0
6	週に2日	91	9.1
7	週に1日	98	9.8
8	月に1日から3日	68	6.8
9	3か月に1日から2日	28	2.8
10	年に1日から3日	9	0.9
11	運動は行っていない	365	36.6
	無回答	8	0.8
	合計	996	100

※問12で1～10を選択した人

問13 運動する日について、平均すると1日にどのくらいの時間、運動に取り組んでいますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	30分未満	138	22.2
2	30分以上40分未満	116	18.6
3	40分以上60分未満	128	20.5
4	60分以上90分未満	128	20.5
5	90分以上120分未満	69	11.1
6	120分以上	44	7.1
	無回答	0	0.0
	合計	623	100

問14 あなたは、現在まで、その運動をどのくらいの期間、継続させていますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	1週間以上1か月未満	36	5.8
2	1か月以上3か月未満	45	7.2
3	3か月以上6か月未満	41	6.6
4	6か月以上1年未満	45	7.2
5	1年以上	453	72.7
	無回答	3	0.5
	合計	623	100

問15 どのように運動に取り組んでいますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	個人で自由に	350	56.2
2	家族や親族と自由に	51	8.2
3	地域の友人と自由に	21	3.4
4	職場の友人と自由に	10	1.6
5	フィットネスクラブなどの民間の会員制スポーツクラブで	81	13.0
6	地域のクラブや同好会に所属して	52	8.3
7	職場のクラブや同好会に所属して	3	0.5
8	学校のクラブや同好会に所属して	10	1.6
9	地域のイベントで	3	0.5
10	職場のイベントで	1	0.2
11	行政主体で行われるスポーツや体力づくり教室で	6	1.0
12	総合型地域スポーツクラブで	11	1.8
13	その他	19	3.0
	無回答	5	0.8
	合計	623	100

問16 あなたが運動に取り組む理由は何ですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	健康、体力づくりのため	311	49.9
2	楽しみ、気晴らしのため	107	17.2
3	運動不足を感じるため	104	16.7
4	友人、仲間との交流のため	23	3.7
5	美容や肥満の解消のため	43	6.9
6	自己の記録の更新や能力の向上のため	14	2.2
7	精神の修養や訓練のため	2	0.3
8	その他	13	2.1
	無回答	6	1.0
	合計	623	100

問17 あなたが運動に取り組んだ結果、得られたものは何ですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	達成感	68	10.9
2	生きがい	29	4.7
3	ストレス発散	106	17.0
4	爽快感	123	19.7
5	仲間とのつながり	41	6.6
6	地域とのつながり	5	0.8
7	健康な身体	189	30.3
8	精神状態の改善	32	5.1
9	その他	16	2.6
	無回答	14	2.2
	合計	623	100

問18 あなたが平日（月曜日から金曜日）に運動に取り組む時間帯はいつですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	午前5時から午前8時	54	8.7
2	午前8時から正午	143	23.0
3	正午から午後5時	151	24.2
4	午後5時から午後10時	132	21.2
5	午後10時から午前5時	31	5.0
6	平日は運動を行わない	106	17.0
	無回答	6	1.0
	合計	623	100

問19 あなたが土日・祝日に運動に取り組む時間帯はいつですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	午前5時から午前8時	38	6.1
2	午前8時から正午	187	30.0
3	正午から午後5時	174	27.9
4	午後5時から午後10時	63	10.1
5	午後10時から午前5時	22	3.5
6	土日・祝日は運動を行わない	128	20.5
	無回答	11	1.8
	合計	623	100

問20 あなたは、主にどこで運動に取り組んでいますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	道路(歩道)	199	31.9
2	自宅	119	19.1
3	公共のスポーツ施設	66	10.6
4	民間のインドアスポーツ施設	68	10.9
5	民間のアウトドアスポーツ施設	25	4.0
6	公園	34	5.5
7	学校体育施設	34	5.5
8	山、森林、海、川などの自然環境	18	2.9
9	職場又は職場敷地内	10	1.6
10	公民館	14	2.2
11	空き地	4	0.6
12	その他	24	3.9
	無回答	8	1.3
	合計	623	100

問21 あなたの自宅から運動に取り組む場所まで、どのくらいの距離がありますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	0 m	185	29.7
2	1 m以上500m未満	65	10.4
3	500m以上1,000m未満	72	11.6
4	1 km以上2 km未満	103	16.5
5	2 km以上5 km未満	97	15.6
6	5 km以上10 km未満	49	7.9
7	10 km以上	41	6.6
	無回答	11	1.8
	合計	623	100

問22 あなたは、運動に取り組む場所までどのような交通手段で向かいますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	徒歩又はジョギング	299	48.0
2	自転車	70	11.2
3	自動二輪車(原付含む)	3	0.5
4	自身の運転する車	146	23.4
5	家族や友人の送迎	9	1.4
6	電車やバス	26	4.2
7	タクシー	2	0.3
8	施設の送迎バス	3	0.5
9	その他	31	5.0
	無回答	34	5.5
	合計	623	100

※問12で11を選択した人

問23 あなたが運動に取り組まない理由は何ですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	時間がない	94	25.8
2	面倒くさい	45	12.3
3	きっかけがない	71	19.5
4	生活や仕事、学校で体を動かしているから必要ない	44	12.1
5	金銭的余裕がない	14	3.8
6	運動が嫌い	20	5.5
7	体調がすぐれない	23	6.3
8	運動をする体力がない	16	4.4
9	運動をする場所や施設がない	8	2.2
10	指導者がいない	0	0.0
11	その他	20	5.5
	無回答	10	2.7
	合計	365	100

問24 あなたは、どうすればより運動に取り組むようになると思いますか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	仕事が忙しくなかったら	173	17.4
2	家事や育児が忙しくなかったら	75	7.5
3	健康になったら	73	7.3
4	場所や施設ができたら	123	12.3
5	一緒に取り組む仲間ができたら	85	8.5
6	指導者がいるようになったら	18	1.8
7	金銭的余裕ができたら	93	9.3
8	運動が好きになったら	75	7.5
9	その他	47	4.7
10	これ以上、運動に取り組むようになることはない	88	8.8
	無回答	146	14.7
	合計	996	100

③スポーツについての考え

問25 スポーツをすることは好きですか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	好き	314	31.5
2	どちらかといえば好き	215	21.6
3	普通	293	29.4
4	どちらかといえば嫌い	119	11.9
5	嫌い	43	4.3
	無回答	12	1.2
	合計	996	100

問26 普段、どのようなスポーツをしていますか。最も頻度の多いもの1つを選んでください。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	野球	27	2.7
2	サッカー	28	2.8
3	バレーボール	11	1.1
4	バスケットボール	18	1.8
5	テニス	29	2.9
6	卓球	19	1.9
7	バドミントン	20	2.0
8	ラグビー	3	0.3
9	ゴルフ	60	6.0
10	陸上	28	2.8
11	柔道	1	0.1
12	剣道	4	0.4
13	弓道	4	0.4
14	空手	1	0.1
15	スケートボード	2	0.2
16	BMX	1	0.1
17	インラインスケート	0	0.0
18	水泳	32	3.2
19	スキー	11	1.1
20	スノーボード	7	0.7
21	アイススケート	1	0.1
22	その他	121	12.1
23	スポーツをすることはない	525	52.7
	無回答	43	4.3
	合計	996	100

※問 26 で 1 ～ 22 を選択した人

問27 そのスポーツを始めたきっかけは何ですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	両親又は兄弟など家族から勧められて	64	15.0
2	友人に誘われて	151	35.3
3	選手の活躍を見て	30	7.0
4	テレビなどメディアの影響を受けて	33	7.7
5	医師や看護師などの医療従事者に勧められて	18	4.2
6	その他	124	29.0
	無回答	8	1.9
	合計	428	100

問28 今後、新たに始めてみたいスポーツはありますか。最も興味のあるもの1つを選んでください。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	野球	5	1.2
2	サッカー	6	1.4
3	バレーボール	6	1.4
4	バスケットボール	9	2.1
5	テニス	22	5.1
6	卓球	19	4.4
7	バドミントン	14	3.3
8	ラグビー	3	0.7
9	ゴルフ	25	5.8
10	陸上	2	0.5
11	柔道	0	0.0
12	剣道	4	0.9
13	弓道	14	3.3
14	空手	8	1.9
15	スケートボード	1	0.2
16	BMX	2	0.5
17	インラインスケート	2	0.5
18	水泳	31	7.2
19	スキー	11	2.6
20	スノーボード	17	4.0
21	アイススケート	1	0.2
22	その他	28	6.5
23	新たに始めたいスポーツはない	188	43.9
	無回答	10	2.3
	合計	428	100

※問 12 で 23 を選択した人

問29-1 スポーツをすることはない理由は何ですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	苦手である	82	15.6
2	嫌いである	33	6.3
3	できる場所がない	34	6.5
4	時間がない	147	28.0
5	一緒に競技する友人や仲間がいない	64	12.2
6	金銭的余裕がない	33	6.3
7	高齢、障害など、心身の状態によりできない	72	13.7
8	その他	39	7.4
	無回答	21	4.0
	合計	525	100

問29-2 どうすれば、スポーツを始めるきっかけになると思いますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	場所や施設の確保	54	10.3
2	経済的負担の軽減	44	8.4
3	適切な指導者の確保	5	1.0
4	時間的余裕の確保	163	31.0
5	一緒に競技する友人や仲間の存在	76	14.5
6	高齢者や障害者でも取り組めるスポーツの普及促進	53	10.1
7	その他	19	3.6
8	スポーツをするようになることはない	95	18.1
	無回答	16	3.0
	合計	525	100

問30 スポーツを観ることは好きですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	好き	427	42.9
2	どちらかといえば好き	172	17.3
3	普通	303	30.4
4	どちらかといえば嫌い	59	5.9
5	嫌い	25	2.5
	無回答	10	1.0
	合計	996	100

問31 普段、どのようなスポーツを観戦していますか。最も頻度の多いもの1つを選んでください。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	野球	288	28.9
2	サッカー	182	18.3
3	バレーボール	61	6.1
4	バスケットボール	35	3.5
5	テニス	14	1.4
6	卓球	29	2.9
7	バドミントン	7	0.7
8	ラグビー	26	2.6
9	ゴルフ	52	5.2
10	陸上	29	2.9
11	柔道	1	0.1
12	剣道	2	0.2
13	弓道	1	0.1
14	空手	0	0.0
15	スケートボード	1	0.1
16	BMX	1	0.1
17	インラインスケート	0	0.0
18	水泳	7	0.7
19	スキー	1	0.1
20	スノーボード	2	0.2
21	アイススケート	38	3.8
22	その他	54	5.4
23	スポーツ観戦はしない	141	14.2
	無回答	24	2.4
	合計	996	100

※問 31 で 1 ～ 22 を選択した人

問32-1 どのように観戦していますか。最も頻度の多いもの1つを選んでください。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	テレビ	713	85.8
2	ラジオ	9	1.1
3	インターネット動画配信サービス	69	8.3
4	スタジアムや体育館などの会場	35	4.2
5	その他	1	0.1
	無回答	4	0.5
	合計	831	100

問32-2 スタジアムや体育館などの会場で試合を観戦したいと思いますか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	とても思う	248	29.8
2	やや思う	303	36.5
3	あまり思わない	217	26.1
4	まったく思わない	54	6.5
	無回答	9	1.1
	合計	831	100

※問 31 で 23 を選択した人

問33-1 スポーツ観戦はしない理由は何ですか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	苦手である	24	17.0
2	嫌いである	22	15.6
3	観戦できる場所がない	2	1.4
4	観戦する時間がない	35	24.8
5	観戦する金銭的な余裕がない	4	2.8
6	高齢、障害など、心身の状態により観戦できない	6	4.3
7	その他	41	29.1
	無回答	7	5.0
	合計	141	100

問33-2 どうすれば、スポーツを観るようになると思いますか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	スポーツを観戦する場所や施設の確保	7	5.0
2	地元のプロスポーツチームの存在	4	2.8
3	一緒に観戦する友人や仲間の存在	34	24.1
4	その他	14	9.9
5	スポーツを観戦するようになることはない	77	54.6
	無回答	5	3.5
	合計	141	100

問34-1 障害者スポーツに関心がありますか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	関心がある	106	10.6
2	やや関心がある	309	31.0
3	あまり関心がない	399	40.1
4	関心がない	156	15.7
	無回答	26	2.6
	合計	996	100

※問 34-1 で3または4を選択した人

問34-2 あなたが、障害者スポーツに関心がない理由は何ですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	どんな選手がいるか知らないから	60	10.8
2	身近に障害者スポーツに関わっている人がいないから	165	29.7
3	障害者スポーツが身近な場所で行われていないから	46	8.3
4	障害者スポーツの試合や話題について、メディアであまり取り上げないから	40	7.2
5	どんな競技があるか知らないから	64	11.5
6	スポーツ自体に興味がないから	139	25.0
7	その他	33	5.9
	無回答	8	1.4
	合計	555	100

問34-3 障害者スポーツを推進するために重視した方が良いと思うことは何ですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	障害者スポーツ教室の開催	206	20.7
2	地元出身の障害者スポーツアスリートを応援する仕組みづくり	239	24.0
3	障害者スポーツに関する大会の開催	156	15.7
4	身近なスポーツ施設のバリアフリー化	214	21.5
5	その他	64	6.4
	無回答	117	11.7
	合計	996	100

問35-1 次に掲げるニュースポーツのうち、知っているものはありますか。

(複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	グラウンド・ゴルフ	692	69.5
2	パタンク	143	14.4
3	フロアカーリング	69	6.9
4	ボッチャ	503	50.5
5	モルック	181	18.2
6	ターゲットバードゴルフ	59	5.9
7	スポーツ吹き矢	234	23.5
8	キンボール	29	2.9
9	インディアカ	124	12.4
10	ラケットテニス	103	10.3
11	フラッグフットボール	21	2.1
12	知っているものはない	129	13.0
	無回答	11	1.1
	合計	996	-

※複数回答については、回答者数が996件であることを示しているため、件数を足しても996件にはなりません。また、全体の割合は100%にはなりません。

問35-2 次に掲げるニュースポーツのうち、やってみたいものはありますか。

(複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	グラウンド・ゴルフ	196	19.7
2	パタンク	32	3.2
3	フロアカーリング	44	4.4
4	ボッチャ	131	13.2
5	モルック	106	10.6
6	ターゲットバードゴルフ	33	3.3
7	スポーツ吹き矢	155	15.6
8	キンボール	11	1.1
9	インディアカ	26	2.6
10	ラケットテニス	96	9.6
11	フラッグフットボール	20	2.0
12	特にない	459	46.1
	無回答	22	2.2
	合計	996	-

※複数回答については、回答者数が996件であることを示しているため、件数を足しても996件にはなりません。また、全体の割合は100%にはなりません。

問36-1 eスポーツはスポーツだと思いますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	とても思う	63	6.3
2	やや思う	218	21.9
3	あまり思わない	454	45.6
4	まったく思わない	239	24.0
	無回答	22	2.2
	合計	996	100

問36-2 eスポーツについて、あなたの考え方に最も近いものはどれですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	新たなスポーツの一形態として、運動競技その他の身体活動と定義される従来型のスポーツと同様に取り扱い、競技性を重視して普及促進を目指すべき	84	8.4
2	高齢福祉や障害福祉の観点から有益であると考え、高齢者等の認知症予防や脳機能のリハビリ、障害者と健常者の交流の促進などを中心に据えて普及を促進すべき	221	22.2
3	デジタル人材の育成の観点から有益であると考え、学校教育現場での活用などを中心に据えて普及を促進すべき	60	6.0
4	産業振興の観点から有益であると考え、イベント開催による集客効果などを中心に据えて普及を促進すべき	101	10.1
5	メリットとデメリットが明らかでないため、現状は良し悪しを評価できない	342	34.3
6	体力や視力の低下などを引き起こすおそれがあり、子供たちに悪影響を与えるため、普及促進を図るべきではない	112	11.2
7	その他	41	4.1
	無回答	35	3.5
	合計	996	100

問36-3 あなたは、eスポーツをしてみたいと思いますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	とても思う	53	5.3
2	やや思う	204	20.5
3	あまり思わない	395	39.7
4	まったく思わない	311	31.2
5	普段からやっている	14	1.4
	無回答	19	1.9
	合計	996	100

問37 あなたは、スポーツが地域の活性化に役立つと思いますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	とても思う	304	30.5
2	やや思う	497	49.9
3	あまり思わない	148	14.9
4	まったく思わない	24	2.4
	無回答	23	2.3
	合計	996	100

問38 あなたは、スポーツに関する情報をどこから得ていますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	テレビ、ラジオ	577	57.9
2	広報川越	40	4.0
3	インターネット	271	27.2
4	新聞、雑誌	33	3.3
5	知人、友人	20	2.0
6	職場や施設の仲間	9	0.9
7	所属するクラブや同好会	11	1.1
8	その他	15	1.5
	無回答	20	2.0
	合計	996	100

問39 あなたは、スポーツに関するどのような情報が欲しいと思いますか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	健康や体力づくりの情報	286	28.7
2	自身が参加できる教室やイベントの情報	240	24.1
3	観戦することができる大会やイベントの情報	247	24.8
4	クラブや同好会の活動案内	54	5.4
5	スポーツ施設の情報	104	10.4
6	その他	31	3.1
	無回答	34	3.4
	合計	996	100

④市のスポーツ施策について

問40 市のスポーツ施策について、最も重要と考えるものを1つお選びください。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	野球場、陸上競技場、体育館などの大規模施設の整備や維持管理	168	16.9
2	小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備	389	39.1
3	市のPRに繋がるような大規模なイベントの開催	49	4.9
4	市民が一体となって盛り上げられるプロチームの誘致	87	8.7
5	市民が楽しめるスポーツ教室の充実	200	20.1
6	各種団体などの創意工夫によるイベントを開催できるための補助金などの充実	30	3.0
7	その他	36	3.6
	無回答	37	3.7
	合計	996	100

問41 市が整備する必要があると最も感じる施設を1つ挙げてください。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	野球場	97	9.7
2	ソフトボール場	8	0.8
3	サッカー場	45	4.5
4	フットサル場	6	0.6
5	ラグビー場	7	0.7
6	テニスコート	25	2.5
7	プール	62	6.2
8	BMX・スケートボード場	10	1.0
9	屋外バスケットボールコート	17	1.7
10	屋外スリー・オン・スリーコート	5	0.5
11	アイススケート場	21	2.1
12	ゴルフ練習場	11	1.1
13	グラウンド・ゴルフ場	7	0.7
14	マレットゴルフ場	0	0.0
15	ゲートボール場	0	0.0
16	フィットネスクラブやジム	78	7.8
17	体育館	69	6.9
18	陸上競技場	13	1.3
19	武道場	6	0.6
20	軽体育室	33	3.3
21	運動や多様なスポーツができる多目的グラウンド	342	34.3
22	その他	47	4.7
23	スポーツ施設は必要ない	43	4.3
	無回答	44	4.4
	合計	996	100

問42 市のスポーツ施設整備の方向性に関し、あなたの考えに最も近いもの1つを選択してください。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	他市に誇れる大規模なスポーツ施設を整備してほしい	140	14.1
2	身近な場所でスポーツに取り組める小規模のスポーツ施設を複数整備してほしい	556	55.8
3	スポーツ施設は、現在の施設の維持、改善程度にとどめてほしい	167	16.8
4	スポーツ施設は不要であり、他の施策にコストを掛けてほしい	57	5.7
5	その他	27	2.7
	無回答	49	4.9
	合計	996	100

問43-1 現在の公共スポーツ施設（学校体育施設は除く）に望むことは何ですか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	利用手続き、利用料金の支払いをもっと簡単にしてほしい	116	11.6
2	利用料金を安くしてほしい	104	10.4
3	利用時間を延長してほしい	25	2.5
4	施設設備（空調、体育用具等）を充実してほしい	58	5.8
5	駐車場を広くしてほしい	36	3.6
6	利用案内や健康やスポーツに関する情報を充実してほしい	149	15.0
7	スポーツ施設内に飲食できる場所（カフェなど）がほしい	71	7.1
8	その他	64	6.4
9	特になし	332	33.3
	無回答	41	4.1
	合計	996	100

問44-1 スポーツ振興課で実施している学校プールの開放事業を知っていますか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	知っている	171	17.2
2	知らない	795	79.8
	無回答	30	3.0
	合計	996	100

※問 44-1 で1を選択した人

問44-2 学校プールの開放事業を利用したことがありますか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	霞ヶ関北小学校のプール開放を利用したことがある	22	12.9
2	その他小学校のプール開放を利用したことがある	13	7.6
3	利用したことがない	129	75.4
	無回答	7	4.1
	合計	171	100

問44-3 利用してみて、満足しましたか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	満足した	7	20.0
2	やや満足した	20	57.1
3	やや不満である	4	11.4
4	不満である	0	0.0
	無回答	4	11.4
	合計	35	100

問44-4 利用したことがない理由は何ですか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	身近な場所で開催されないから	23	17.8
2	学校プールでは面白くないから	18	14.0
3	時間が合わないから	26	20.2
4	水泳が好きでないから	43	33.3
5	その他	15	11.6
	無回答	4	3.1
	合計	129	100

問44-5 学校プールなど短水路型の25mプールの夏季開放があった場合、今後、利用してみたいと思いますか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	とても思う	56	5.6
2	やや思う	170	17.1
3	あまり思わない	359	36.0
4	まったく思わない	366	36.7
	無回答	45	4.5
	合計	996	100

問44-6 次の中で、あなたが最もよく使用するプール（学校の授業を除く）はどこですか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	川越水上公園	200	20.1
2	なぐわし公園 PiKOA (ぴこあ)	82	8.2
3	総合福祉センターオアシス	27	2.7
4	民間のフィットネスクラブやジム	41	4.1
5	市外の公設のプール	26	2.6
6	その他	11	1.1
7	プールで泳ぐことはない	571	57.3
	無回答	38	3.8
	合計	996	100

※問 44-6 で6を選択した人

問44-7 プールで泳ぐことはない理由は何ですか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	水泳が好きでないから	244	42.7
2	水泳をする時間がないから	89	15.6
3	身近な場所にプールがないから	58	10.2
4	混雑しているから	31	5.4
5	利用料が高額だから	8	1.4
6	海や川など自然環境の中で泳ぐ方が面白いから	20	3.5
7	その他	98	17.2
	無回答	23	4.0
	合計	571	100

問45-1 川越初雁球場に代わる、新たな野球場の整備を行った方が良いと思いますか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	とても思う	151	15.2
2	やや思う	206	20.7
3	あまり思わない	433	43.5
4	まったく思わない	159	16.0
	無回答	47	4.7
	合計	996	100

※問 45-1 で1または2を選択した人

問45-2 「とても思う」「やや思う」の理由は何ですか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	地元の野球場で競技したいから	22	6.2
2	高校野球やプロ野球の試合を観戦したいから	237	66.4
3	本市のPRのために野球場があった方がよいから	64	17.9
4	その他	26	7.3
	無回答	8	2.2
	合計	357	100

※問 45-1 で3または4を選択した人

問45-3 「あまり思わない」「まったく思わない」理由は何ですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	野球に興味がないから	170	28.7
2	野球場以外のことに予算を使ってほしいから	111	18.8
3	既存のグラウンドを活用すれば十分と考えているから	241	40.7
4	その他	58	9.8
	無回答	12	2.0
	合計	592	100

問46-1 あなたは、どのようなプロスポーツの大会や試合が誘致、開催されれば観戦してみたいと思いますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	野球	230	23.1
2	サッカー	163	16.4
3	ラグビー	55	5.5
4	バレーボール	72	7.2
5	相撲	57	5.7
6	バスケットボール	82	8.2
7	ボクシング	15	1.5
8	ゴルフ	39	3.9
9	卓球	21	2.1
10	その他	45	4.5
11	スポーツ観戦に興味がない	177	17.8
	無回答	40	4.0
	合計	996	100

問46-2 プロスポーツチームを本市に誘致するとすれば、どの競技のチームを誘致した方が良いと思いますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	野球	185	18.6
2	サッカー	205	20.6
3	ラグビー	51	5.1
4	バレーボール	62	6.2
5	バスケットボール	104	10.4
6	卓球	24	2.4
7	その他	32	3.2
8	プロスポーツチーム誘致の必要はない	274	27.5
	無回答	59	5.9
	合計	996	100

問47 あなたは、「スポーツ推進委員」を知っていますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	存在を知っており、活動内容もある程度知っている	45	4.5
2	存在を知っているが、活動内容はわからない	247	24.8
3	存在を知らない	673	67.6
	無回答	31	3.1
	合計	996	100

問48-1 あなたは、総合型地域スポーツクラブを知っていますか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	存在を知っており、入会している	10	1.0
2	存在を知っており、活動内容もある程度知っている	32	3.2
3	存在を知っているが、活動内容はわからない	112	11.2
4	存在を知らない	798	80.1
	無回答	44	4.4
	合計	996	100

※問 48-1 で 1 ～ 3 を選択した人

問48-2 あなたは、総合型地域スポーツクラブの会員になりたいと思いますか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	すでにクラブ会員である	11	7.1
2	身近にクラブがあれば、会員になりたいと思う	14	9.1
3	開講種目によっては、会員になりたいと思う	40	26.0
4	会員になろうとは思わない	61	39.6
5	わからない	25	16.2
	無回答	3	1.9
	合計	154	100

問48-3 あなたが総合型地域スポーツクラブに期待する役割は何ですか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	運動やスポーツの機会の提供	46	29.9
2	地域における交流の創出	22	14.3
3	高齢者や障害者の社会参画の契機	13	8.4
4	子供の運動嫌いの解消やスポーツを楽しむ場の提供	15	9.7
5	スポーツ施設などの運営管理	3	1.9
6	指導者の養成	3	1.9
7	競技力の向上やアスリートの育成	8	5.2
8	学校の部活動の受け皿	8	5.2
9	特にない	22	14.3
10	わからない	12	7.8
	無回答	2	1.3
	合計	154	100

問49-1 あなたが参加したいスポーツ教室にはどのようなものがありますか。(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	バドミントン	50	5.0
2	弓道	34	3.4
3	テニス	42	4.2
4	陸上	16	1.6
5	アイススケート	13	1.3
6	スキー	13	1.3
7	水泳	30	3.0
8	卓球	42	4.2
9	体操	16	1.6
10	ゴルフ	55	5.5
11	サッカー	14	1.4
12	野球	8	0.8
13	バスケットボール	21	2.1
14	バレーボール	13	1.3
15	ソフトボール	9	0.9
16	ラグビー	3	0.3
17	スケートボード	4	0.4
18	BMX	5	0.5
19	グラウンド・ゴルフ	16	1.6
20	剣道	9	0.9
21	柔道	5	0.5
22	空手	12	1.2
23	なぎなた	9	0.9
24	少林寺拳法	6	0.6
25	マレットゴルフ	4	0.4
26	ゲートボール	5	0.5
27	ダンス	51	5.1
28	エアロビック	29	2.9
29	その他	37	3.7
30	特にない	383	38.5
	無回答	42	4.2
	合計	996	100

問49-2 スポーツ教室のあり方について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（単数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体（％）
1	人気のある種目を対象に、行政が積極的にスポーツ教室を主催してほしい	124	12.4
2	認知度の低いスポーツの普及促進を目的に、行政が積極的にスポーツ教室を主催してほしい	108	10.8
3	民間のスポーツ教室を活用することを前提に、委託や補助によって市民が安価にスポーツ教室に参加できる方法を模索してほしい	441	44.3
4	行政の役割は、市民と民間スポーツ教室のマッチング、情報提供のみで十分	143	14.4
5	民間のスポーツ教室も充実しており、行政がスポーツ教室に関与する必要はない	82	8.2
6	その他	35	3.5
	無回答	63	6.3
	合計	996	100

問50-1 小江戸川越ハーフマラソンに参加したことがありますか。（単数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体（％）
1	ランナー、スタッフの両方で参加したことがある	6	0.6
2	ランナーとしてのみ参加したことがある	42	4.2
3	スタッフとしてのみ参加したことがある	44	4.4
4	大会があることは知っているが、参加したことはない	820	82.3
5	大会があることを知らない	59	5.9
	無回答	25	2.5
	合計	996	100

問50-2 小江戸川越ハーフマラソンが本市のPRに繋がっていると思いますか。（単数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体（％）
1	とても思う	220	22.1
2	やや思う	459	46.1
3	あまり思わない	205	20.6
4	まったく思わない	33	3.3
	無回答	79	7.9
	合計	996	100

問50-3 小江戸川越ハーフマラソンが地域の活性化に繋がっていると思いますか。（単数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体（％）
1	とても思う	182	18.3
2	やや思う	459	46.1
3	あまり思わない	233	23.4
4	まったく思わない	37	3.7
	無回答	85	8.5
	合計	996	100

問51-1 フェスティバルに参加したことがありますか。（単数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体（％）
1	フェスティバルに参加したことがある	50	5.0
2	フェスティバルがあることは知っているが、参加したことはない	251	25.2
3	フェスティバルがあることを知らない	647	65.0
	無回答	48	4.8
	合計	996	100

※問 51-1 で1を選択した人

問51-2 フェスティバルがスポーツを行うきっかけになりましたか。（単数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体（％）
1	とても思う	8	16.0
2	やや思う	17	34.0
3	あまり思わない	19	38.0
4	まったく思わない	6	12.0
	無回答	0	0.0
	合計	50	100

⑤その他、運動やスポーツについて

問52-1 スポーツに関するボランティア活動に参加したことがありますか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	参加したことがある	86	8.6
2	参加したことはない	871	87.4
	無回答	39	3.9
	合計	996	100

問52-2 今後、スポーツに関するボランティア活動に参加したいと思いますか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	とても思う	30	3.0
2	やや思う	188	18.9
3	あまり思わない	470	47.2
4	まったく思わない	250	25.1
	無回答	58	5.8
	合計	996	100

※問 52-2 で1または2を選択した人

問52-3 どのようなボランティア活動なら参加したいと思いますか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	スポーツ団体やクラブでの補助的な活動	68	31.2
2	大会やイベントの運営や補助	122	56.0
3	運動やスポーツの指導	16	7.3
4	スポーツの審判	4	1.8
5	その他	3	1.4
	無回答	5	2.3
	合計	218	100

※問 52-2 で3または4を選択した人

問52-4 「思わない」最も大きな理由は何ですか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	仕事や子育てが忙しく時間的な余裕がない	229	31.8
2	活動に対する適切な対価（実費程度の額）がない又は対価が少ない	41	5.7
3	活動での人間関係が煩わしい	166	23.1
4	ボランティア活動ができる団体やイベントを知らない	123	17.1
5	ボランティアへの応募方法がわからない	13	1.8
6	その他	116	16.1
	無回答	32	4.4
	合計	720	100

問53-1 自治会など、地域で実施される運動やスポーツのイベントに関わったことがありますか。 (単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	関わったことがある	339	34.0
2	関わったことがない	629	63.2
	無回答	28	2.8
	合計	996	100

※問 53-1 で1を選択した人

問53-2 どのようなイベントに関わりましたか。 (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	ラジオ体操会	188	55.5
2	町内体育祭	221	65.2
3	校区少年・少女スポーツ大会	108	31.9
4	その他	21	6.2
	無回答	3	0.9
	合計	339	100

問53-3 関わってみてどのような感想をお持ちですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	地域の繋がりが強まった	106	31.3
2	普段話さない人と知り合いになれた	94	27.7
3	運動やスポーツに取り組むきっかけとなった	14	4.1
4	憂鬱な気持ちが軽くなった	2	0.6
5	金銭的な負担が大きい	1	0.3
6	時間的な負担が大きい	44	13.0
7	肉体的な負担が大きい	7	2.1
8	精神的な負担が大きい	22	6.5
9	その他	10	2.9
10	特にない	34	10.0
	無回答	5	1.5
	合計	339	100

※問 53-1 で2を選択した人

問53-4 「関わったことがない」その理由は何ですか。

(単数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	実施されていることを知らない	215	34.2
2	地域の活動に興味がない	64	10.2
3	時間的余裕がない	125	19.9
4	金銭的余裕がない	4	0.6
5	体力に自信がない	35	5.6
6	地域の方との交流が苦手である	48	7.6
7	高齢、障害など、心身の状態により参加できない	45	7.2
8	その他	21	3.3
9	特に理由はない	68	10.8
	無回答	4	0.6
	合計	629	100

(2) クロス集計結果（抜粋）

クロス集計結果の抜粋については、第2章の意識調査の結果に掲載している内容と関連したものを抜粋しています。

問 25 スポーツをすることは好きですか。× 問1 性別

上段:件数 下段:%		スポーツをすることは好きか						
		合計	好き	どちらかといえば好き	普通	どちらかといえば嫌い	嫌い	無回答
性別	男	443	174 39.3	88 19.9	128 28.9	35 7.9	15 3.4	3 0.7
	女	538	138 25.7	124 23.0	161 29.9	80 14.9	27 5.0	8 1.5
	回答しない	10	1 10.0	2 20.0	2 20.0	4 40.0	1 10.0	0 0.0

問12 あなたは、どのくらい運動に取り組んでいますか。× 問2 年代

上段:件数 下段:%		どのくらい運動に取り組んでいるか								
		合計	毎日	週に6日	週に5日	週に4日	週に3日	週に2日	週に1日	月に1日から3日
年代	20歳未満	30	4 13.3	4 13.3	1 3.3	2 6.7	4 13.3	2 6.7	2 6.7	2 6.7
	20歳代	82	5 6.1	2 2.4	7 8.5	3 3.7	5 6.1	8 9.8	9 11.0	11 13.4
	30歳代	101	5 5.0	0 0.0	4 4.0	7 6.9	3 3.0	7 6.9	8 7.9	8 7.9
	40歳代	158	13 8.2	2 1.3	7 4.4	7 4.4	10 6.3	14 8.9	13 8.2	16 10.1
	50歳代	199	18 9.0	5 2.5	12 6.0	6 3.0	16 8.0	22 11.1	22 11.1	11 5.5
	60歳代	201	16 8.0	8 4.0	19 9.5	12 6.0	19 9.5	20 10.0	28 13.9	9 4.5
	70歳以上	223	33 14.8	9 4.0	12 5.4	25 11.2	23 10.3	18 8.1	15 6.7	11 4.9

		合計	3か月に1日から2日	年に1日から3日	運動は行っていない	無回答
年代	20歳未満	30	1 3.3	0 0.0	7 23.3	1 3.3
	20歳代	82	5 6.1	1 1.2	26 31.7	0 0.0
	30歳代	101	8 7.9	2 2.0	47 46.5	2 2.0
	40歳代	158	4 2.5	3 1.9	69 43.7	0 0.0
	50歳代	199	5 2.5	2 1.0	77 38.7	3 1.5
	60歳代	201	2 1.0	1 0.5	67 33.3	0 0.0
	70歳以上	223	3 1.3	0 0.0	72 32.3	2 0.9

問38 あなたは、スポーツに関する情報をどこから得ていますか。× 問2 年代

上段:件数 下段:%		スポーツに関する情報をどこから得ているか								
		合計	テレビ、ラジオ	広報川越	インターネット	新聞、雑誌	知人、友人	職場や施設の仲間	所属するクラブや同好会	その他
年代	20歳未満	30	14 46.7	0 0.0	14 46.7	0 0.0	0 0.0	1 3.3	0 0.0	0 0.0
	20歳代	82	39 47.6	2 2.4	36 43.9	0 0.0	0 0.0	1 1.2	1 1.2	3 3.7
	30歳代	101	45 44.6	4 4.0	45 44.6	1 1.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	3 3.0
	40歳代	158	71 44.9	6 3.8	67 42.4	3 1.9	2 1.3	3 1.9	1 0.6	3 1.9
	50歳代	199	124 62.3	8 4.0	54 27.1	2 1.0	4 2.0	2 1.0	1 0.5	1 0.5
	60歳代	201	121 60.2	9 4.5	43 21.4	14 7.0	3 1.5	1 0.5	3 1.5	3 1.5
	70歳以上	223	162 72.6	11 4.9	12 5.4	12 5.4	10 4.5	1 0.4	5 2.2	2 0.9

問 40 市のスポーツ施策について、最も重要と考えるものを1つお選びください。× 問2 年代

上段:件数		市のスポーツ施策について、最も重要と考えるもの								
下段:%		合計	野球場、陸上競技場、体育館などの大規模施設の整備や維持管理	小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備	市のPRに繋がるような大規模なイベントの開催	市民が一体となって盛り上げられるプロチームの誘致	市民が楽しめるスポーツ教室の充実	各種団体などの創意工夫によるイベントを開催するための補助金などの充実	その他	無回答
年代	20歳未満	30	10 33.3	8 26.7	2 6.7	4 13.3	3 10.0	2 6.7	0 0.0	1 3.3
	20歳代	82	11 13.4	36 43.9	12 14.6	7 8.5	12 14.6	3 3.7	1 1.2	0 0.0
	30歳代	101	20 19.8	33 32.7	9 8.9	13 12.9	17 16.8	4 4.0	2 2.0	3 3.0
	40歳代	158	32 20.3	67 42.4	5 3.2	13 8.2	21 13.3	8 5.1	11 7.0	1 0.6
	50歳代	199	38 19.1	74 37.2	11 5.5	18 9.0	36 18.1	4 2.0	12 6.0	6 3.0
	60歳代	201	38 18.9	76 37.8	4 2.0	22 10.9	46 22.9	3 1.5	4 2.0	8 4.0
	70歳以上	223	18 8.1	95 42.6	6 2.7	10 4.5	65 29.1	6 2.7	6 2.7	17 7.6

問 40 市のスポーツ施策について、最も重要と考えるものを1つお選びください。× 問13 運動する日について、平均すると1日にどのくらいの時間、運動に取り組んでいますか。

上段:件数		市のスポーツ施策について、最も重要と考えるもの								
下段:%		合計	野球場、陸上競技場、体育館などの大規模施設の整備や維持管理	小規模ながらも身近な場所で運動やスポーツができる多目的グラウンドなどの整備	市のPRに繋がるような大規模なイベントの開催	市民が一体となって盛り上げられるプロチームの誘致	市民が楽しめるスポーツ教室の充実	各種団体などの創意工夫によるイベントを開催するための補助金などの充実	その他	無回答
平均運動時間	30分未満	138	23 16.7	57 41.3	7 5.1	10 7.2	25 18.1	6 4.3	6 4.3	4 2.9
	30分以上	116	13 11.2	52 44.8	3 2.6	10 8.6	20 17.2	6 5.2	3 2.6	9 7.8
	40分未満	128	19 14.8	52 40.6	2 1.6	12 9.4	31 24.2	2 1.6	6 4.7	4 3.1
	60分未満	128	29 22.7	48 37.5	5 3.9	12 9.4	28 21.9	3 2.3	2 1.6	1 0.8
	90分未満	69	14 20.3	29 42.0	3 4.3	3 4.3	12 17.4	3 4.3	1 1.4	4 5.8
	120分未満	44	12 27.3	16 36.4	4 9.1	4 9.1	4 9.1	2 4.5	1 2.3	1 2.3
	120分以上									

4 スポーツ基本法

スポーツ基本法

平成 23 年法律第 78 号

前文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなの形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることにより、多様な

国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

- 第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。
- 3 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポ

ース施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五条 削除

（スポーツに関する科学研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用）

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用を努めるものとする。

（発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保）

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(高等学校の生徒のスポーツの推進)

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実)

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

- 2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。
- 3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。第二十九条の五第一項において同じ。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等）

第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を

有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

（スポーツの振興のために必要な資金等）

- 第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。
- 2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。
 - 3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

5 川越市スポーツ推進審議会

(1) 川越市スポーツ推進審議会条例

川越市スポーツ推進審議会条例

昭和 37 年 3 月 27 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 本市は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、川越市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 23 条例 15・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(平 23 条例 15・全改)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 22 条例 1・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 22 条例 1・一部改正)

(議事)

第 5 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 22 条例 1・旧第 6 条繰上・一部改正)

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(平 11 条例 6・旧第 8 条繰上、平 22 条例 1・旧第 7 条繰上・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、市長が定める。

(平 11 条例 6・旧第 9 条繰上、平 22 条例 1・旧第 8 条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 19 日条例第 6 号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(川越市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の川越市スポーツ振興審議会に関する条例の規定により設置されたスポーツ振興審議会(以下この項において「旧審議会」という。)の委員であり、引き続き第 1 条の規定による改正後の川越市スポーツ振興審議会に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定により設置される川越市スポーツ振興審議会の委員に任命されるものの任期は、改正後の条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日条例第 15 号)抄

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(2) 川越市スポーツ推進審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
牛久保 努	川越市スポーツ協会	会長
大桃 敏行	川越市社会教育委員協議会	
金井 進	川越市校長会	
金澤 勝	川越市スポーツ少年団	
上條 岳	(公財) 埼玉県スポーツ協会	
小松 正彦	川越市自治会連合会	
秦 重美	(一社) 川越市医師会	
廣瀬 恒平	尚美学園大学	
山田 上	川越市スポーツ推進委員連絡協議会	副会長
横田 等	川越商工会議所	
高篠 昭夫 (前委員)	川越市社会教育委員協議会	
眞下 英二 (前委員)	尚美学園大学	

敬省略

6 川越市スポーツ施策推進庁内検討委員会設置要綱

川越市スポーツ施策推進庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市のスポーツに係る施策を推進し、諸課題について検討するため、川越市スポーツ施策推進庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 本市のスポーツ施策の推進に関すること。
- (2) 本市のスポーツ施設の整備に関すること。
- (3) 川越市スポーツ推進計画の進捗管理及び見直しに関すること。
- (4) その他スポーツに関連する施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、文化スポーツ部長の職にある者をもって充て、副委員長は、スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる課の所属長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(関係者又は関係職員の出席)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 第2条に規定する事項について、詳細かつ具体的に検討することで、委員会の職務の円滑な遂行に資するため、委員会に川越市スポーツ施策推進庁内検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、スポーツ振興課長の職にある者を充て、副部会長はあらかじめ部会長が指名した者とする。
- 4 部会員は、別表に掲げる課の職員であって、所属長の推薦を受けた者とする。
- 5 前3条の規定は、検討部会について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「委員会」とあるのは「検討部会」と読み替えるものとする。
- 6 部会長は、特定の課題について詳細な調査及び検討を行うため、検討部会に分科会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和5年5月17日市長決裁）から施行する。

別表（第3条及び第7条関係）

政策企画課 財政課 地域づくり推進課 文化芸術振興課
障害者福祉課 高齢者いきがい課 こども育成課
健康づくり支援課 公園整備課 地域教育支援課 教育指導課

第四次 川越市スポーツ推進計画

令和8（2026）年3月策定

発行 川越市文化スポーツ部スポーツ振興課
〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
電話 049-224-8811（代表）
049-224-6094（直通）
Mail sportsshinko★city.kawagoe.lg.jp
（上記の★は@にお読み替えてください）

